

第2期松阪市子ども・子育て支援事業計画



松阪市

は じ め に

本市においても例外ではない、急速な少子化の進行、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など社会や経済の環境の変化によりもたらされた子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。このような状況の中、子どもの心身の健やかな発達を妨げ、ひいては生命脅かす児童虐待の発生も全国的に後を絶ちません。



本市では、平成27年度に「松阪市子ども・子育て事業支援計画」を策定し、保育園、幼稚園及び認定こども園の整備をはじめ子ども・子育てに関する事業を総合的かつ計画的に取り組んできましたが、このたび令和2年度から令和6年度の5年間を計画期間とする「第2期松阪市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

前計画の基本理念である「子どもと家庭を地域で支え、育むまち・松阪」を踏襲し、子どもや子どもを産み育てる方々に寄り添い、途切れのない支援を行うことで、すべての子どもと保護者に幸せを感じてもらえる地域づくりを着実に進めていく所存です。

本計画において子ども行政が子ども・子育て支援の質と量の充実を目指す一方で、家庭、学校、地域、職場など社会のあらゆる分野において、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解が深まり、それぞれがその役割を果し、すべての子どもたちが健やかに成長できる社会の実現を願ってやみません。

最期に、本計画の策定にあたり、真摯な審議を重ねていただきました「松阪市子ども・子育て会議」の委員の皆さま並びにアンケート調査に際し貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆さまなど関係者の方々に厚くお礼申し上げます。

令和2年3月

松阪市長

竹上真人

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の法的根拠と位置づけ	2
3 計画期間.....	3
4 計画策定体制と経過	3
第2章 子どもと家庭を取り巻く環境の状況	4
1 社会的な状況	4
2 保育園・幼稚園における現状.....	12
3 放課後児童クラブにおける現状.....	14
4 子ども・子育て支援事業計画にかかるニーズ調査の結果と分析.....	16
5 第1期子ども・子育て支援事業計画の評価.....	33
6 子ども・子育てを取り巻く課題.....	38
第3章 計画の基本的な考え方.....	40
1 基本理念.....	40
2 基本的視点.....	41
3 基本目標.....	42
4 施策の体系.....	44
第4章 基本目標ごとの施策の展開.....	45
基本目標1 家庭における子育て・親育ちへの支援.....	45
基本目標2 子どもの健やかな成長支援	50
基本目標3 子どもの生きる力の育成.....	55
基本目標4 子どもが元気で心のびのび育つ地域づくり	60
第5章 子ども・子育て支援サービスの見込み量と確保方策	64
1 教育・保育提供区域の設定.....	64
2 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制.....	65
第6章 計画の推進にあたって.....	87
1 教育・保育の一体的提供の推進.....	87
2 教育・保育の質の確保へ向けた取組み	87
3 国際化の進展に伴う幼児への支援・配慮.....	87
4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	88
5 国・県等との連携	88
6 計画の進行管理.....	88
資料編.....	89
1 松阪市子ども・子育て会議条例.....	89
2 策定経過.....	91
3 松阪市子ども・子育て会議委員名簿.....	92
4 用語解説（50音順）	93



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

国では平成24年8月に待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、就学前の子どもへの教育・保育及び地域子育て支援にかかる新たな制度を実施するため、「子ども・子育て支援法」を柱とした「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

この関連3法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から施行されることになり、この新制度施行に伴い、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るため、本市において「松阪市子ども・子育て支援事業計画」（平成27～令和元年度）を策定しました。

現在、我が国ではますます少子高齢化が進み、働き方改革の推進や令和元年10月からは幼児教育・保育の無償化が始まるなど、子ども・子育てを取り巻く環境は変化しています。

本市においても少子化が年々進んでいますが、様々な家庭のニーズに応じた保育サービスの充実や、子育ての不安を軽減し、子育ての楽しさを実感することができるよう、子育て世代包括支援センターを中核とした相談体制や情報提供などの子育て支援機能の充実、こども医療費の助成、安全な通学路を確保するための通学路対策事業など、様々な取組みを進めてきました。

しかし、女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育需要の高まり、世帯規模の縮小や地域のつながりの希薄化による子育て不安を持つ保護者の増加、今後もますます進むであろう少子化など、子育てをめぐる環境の変化に対応していくことが求められています。

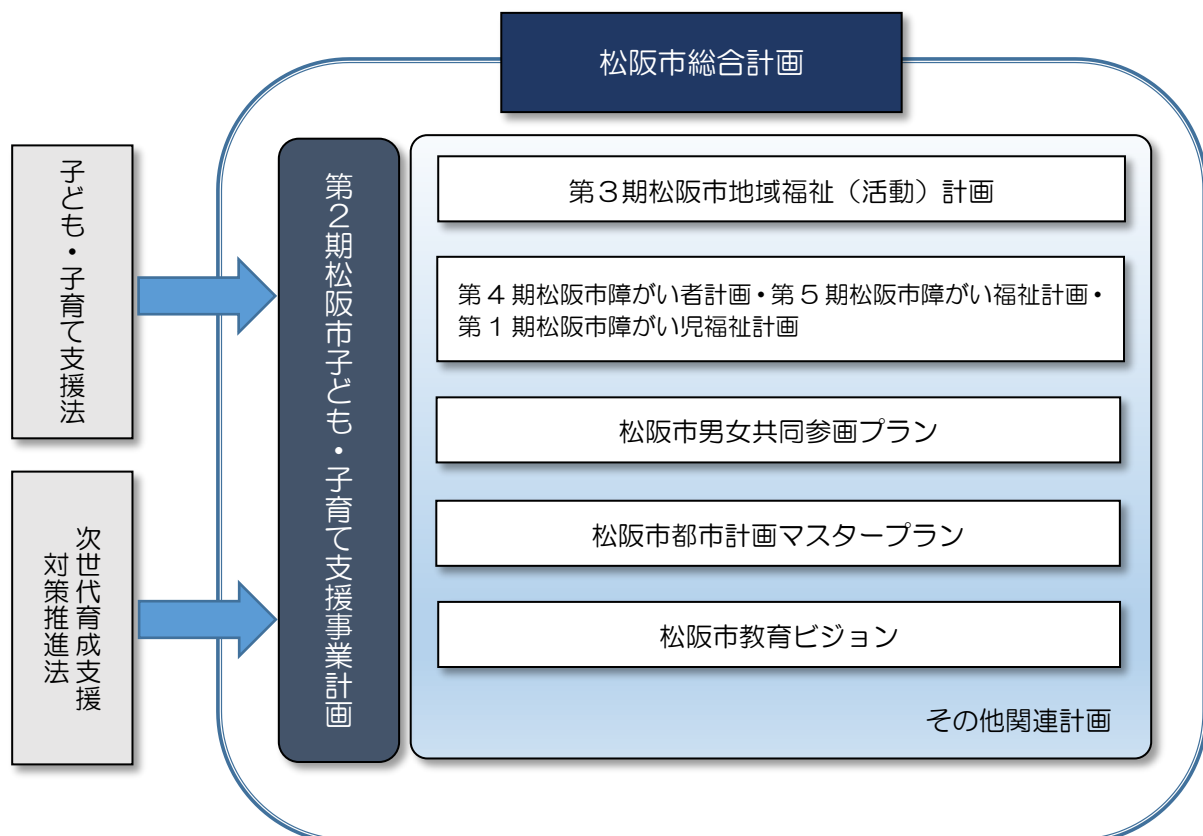
このような状況を踏まえ、教育・保育事業の量と質及び子育て支援施策の充実を重要な視点とするとともに、市の子どもたちとその親が幸せに生き続けることができるよう、「第2期松阪市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。また、次世代育成支援行動計画については、義務策定から任意策定に変更されていますが、すべての子どもと子育て世帯を対象として、本市が推進する子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定める観点から、子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定します。

また、子どもと子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくりなどあらゆる分野にわたり、これらの施策の総合的・一体的な推進が必要であるため、本計画は、上位計画である松阪市総合計画や、第3期松阪市地域福祉（活動）計画をはじめとした他の計画などとの整合を図ります。

【計画の位置づけ】





3 計画期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年において計画の見直しを行うものとします。

【計画期間】

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
松阪市子ども・子育て支援事業計画					第2期松阪市子ども・子育て支援事業計画				

4 計画策定体制と経過

（1）住民ニーズ調査の実施

この計画を策定するに際して、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、0～5歳就学前児童の保護者、小学1～6年生の保護者を対象として、「子育て支援に関するアンケート調査（平成30年11月）」を実施しました。

（2）「松阪市子ども・子育て会議」の開催

この計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、市における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による住民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「松阪市子ども・子育て会議」において、計画内容を審議しました。

第2章 子どもと家庭を取り巻く環境の状況

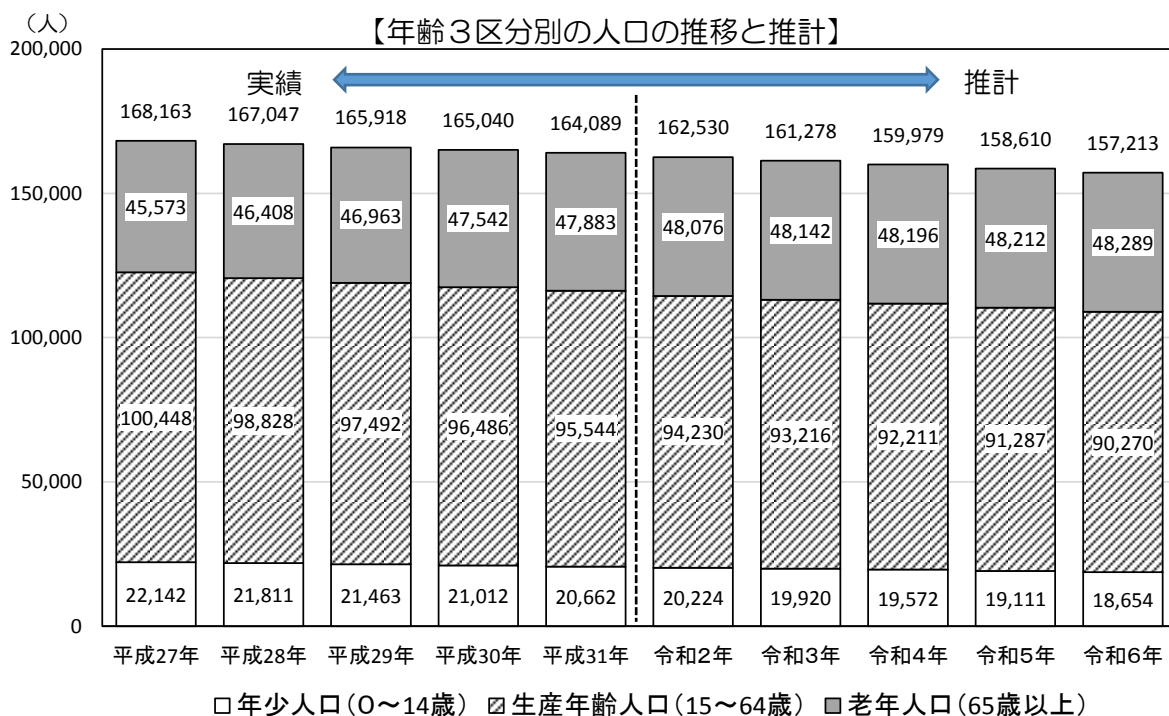
1 社会的な状況

(1) 就学前児童を取り巻く環境

①人口の推移と推計

本市の人口推移と推計をみると、平成27年の168,163人以降、減少傾向となっており、平成31年には164,089人となっています。推計では、今後も人口は減少し、計画最終年度の令和6年には157,213人まで減少することが見込まれます。

年齢を年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）の3区分に分けてみると、年少人口（0～14歳）は減少傾向が続いており、平成31年には20,662人となっています。それに対し、老年人口（65歳以上）は増加傾向となっており、平成31年には47,883人となっています。年少人口（0～14歳）の減少と老年人口（65歳以上）の増加は今後も続き、本市では少子高齢化が進むことが見込まれます。

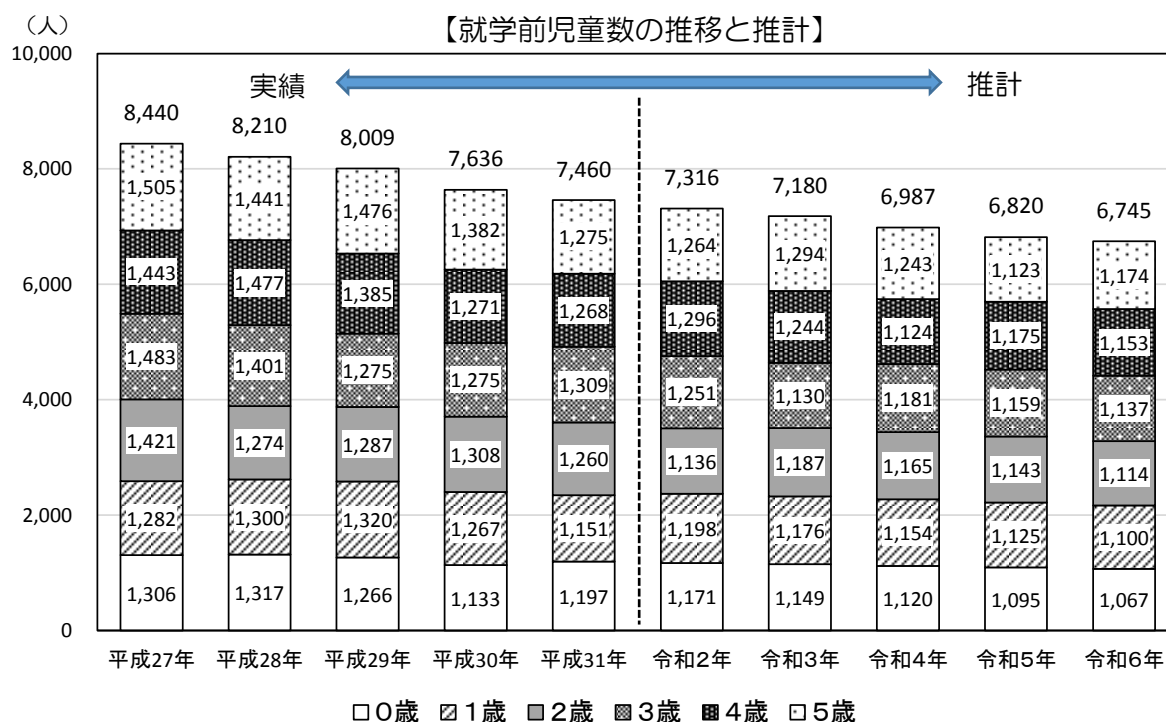


資料：住民基本台帳（各年4月1日）推計人口は住民基本台帳をもとに算出



②就学前児童数の推移と推計

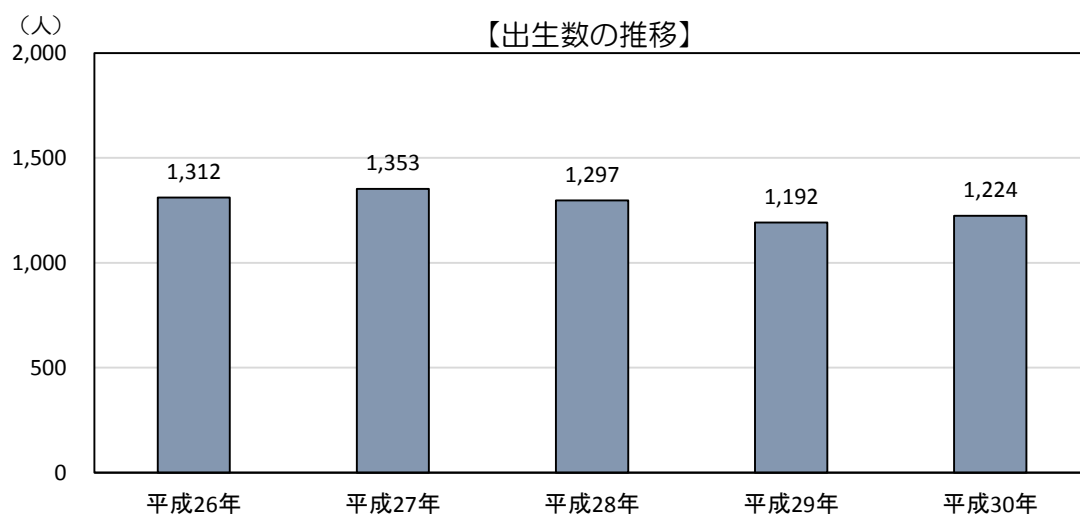
就学前児童数の推移と推計をみると、減少傾向で推移しており、平成31年では7,460人と、平成27年から980人減少しています。推計では、今後も就学前児童数は減少し、計画最終年度の令和6年には6,745人まで減少することが見込まれます。



資料：住民基本台帳（各年4月1日）推計人口は住民基本台帳をもとに算出

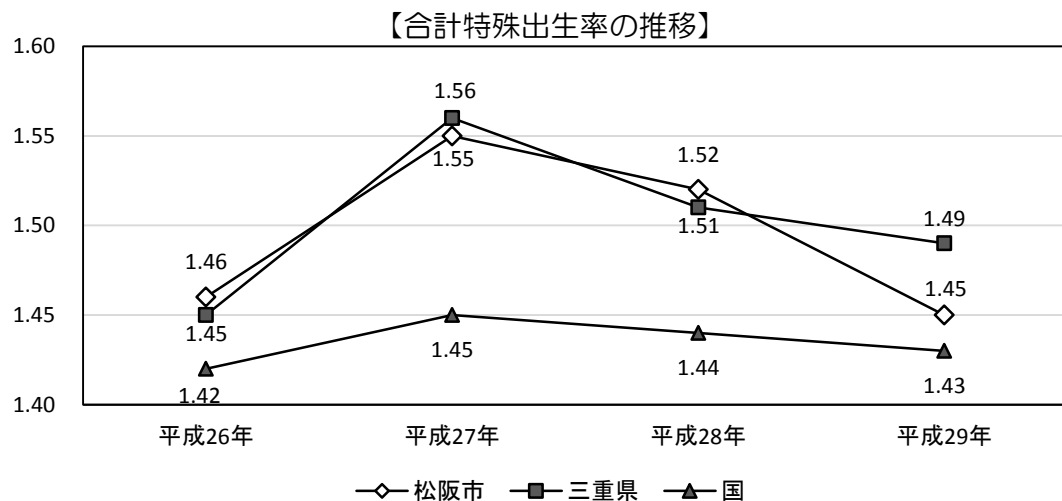
③出生数の推移

本市の出生数の推移をみると、平成29年までは減少傾向で推移していましたが、平成30年では平成29年より32人増加し、1,224人となっています。



④合計特殊出生率の推移

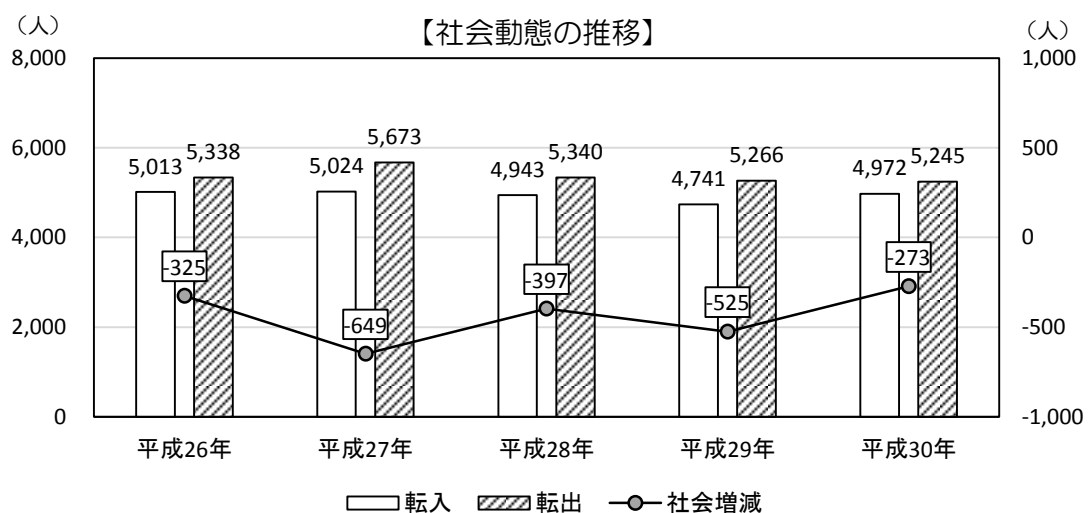
本市の合計特殊出生率の推移をみると、国のポイントを上回って推移しています。平成29年においては、国のポイントを0.02ポイント上回り、県のポイントを0.04下回っており、1.45となっています。



資料：人口動態統計、松江市保健統計報告書

⑤社会動態の推移

本市の社会動態の推移をみると、転入より転出の多い、社会減が続いており、平成30年では273人の転出超過となっています。



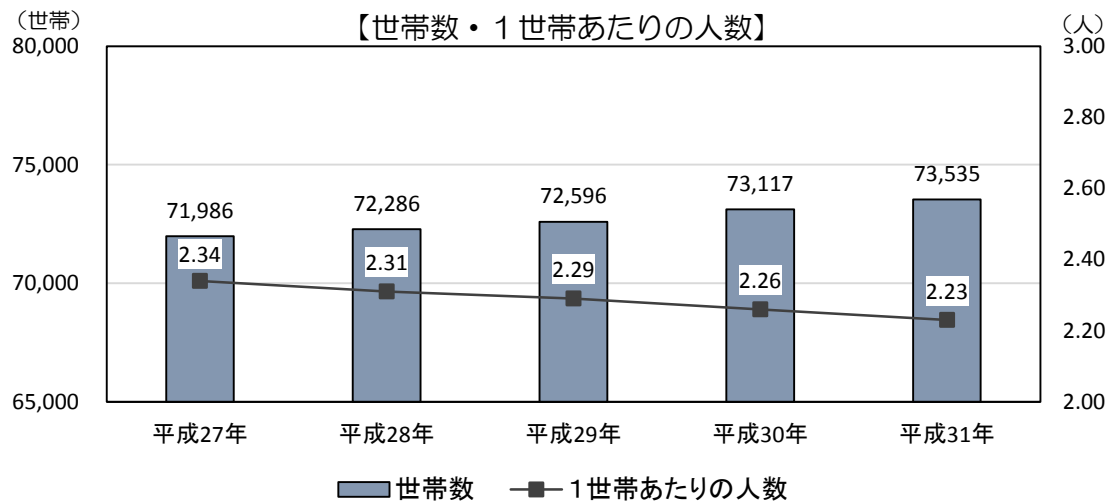
資料：松江市の人口・世帯数及び人口動態（住民基本台帳）



(2) 世帯のまとめ

①世帯数・1世帯あたりの人数

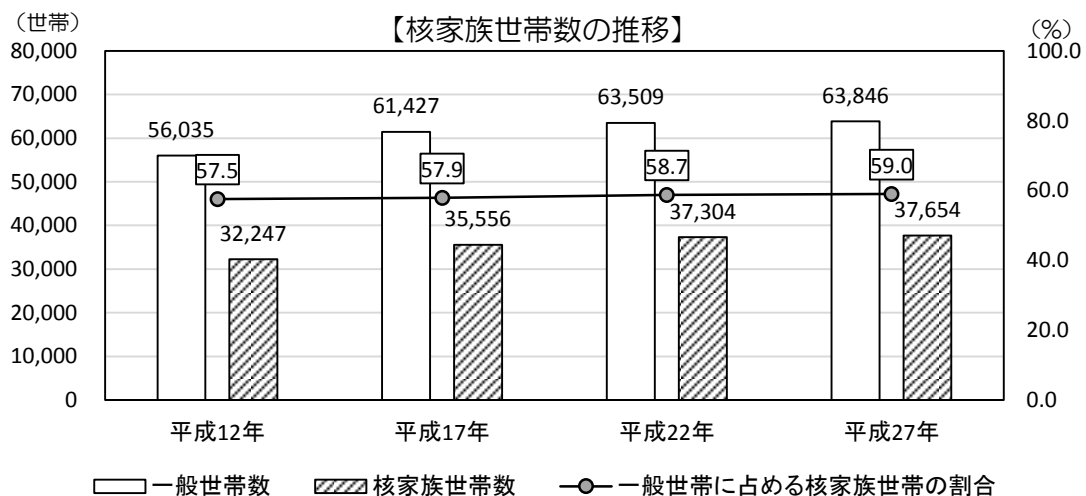
本市の世帯数は、人口が減少傾向で推移する一方で増加しており、平成31年には73,535世帯と、平成27年に比べ1,549世帯増加しています。これに伴い、1世帯あたりの人数は年々減少しており、平成31年には2.23人となっています。



②核家族世帯数の推移

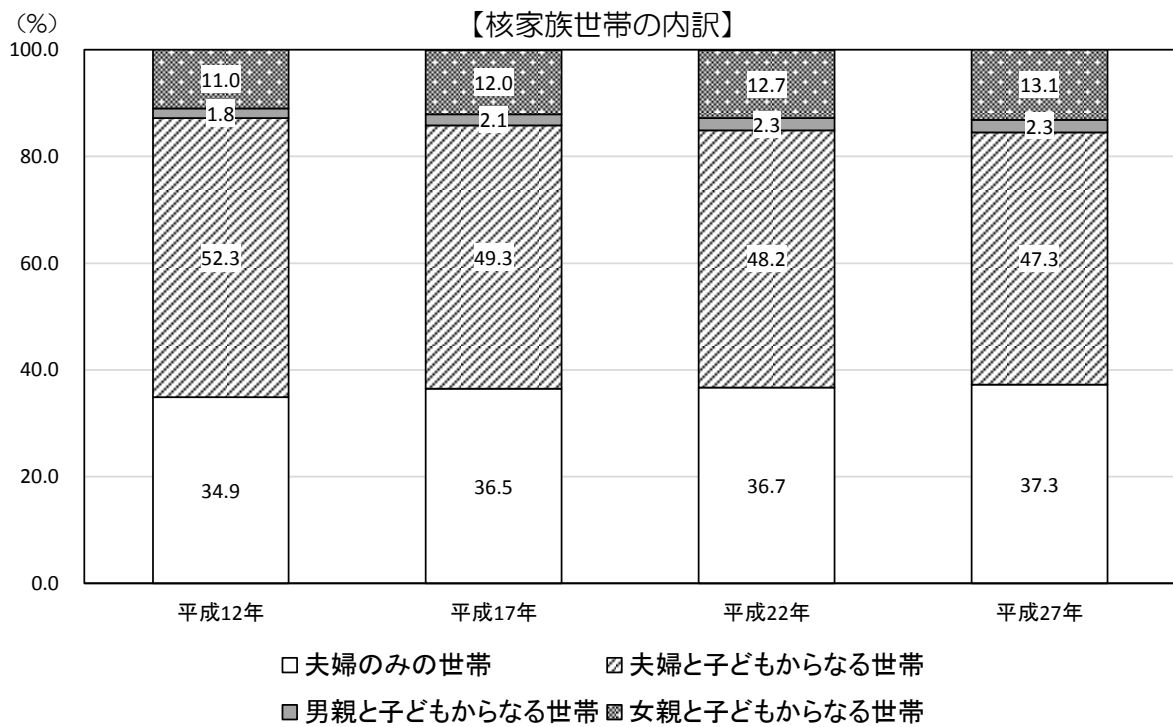
核家族世帯数の推移をみると、増加傾向で推移しており、平成27年で37,654世帯となっています。

一般世帯に占める核家族世帯の割合をみると、増加傾向で推移しており、平成27年では59.0%と、本市の一般世帯の約6割が核家族世帯となっています。



③核家族世帯の内訳

核家族世帯の内訳をみると、平成 27 年には、夫婦と子どもからなる世帯の割合は 47.3%と、平成 12 年に比べ 5.0 ポイント減少しています。男親と子どもからなる世帯、女親と子どもからなる世帯は増加傾向となっており、ひとり親世帯が増加していることがうかがえます。



資料：国勢調査



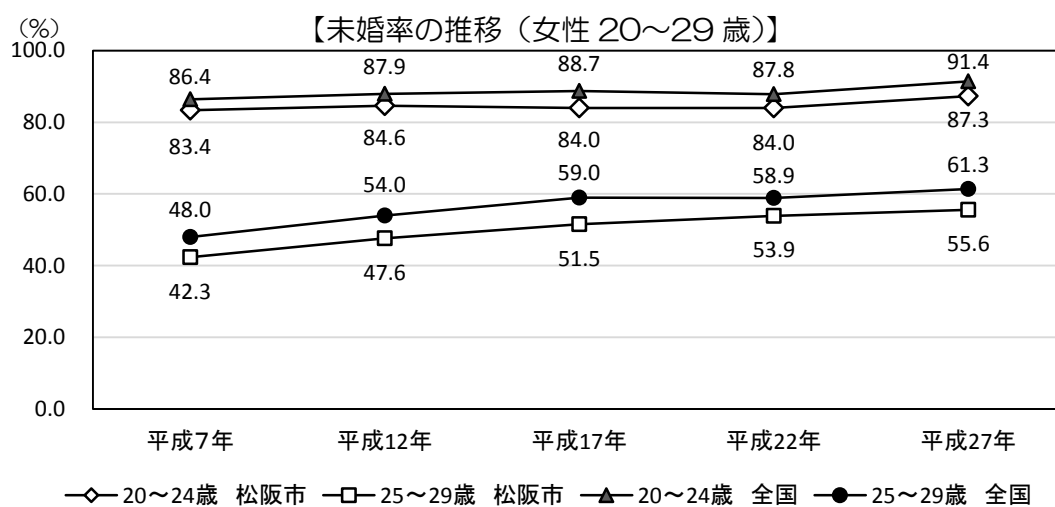


(3) 婚姻の動向

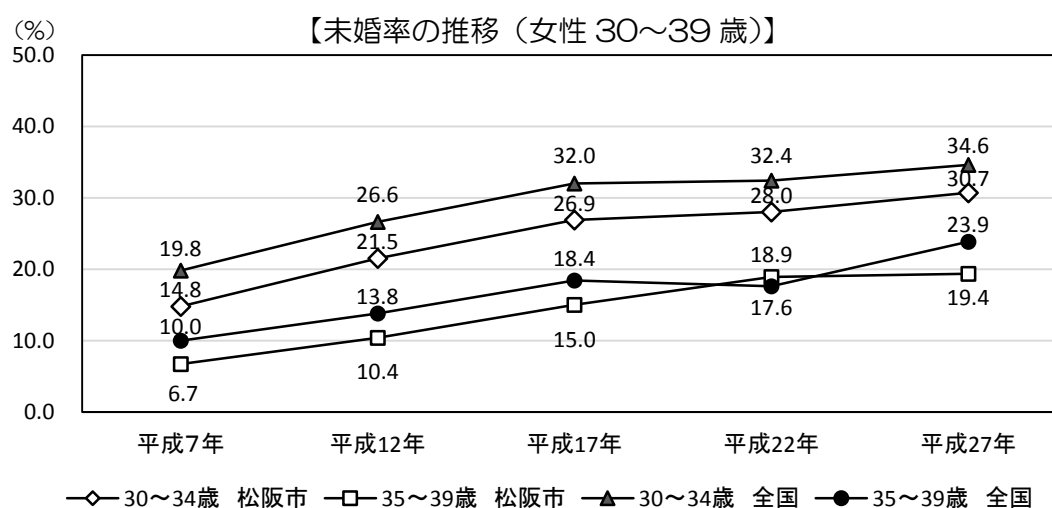
① 未婚率

本市における20～39歳の未婚率は男女とも増加傾向が続いていますが、平成27年では、男女とも全国平均を下回り推移しています。

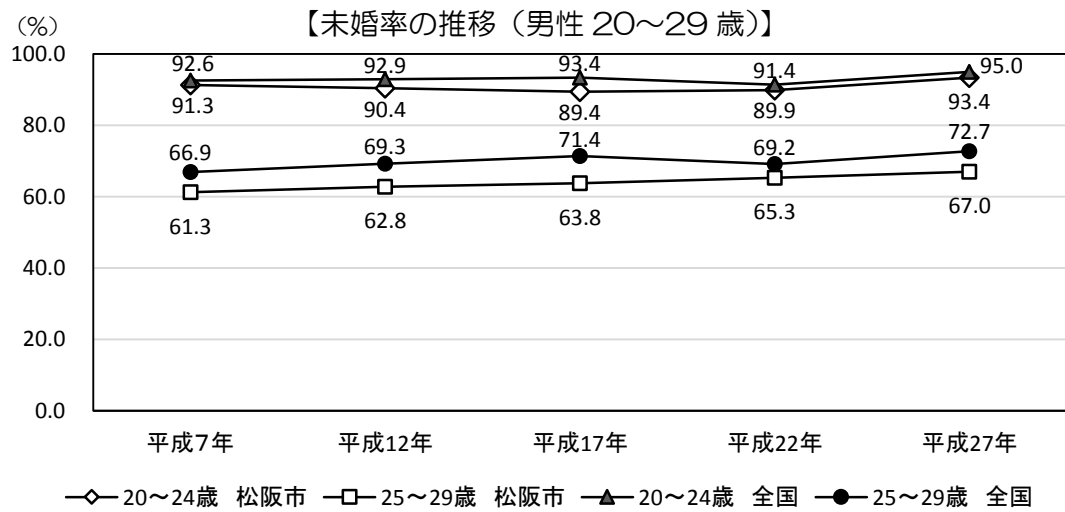
結婚しない人たちの割合の増加は、子どもの出生数に影響を与えられ、将来のさらなる少子化が懸念されます。



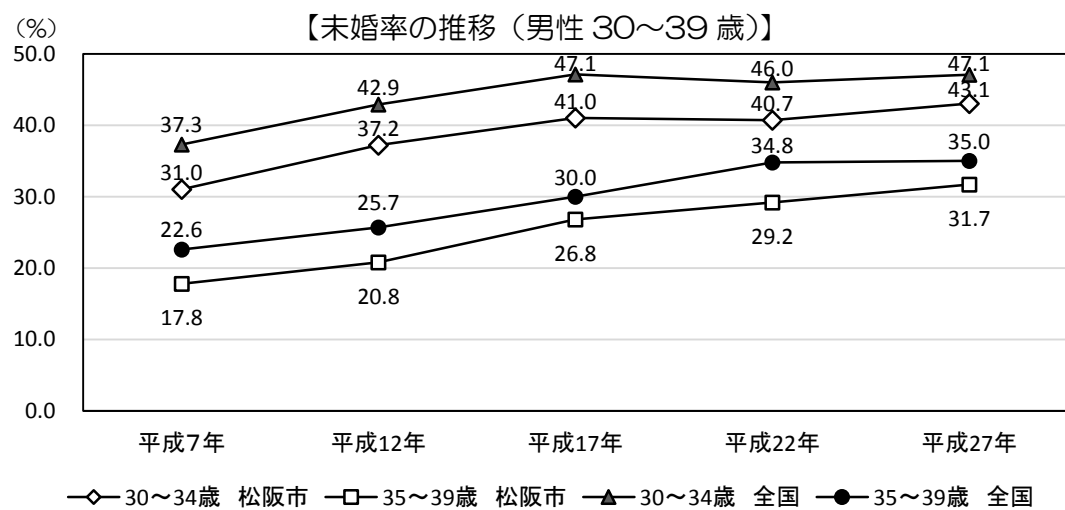
資料：国勢調査



資料：国勢調査



資料：国勢調査



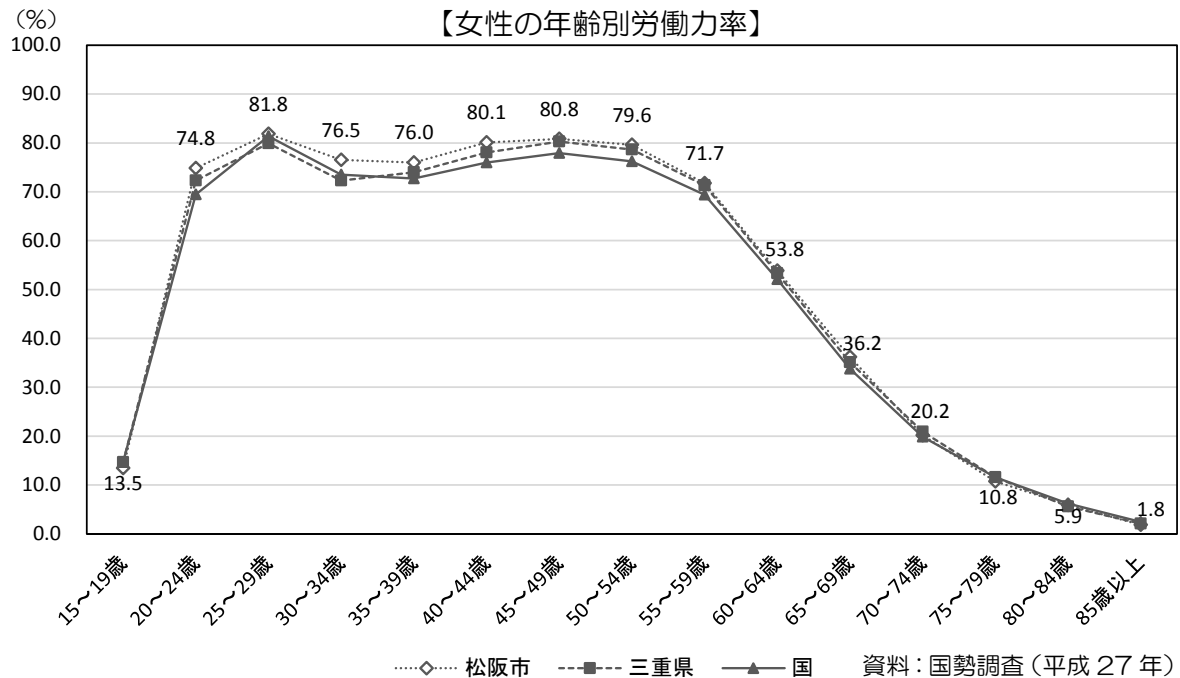
資料：国勢調査



(4) 働く女性の状況

①年齢別労働力率

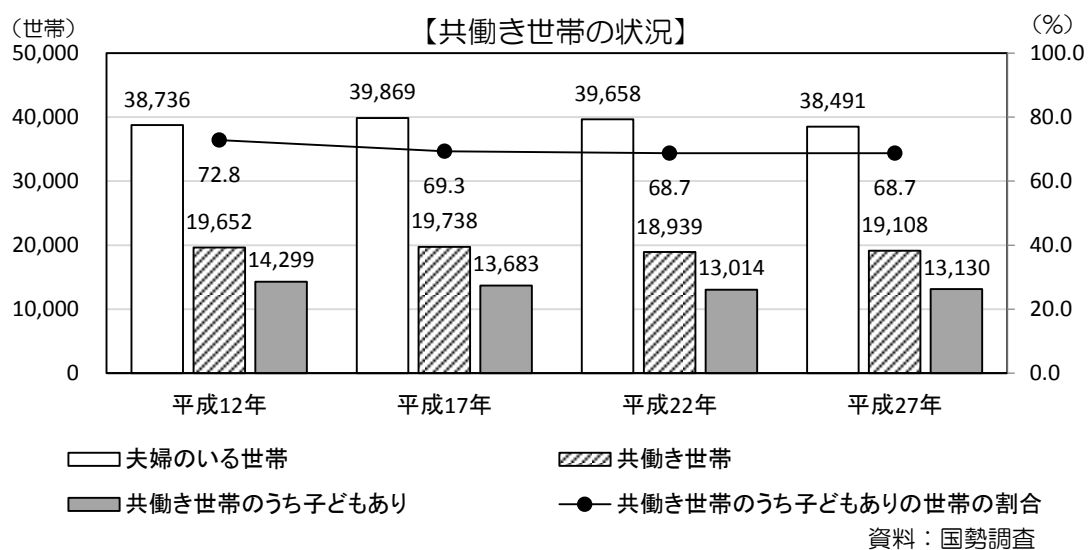
本市の女性の年齢別労働力率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。20～69歳までの労働力率は全国・県平均を上回っています。



②共働き世帯の状況

本市の共働き世帯の状況をみると、共働き世帯の数は平成22年まで減少した後、平成27年には増加に転じています。

共働き世帯のうち子どもありの世帯は、平成22年まで減少傾向で推移していましたが、平成27年はやや増加し、13,130世帯となっています。



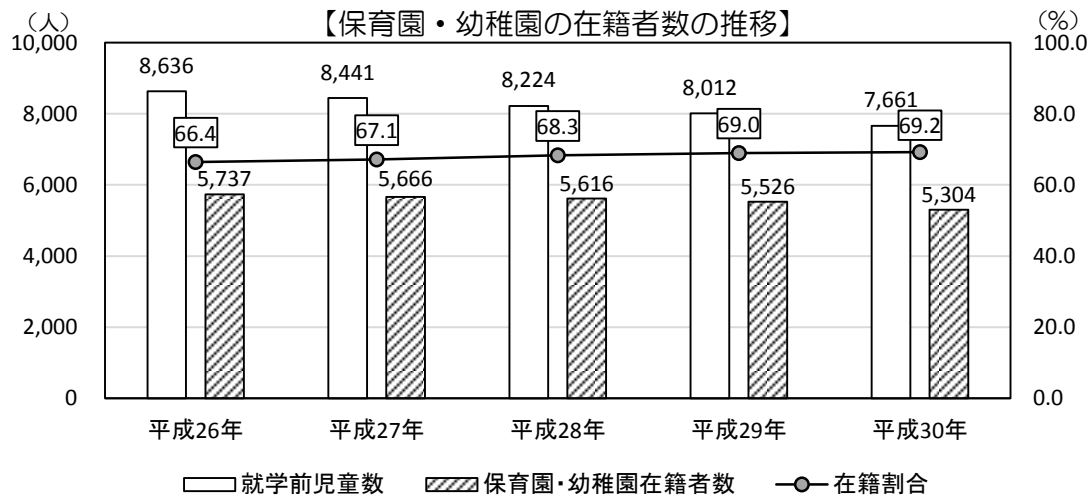
2 保育園・幼稚園における現状

※保育園とは、公立 21 園、私立 15 園の計 36 園（平成 31 年 4 月 1 日現在）
 ※幼稚園とは、公立 18 園、私立 2 園の計 20 園（平成 31 年 4 月 1 日現在）

（１）保育・教育サービスの状況

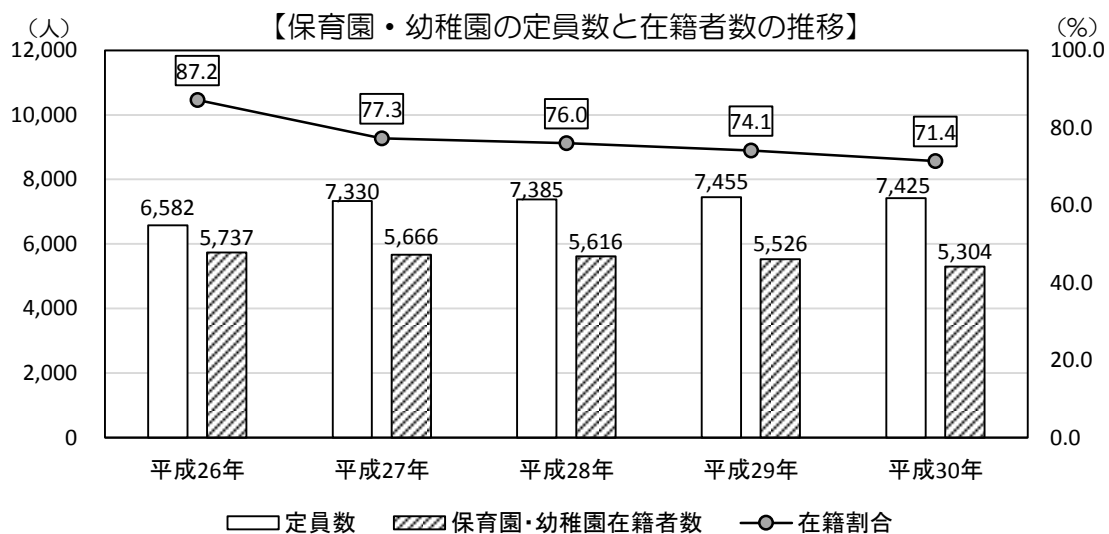
①保育園・幼稚園の在籍者数

本市の保育園・幼稚園の在籍者数の推移をみると、年々減少しています。一方、在籍割合は増加傾向で推移しています。



②保育園・幼稚園の定員数と在籍者数

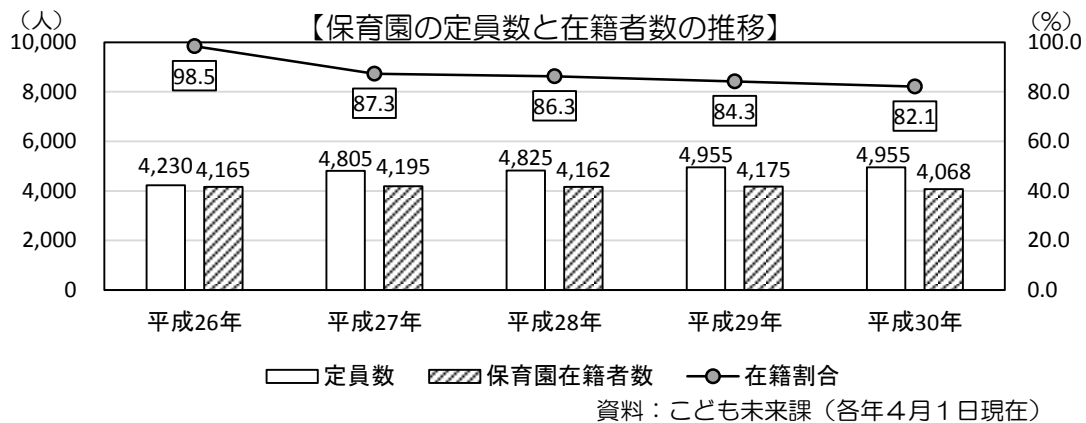
本市の保育園・幼稚園の定員数と在籍者数の推移をみると、定員数は平成 29 年をピークにやや減少、在籍者数も減少傾向にあります。在籍割合については、減少傾向で推移しており、平成 30 年では 71.4%となっています。



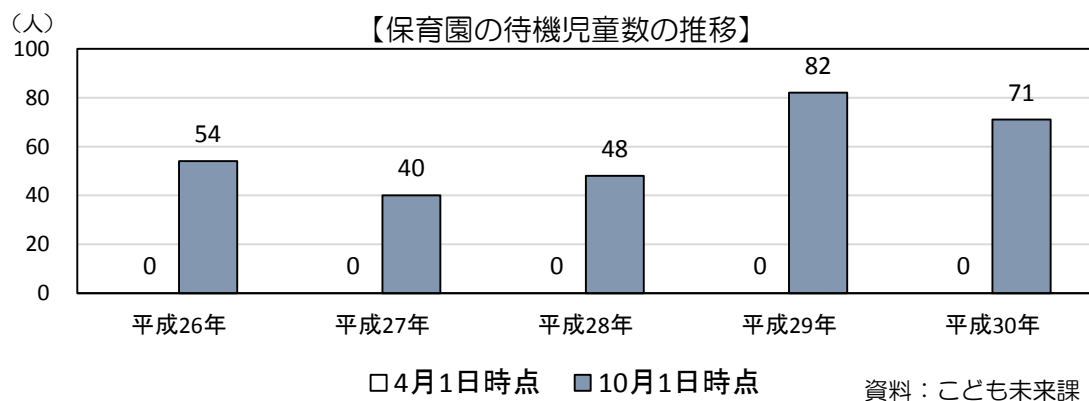


③保育園の定員数と在籍者数

本市の保育園の定員数と在籍者数の推移をみると、在籍者数は増減をくりかえしながらも減少傾向となっています。在籍割合は減少傾向で推移し、平成30年では82.1%となっています。

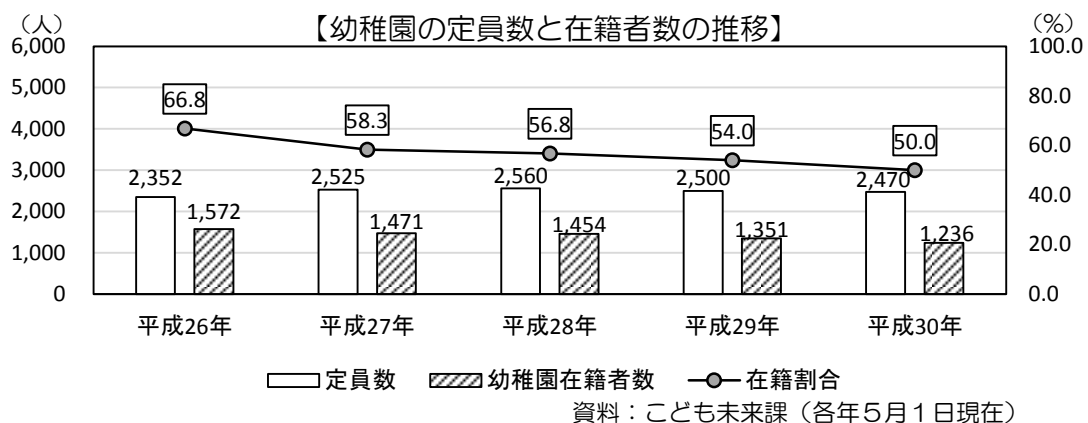


また、本市の待機児童数の推移をみると、各年の4月1日時点では0人となっていますが、10月1日時点では増加しており、平成30年では71人の待機児童がいます。



④幼稚園の定員数と在籍者数

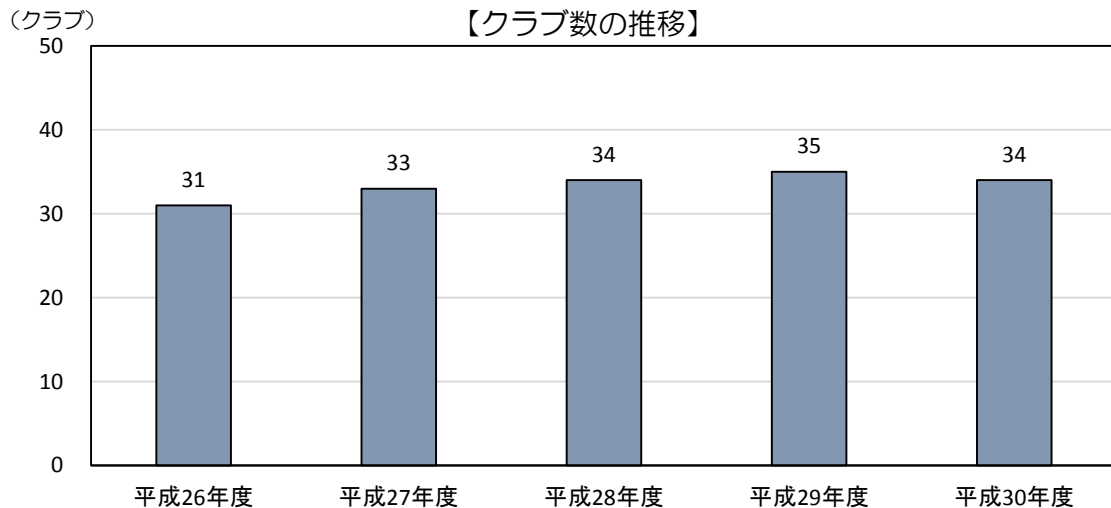
本市の幼稚園の定員数と在籍者数の推移をみると、在籍者数は減少傾向となっています。在籍割合は減少傾向で推移し、平成30年では50.0%となっています。



3 放課後児童クラブにおける現状

(1) クラブ数の推移

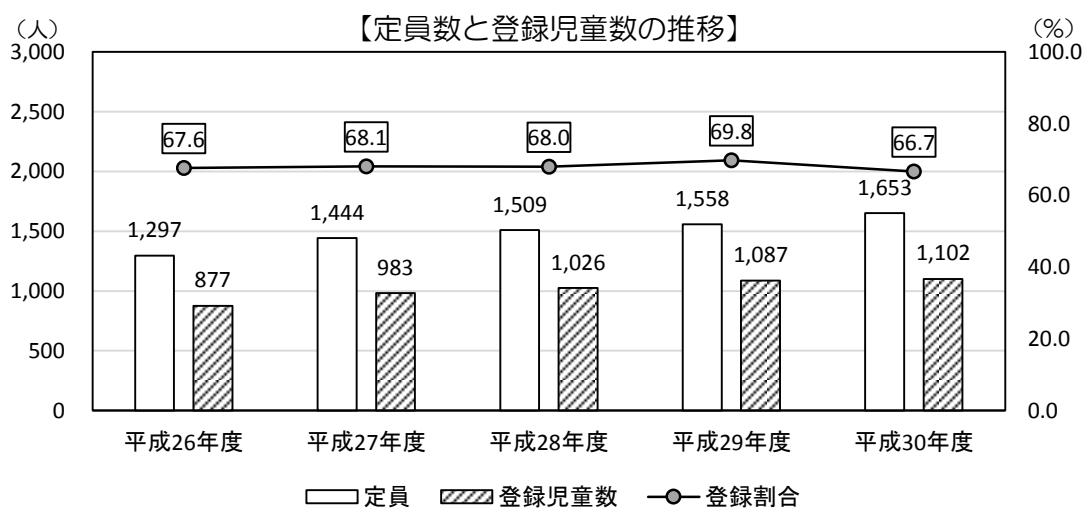
平成 30 年度の本市の放課後児童クラブの数は 34 クラブとなっており、平成 26 年度と比較すると 3 クラブ増加しています。



資料：生涯学習課

(2) 定員数と登録児童数の推移

本市の放課後児童クラブにおける定員数及び登録児童数は年々増加しており、平成 30 年度の登録割合は 66.7%となっています。



資料：生涯学習課



(3) 学年別の内訳

本市の放課後児童クラブにおける学年別登録児童数をみると、低学年の登録割合が比較的高いクラブが多くなっています。また、概ね在籍割合は100.0%を下回っており、定員数に余裕がある状況となっています。

【学年別登録児童数（平成31年4月1日現在）】

(人)

クラブ名	定員数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	在籍割合
第一よいほキッズクラブ	32	6	11	6	5	1	4	33	103.1%
サン・ガーデン	39	13	6	6	8	1	0	34	87.2%
だいよんのびのびクラブ	46	8	15	7	1	3	1	35	76.1%
だいよんのびのびクラブそらぐみ	19	0	6	3	4	0	0	13	68.4%
第五ときわっ子	41	22	0	0	5	0	0	27	65.9%
第五ときわっ子Jr.	46	0	19	10	0	0	0	29	63.0%
さいわいこどもクラブ	77	21	20	17	11	2	0	71	92.2%
松江放課後倶楽部	63	10	17	7	8	5	1	48	76.2%
おかげさん家	79	9	5	4	3	9	4	34	43.0%
みなとこどもクラブ	36	7	4	7	2	2	1	23	63.9%
ひがししろべ楽童	51	3	6	2	3	2	1	17	33.3%
あさみきすくらぶ	66	13	6	5	2	2	2	30	45.5%
はたどのきすくらぶ	39	0	5	4	2	1	0	12	30.8%
ていすい子どもハウス	58	14	9	2	4	0	0	29	50.0%
こいしキッズクラブ	34	2	5	0	3	1	2	13	38.2%
花岡キッズハウス	59	8	16	9	2	7	3	45	76.3%
ひかりっこ広場	55	12	10	5	6	4	2	39	70.9%
いざわっこくらぶ	27	5	10	4	3	0	1	23	85.2%
まつおキッズクラブ	55	6	7	7	6	6	1	33	60.0%
南どんぐりっ子クラブ	50	2	3	3	3	1	0	12	24.0%
とくわアフタークラブ	34	4	16	5	7	1	3	36	105.9%
第2とくわアフタークラブ	53	2	16	3	5	5	4	35	66.0%
豊地こどもクラブ	41	15	13	9	4	0	0	41	100.0%
わかすぎこどもクラブ	53	43	0	0	0	0	0	43	81.1%
すぎのこどもクラブ	44	0	33	0	0	0	0	33	75.0%
なかがわこどもクラブ	129	0	0	31	26	14	5	76	58.9%
豊田キッズクラブ	24	5	6	1	0	0	0	12	50.0%
中原キッズクラブ	48	8	4	7	5	4	2	30	62.5%
天白キッズクラブ	69	16	13	18	5	4	1	57	82.6%
第2天白キッズクラブ	43	16	11	7	4	0	1	39	90.7%
小野江元気っ子クラブ	51	10	20	6	6	2	1	45	88.2%
かささぎキッズクラブ	51	8	2	2	5	0	1	18	35.3%
よねっこ学童クラブ	40	8	5	0	0	0	0	13	32.5%
飯南放課後児童クラブ「いいねっこ」	36	10	9	7	7	0	0	33	91.7%
スマイルキッズ	48	9	5	9	10	2	0	35	72.9%

資料：生涯学習課

注) 定員数については、「遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（専用区画）」の面積を1.65㎡（省令基準及び「松阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」で規定された基準）で割った数字で算出しています。

4 子ども・子育て支援事業計画にかかるニーズ調査の結果と分析

(1) 調査目的

市内に居住する就学前及び就学児童の保護者を対象として、アンケート調査を実施し、「第2期松阪市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」を策定するにあたり、市民の方の教育・保育・子育て支援に関する事業の利用状況や今後の利用希望等を把握するための基礎資料としました。

(2) 調査対象

就学前児童（0～5歳 1,500人）

就学児童（小学生 1,500人）

(3) 調査時期

平成30年11月

(4) 調査方法

郵送による配布・回収

(5) 回収結果

就学前児童

配布数	有効回答数	有効回答率
1,500	900	60.0%

就学児童

配布数	有効回答数	有効回答率
1,500	915	61.0%

(6) 数値等の基本的な取扱いについて

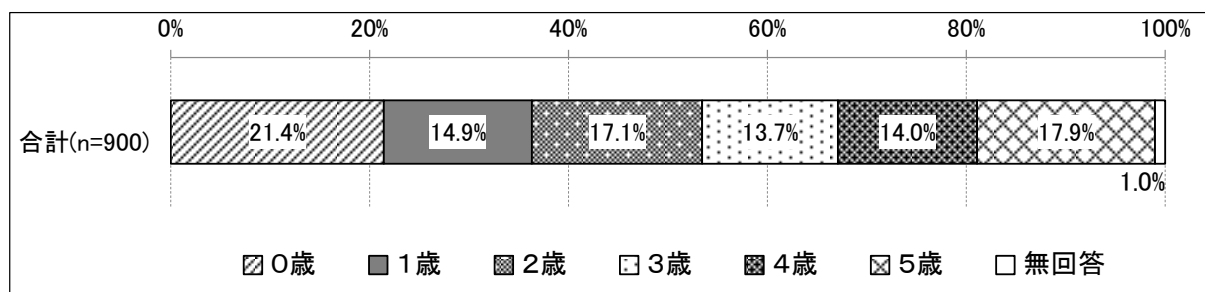
- ・回答は各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（％）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、1人の回答者が2つ以上の回答を出してもよい問であり、したがって、各回答の合計比率は100%を超える場合があります。
- ・文中、グラフ中の選択肢の文言は作図等の都合により一部簡略化する場合があります。
- ・単純集計及びクロス集計等を分析する際、有効回答数が10未満の選択肢については、分析から除外しています。



(7) 調査結果（就学前児童）

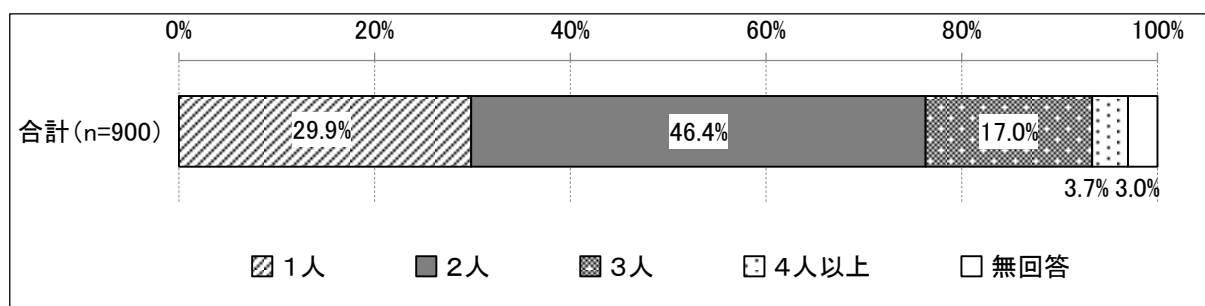
①回答者のお子さんの年齢

「0歳」の割合が21.4%と最も高く、次いで「5歳」の割合が17.9%、「2歳」の割合が17.1%となっています。



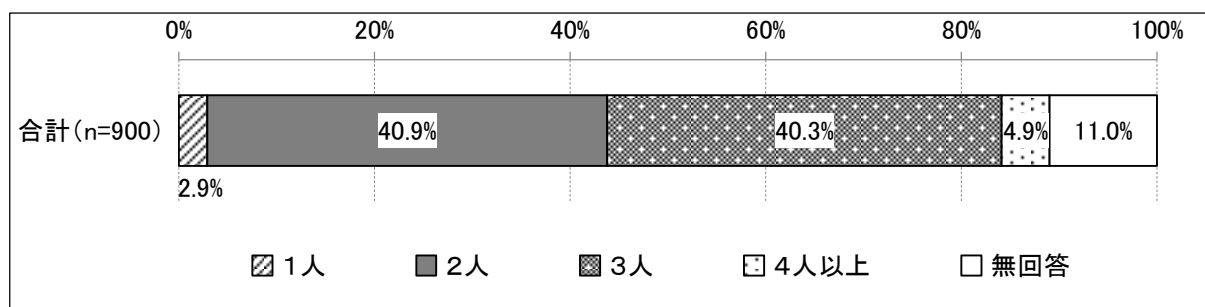
②きょうだいの人数

「2人」の割合が46.4%と最も高く、次いで「1人」の割合が29.9%、「3人」の割合が17.0%となっています。



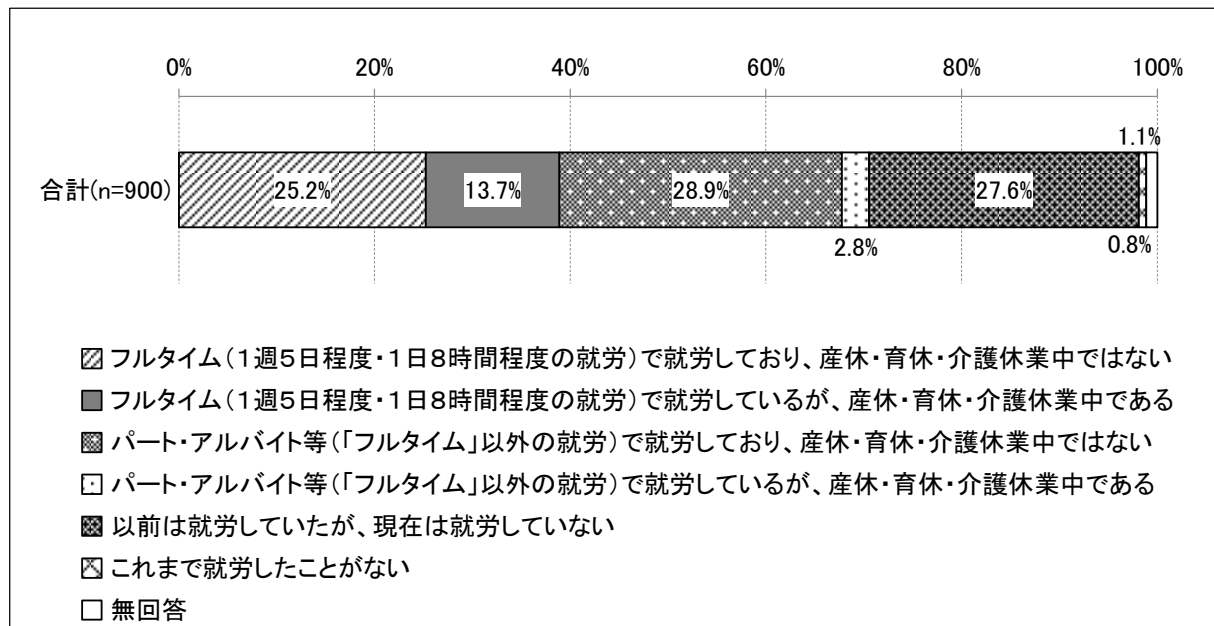
③理想とする子どもの数

理想とする子どもの数については、「2人」の割合が40.9%と最も高く、次いで「3人」の割合が40.3%となっています。



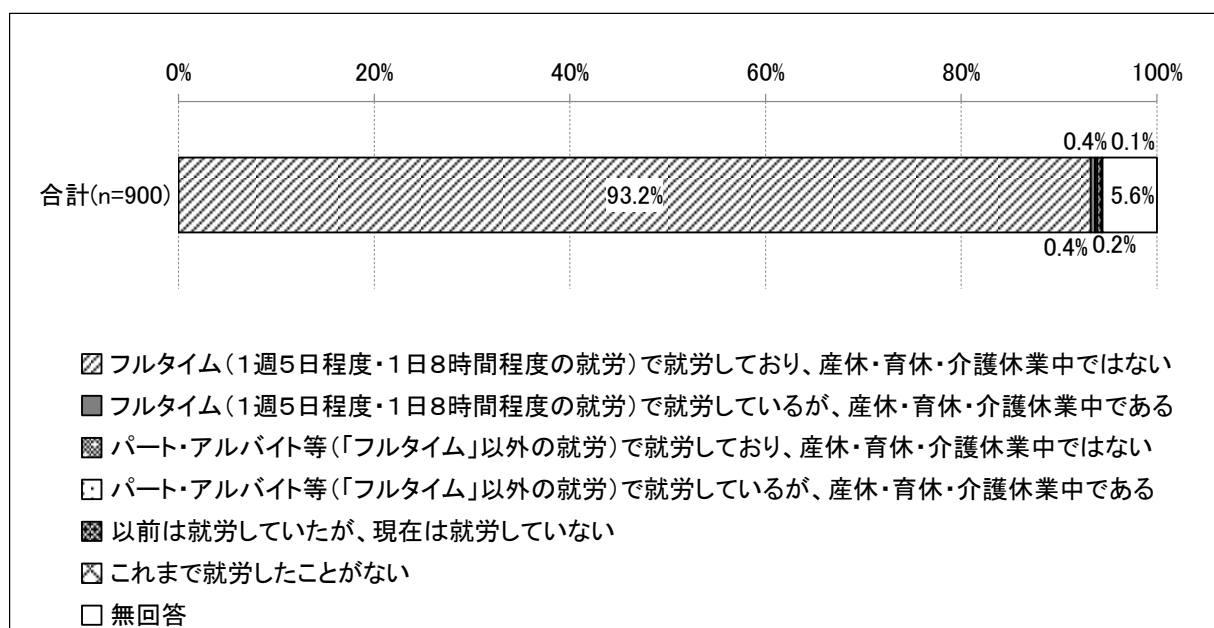
④母親の就労状況

「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が28.9%と最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が27.6%、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が25.2%となっています。



⑤父親の就労状況

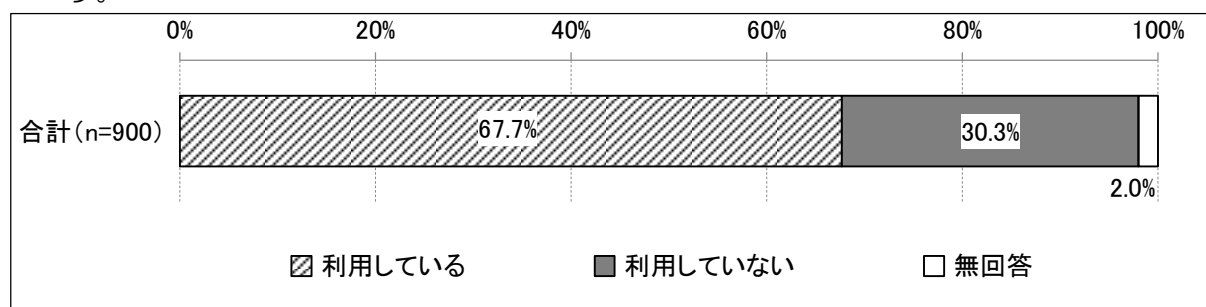
「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が93.2%と最も高くなっています。





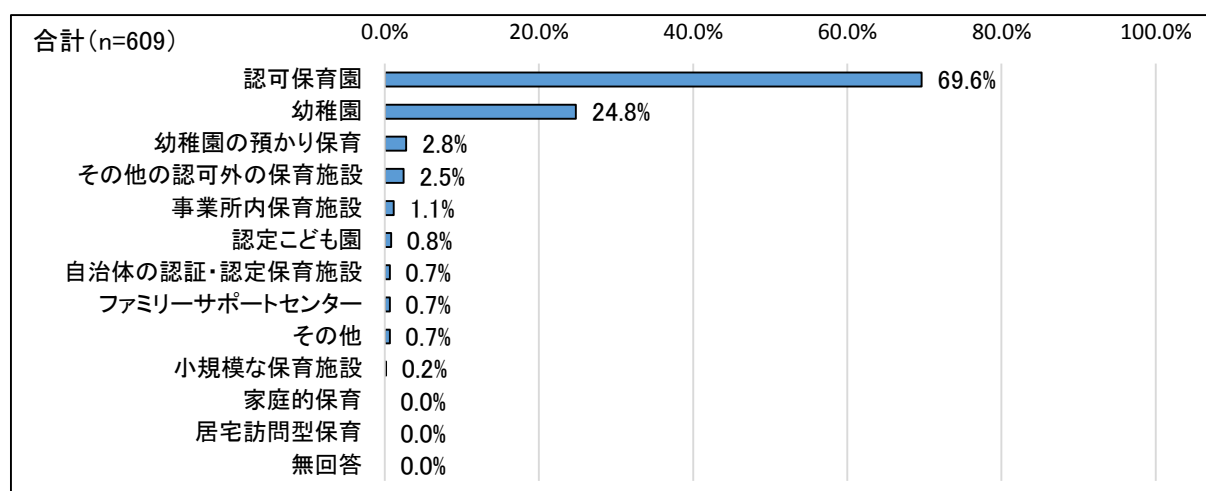
⑥「保育園・幼稚園等の定期的な教育・保育の事業」の利用の有無

「利用している」の割合が67.7%、「利用していない」の割合が30.3%となっています。



⑦どのような教育・保育の事業を利用しているか

「認可保育園」の割合が69.6%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が24.8%となっています。

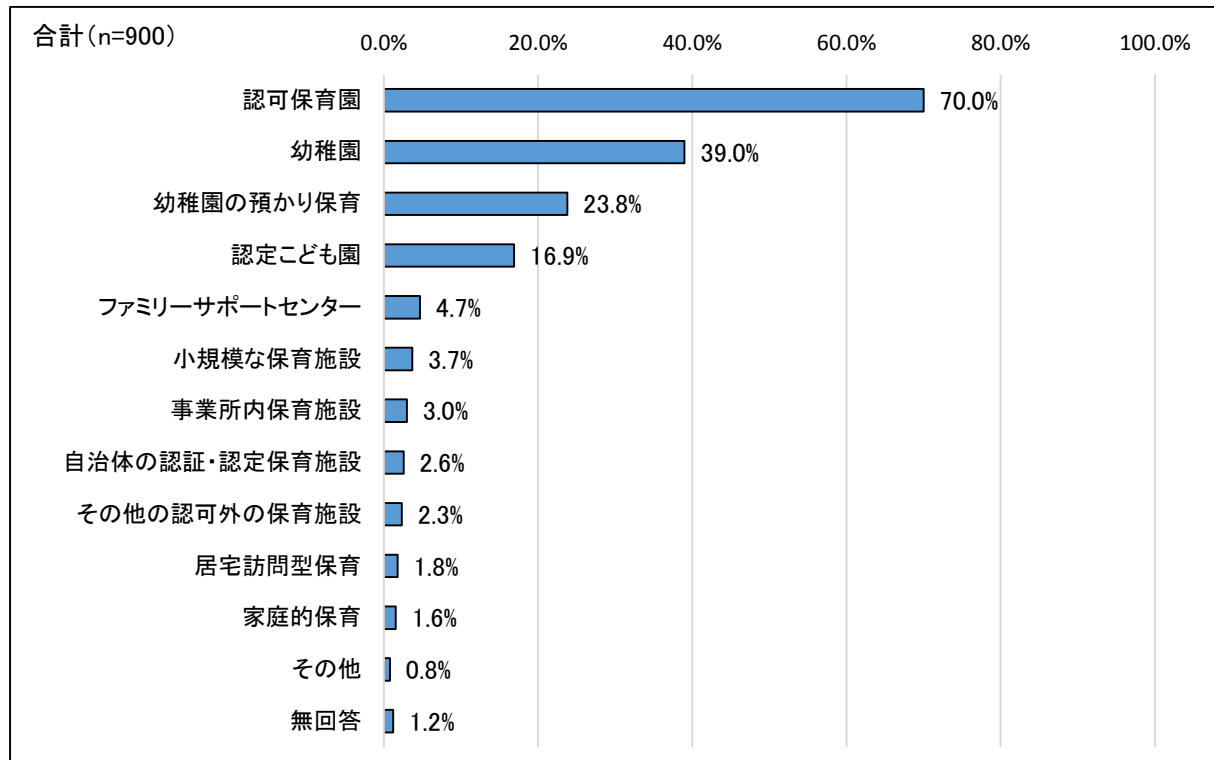


年齢別でみると、0～5歳の年齢すべてで「認可保育園」の割合が高く、特に1歳では9割を超えています。また、3歳以上では「幼稚園」の割合が高くなっています。

区分	有効回答数(件)	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育園	認定こども園	小規模な保育施設	家庭的保育	事業所内保育施設	自治体の認証・認定保育施設	その他の認可外の保育施設	居宅訪問型保育	ファミリーサポートセンター	その他	無回答
0歳	40	2.5%	0.0%	80.0%	2.5%	0.0%	0.0%	7.5%	0.0%	2.5%	0.0%	2.5%	2.5%	0.0%
1歳	67	0.0%	0.0%	92.5%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.5%	0.0%	0.0%	1.5%	0.0%
2歳	103	6.8%	1.9%	82.5%	0.0%	1.0%	0.0%	1.9%	1.9%	6.8%	0.0%	0.0%	1.9%	0.0%
3歳	113	35.4%	4.4%	61.1%	0.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%	0.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4歳	122	34.4%	2.5%	62.3%	1.6%	0.0%	0.0%	0.8%	0.0%	1.6%	0.0%	1.6%	0.0%	0.0%
5歳	157	38.2%	3.2%	61.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	0.6%	0.6%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%

⑧今後利用したい教育・保育の事業

「認可保育園」の割合が70.0%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が39.0%、「幼稚園の預かり保育」の割合が23.8%となっています。



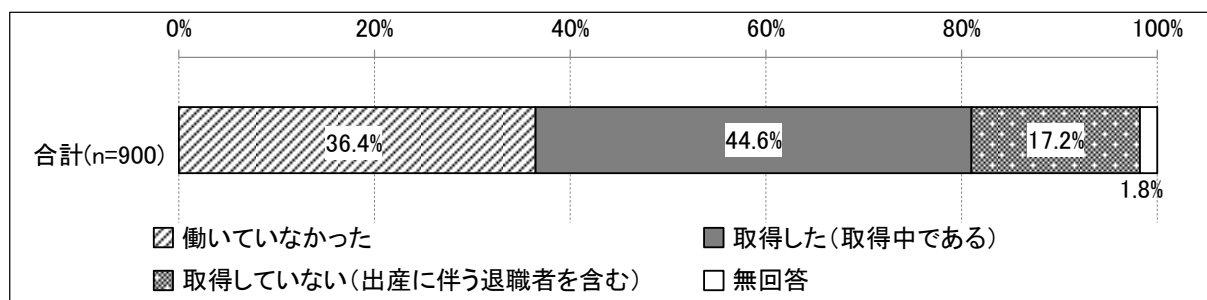
年齢別でみると、0～5歳の年齢すべてで「認可保育園」の割合が高くなっています。また、他の年齢に比べ、0歳で「認定こども園」の割合が高くなっています。

区分	有効回答数(件)	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育園	認定こども園	小規模な保育施設	家庭的保育	事業所内保育施設	自治体の認証・認定保育施設	その他の認可外の保育施設	居宅訪問型保育	ファミリーサポートセンター	その他	無回答
0歳	193	44.0%	25.4%	75.6%	24.9%	6.7%	2.1%	1.6%	2.6%	1.6%	2.1%	4.7%	0.0%	1.0%
1歳	134	44.8%	24.6%	73.1%	17.9%	2.2%	1.5%	3.7%	1.5%	5.2%	1.5%	4.5%	0.7%	0.0%
2歳	154	38.3%	19.5%	64.9%	14.9%	4.5%	3.2%	4.5%	2.6%	3.9%	3.9%	6.5%	0.0%	1.3%
3歳	123	36.6%	22.8%	67.5%	13.0%	2.4%	0.8%	0.8%	0.8%	0.0%	2.4%	4.9%	0.8%	3.3%
4歳	126	34.9%	23.0%	71.4%	15.1%	3.2%	0.8%	4.0%	2.4%	2.4%	0.8%	4.0%	0.8%	0.8%
5歳	161	35.4%	26.1%	65.8%	12.4%	1.2%	0.6%	3.7%	5.0%	1.2%	0.0%	3.7%	2.5%	1.2%



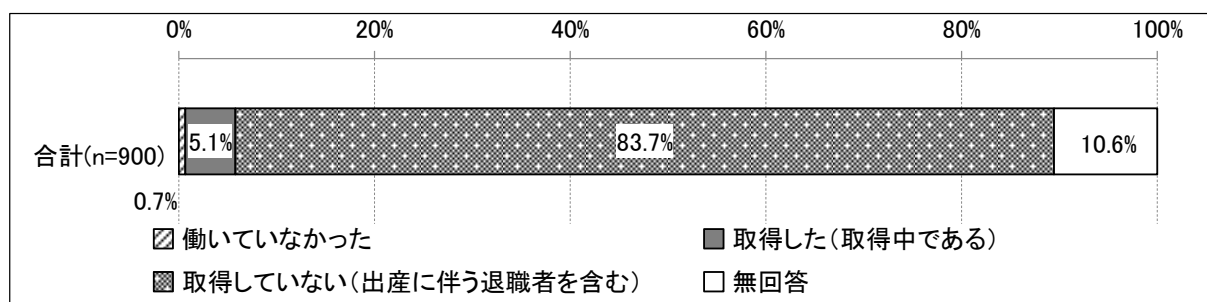
⑨母親の育児休業取得

「取得した（取得中である）」の割合が 44.6%と最も高く、次いで「働いていなかった」の割合が 36.4%、「取得していない（出産に伴う退職者を含む）」の割合が 17.2%となっています。



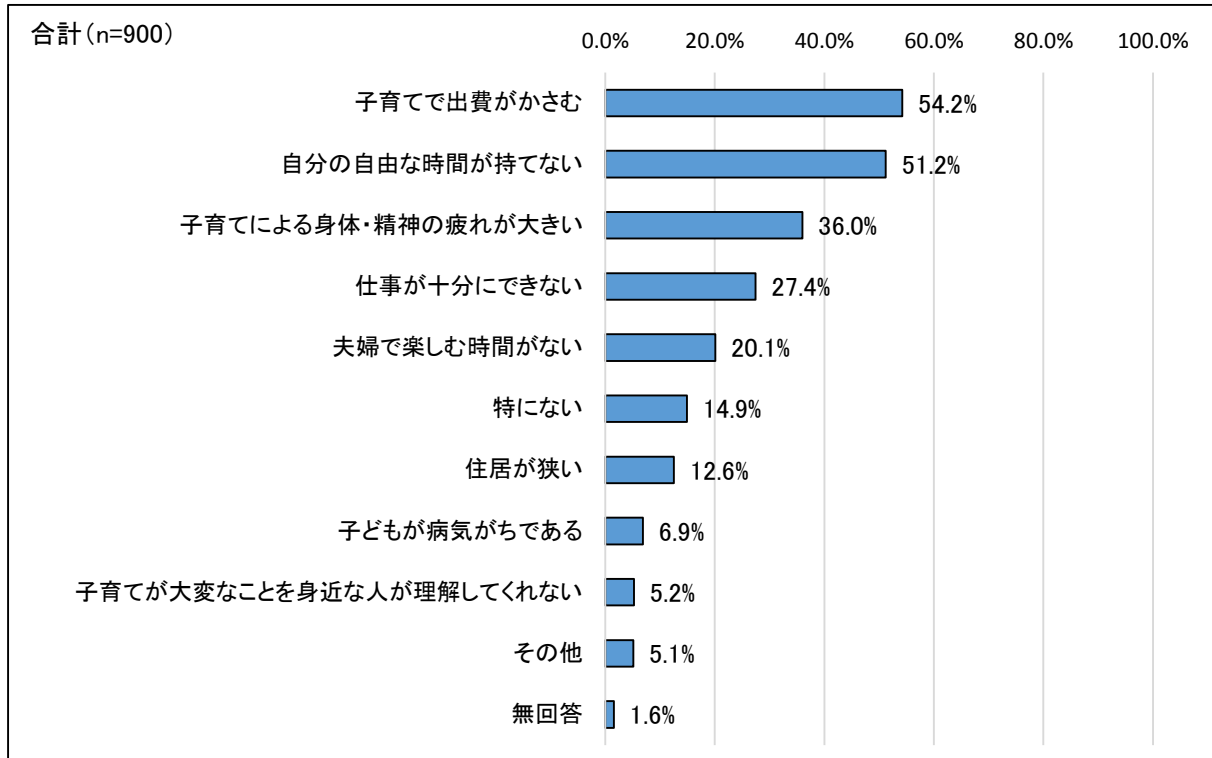
⑩父親の育児休業取得

「取得していない（出産に伴う退職者を含む）」の割合が 83.7%と最も高くなっています。



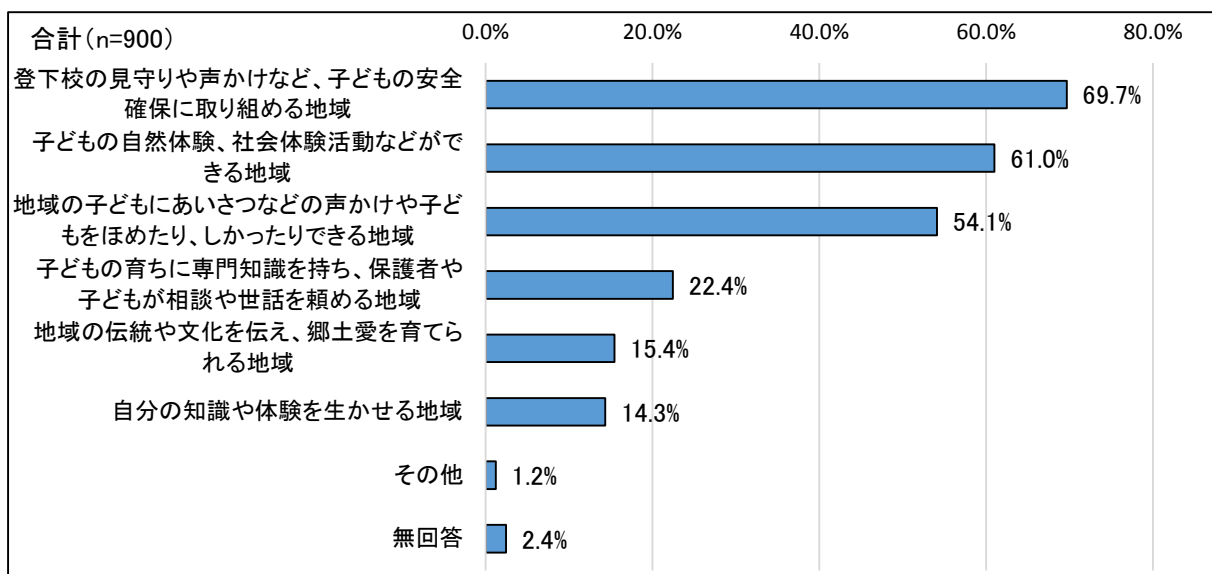
⑪子育てをする上で、特に不安に思っていることや悩んでいること

「子育てで出費がかさむ」の割合が54.2%と最も高く、次いで「自分の自由な時間が持てない」の割合が51.2%、「子育てによる身体・精神の疲れが大きい」の割合が36.0%となっています。



⑫子どもの育ちを支援するため、どのような地域が必要だと思うか

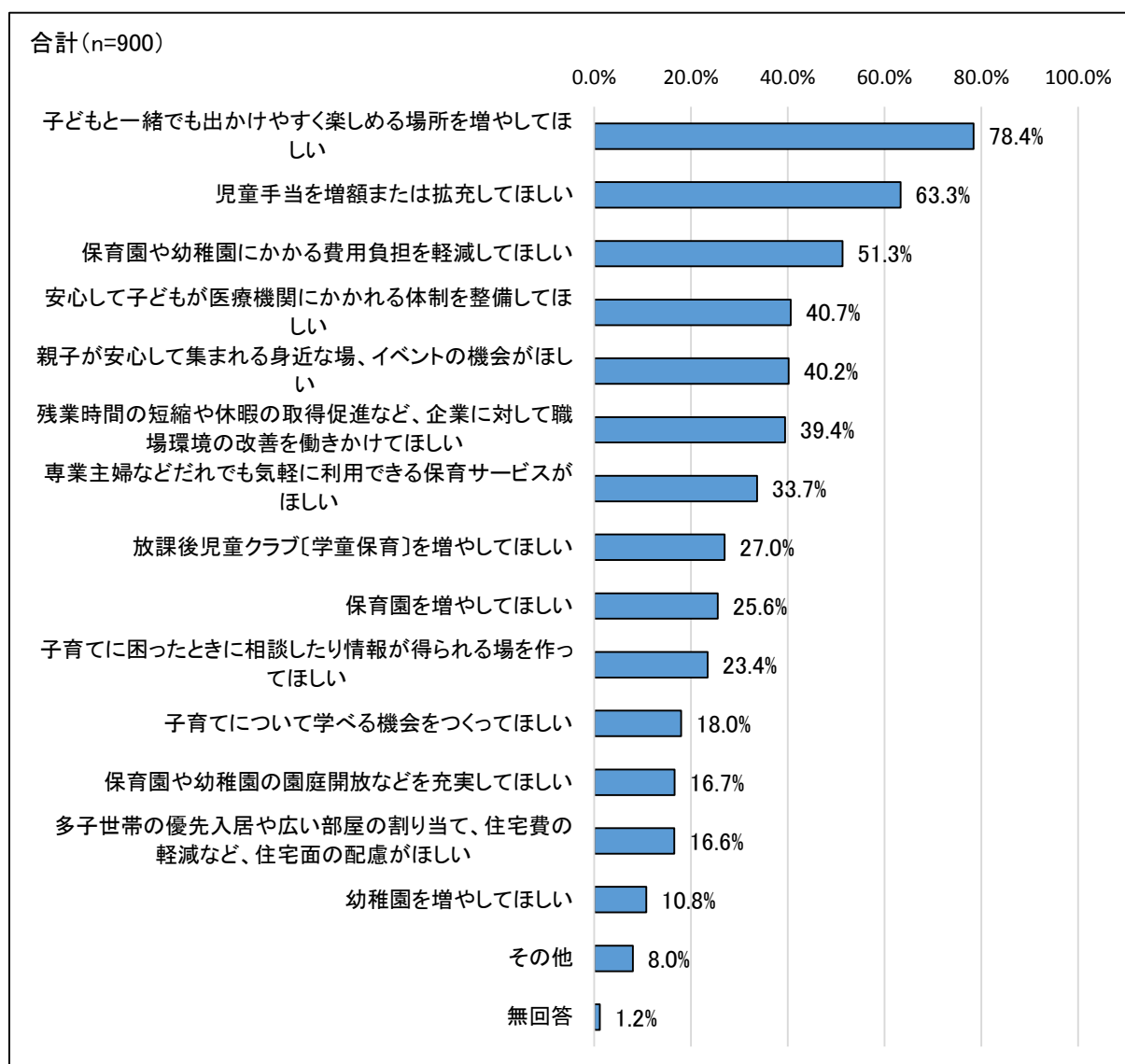
「登下校の見守りや声かけなど、子どもの安全確保に取り組める地域」の割合が69.7%と最も高く、次いで「子どもの自然体験、社会体験活動などができる地域」の割合が61.0%、「地域の子どもにあいさつなどの声かけや子どもをほめたり、しかったりできる地域」の割合が54.1%となっています。





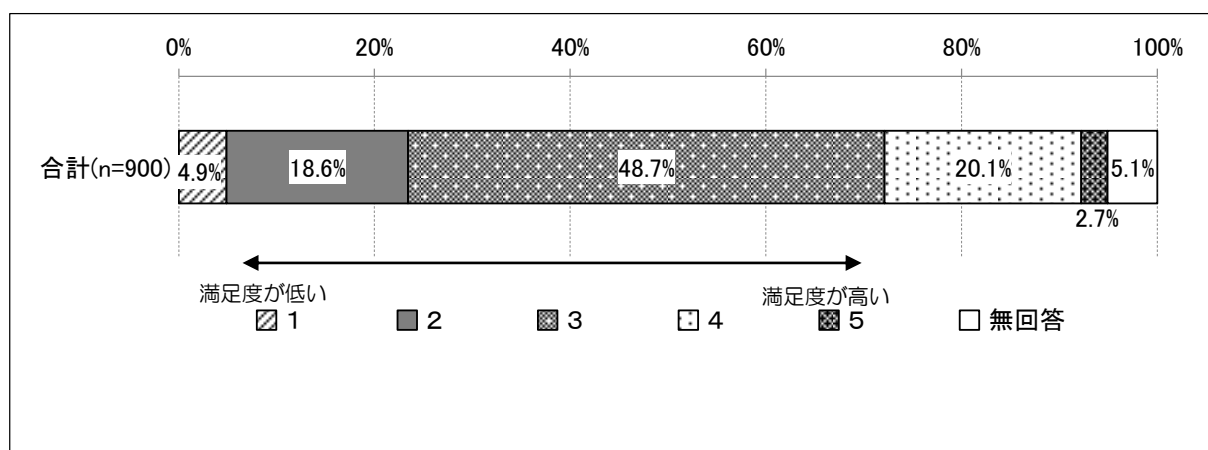
⑬市に対して図ってほしい子育て支援の充実

「子どもと一緒に出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」の割合が78.4%と最も高く、次いで「児童手当を増額または拡充してほしい」の割合が63.3%、「保育園や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」の割合が51.3%となっています。



⑭市における子育ての環境や支援への満足度

「3(ふつう)」の割合が48.7%と最も高く、次いで「4(やや高い)」の割合が20.1%、「2(やや低い)」の割合が18.6%となっています。



年齢別でみると、0～5歳の年齢すべてで「3(ふつう)」の割合が高くなっています。また、「4(やや高い)」「5(高い)」をあわせた“市における子育ての環境や支援について満足している”をみると、1歳が29.1%と最も高くなっています。

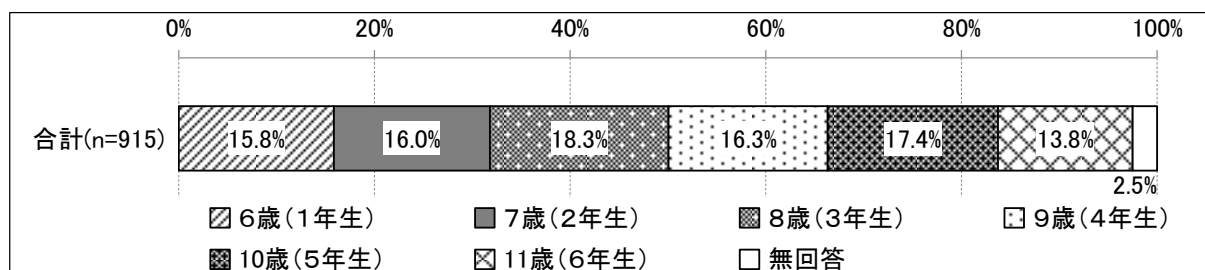
区分	有効回答数(件)	1 (低い)	2 (やや低い)	3 (ふつう)	4 (やや高い)	5 (高い)	無回答
0歳	193	6.2%	19.2%	41.5%	24.9%	1.6%	6.7%
1歳	134	3.0%	17.2%	47.0%	24.6%	4.5%	3.7%
2歳	154	1.3%	23.4%	50.0%	19.5%	1.3%	4.5%
3歳	123	5.7%	13.0%	55.3%	17.9%	2.4%	5.7%
4歳	126	4.0%	22.2%	53.2%	11.1%	4.0%	5.6%
5歳	161	7.5%	15.5%	49.1%	21.1%	2.5%	4.3%



(8) 調査結果（就学児童）

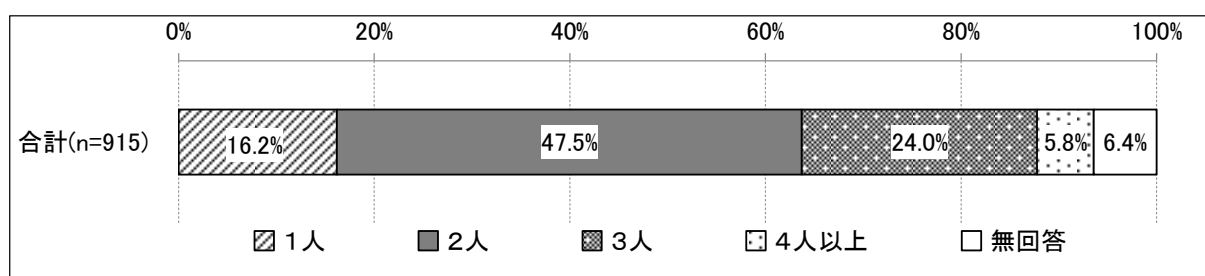
①回答者のお子さんの年齢

「8歳（3年生）」の割合が18.3%と最も高く、次いで「10歳（5年生）」の割合が17.4%、「9歳（4年生）」の割合が16.3%となっています。



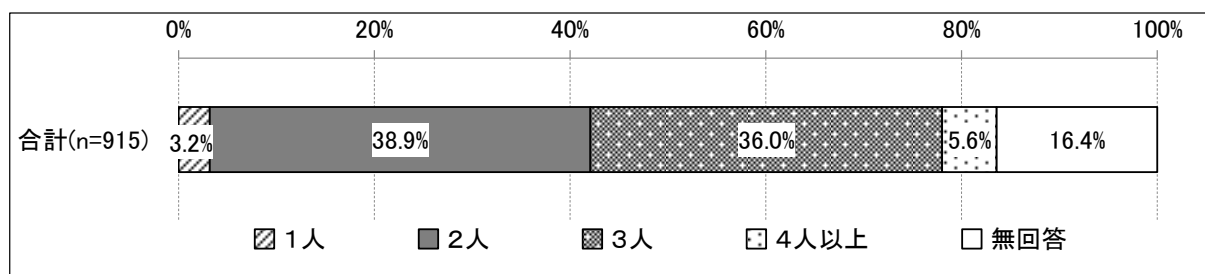
②きょうだいの人数

「2人」の割合が47.5%と最も高く、次いで「3人」の割合が24.0%、「1人」の割合が16.2%となっています。



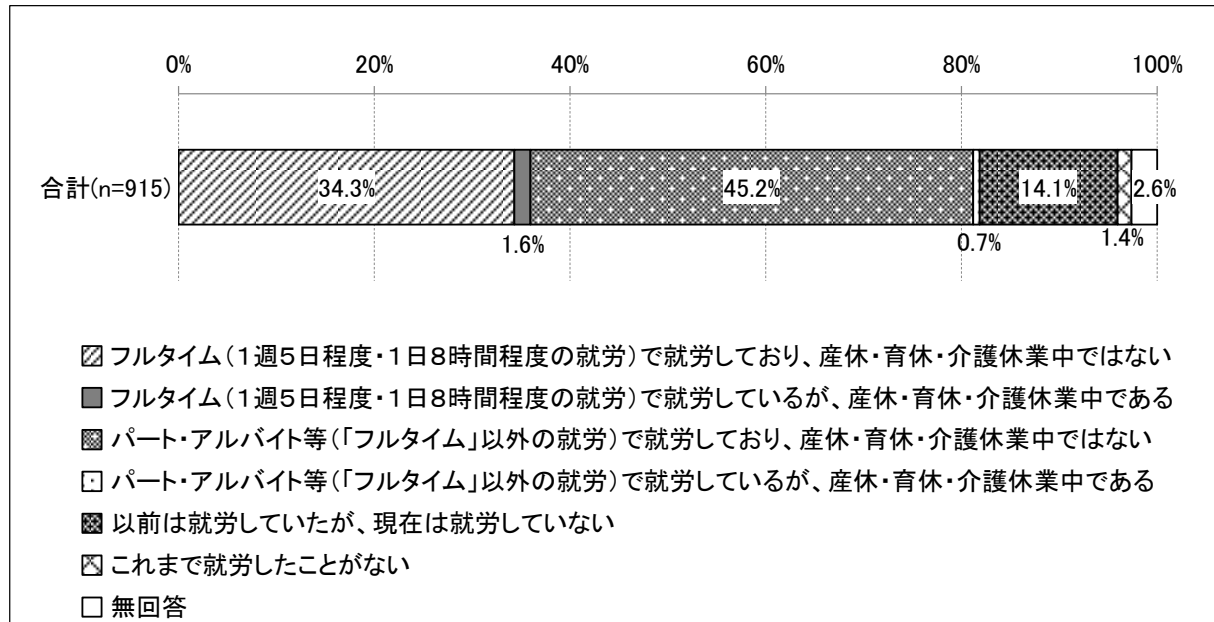
③理想とする子どもの数

理想とする子どもの数については、「2人」の割合が38.9%と最も高く、次いで「3人」の割合が36.0%となっています。



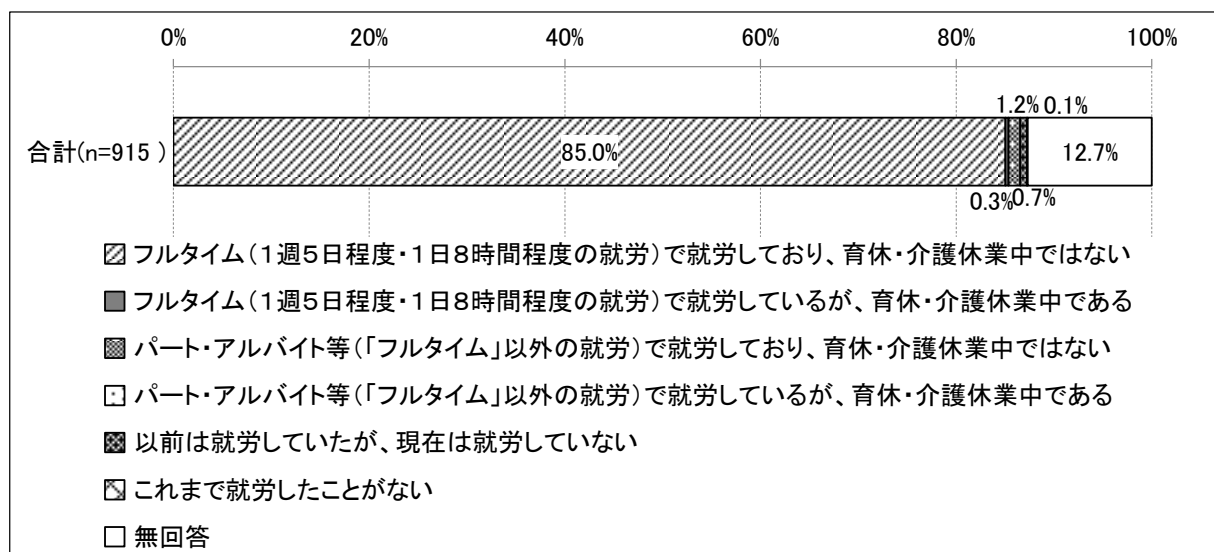
④母親の就労状況

「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が45.2%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が34.3%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が14.1%となっています。



⑤父親の就労状況

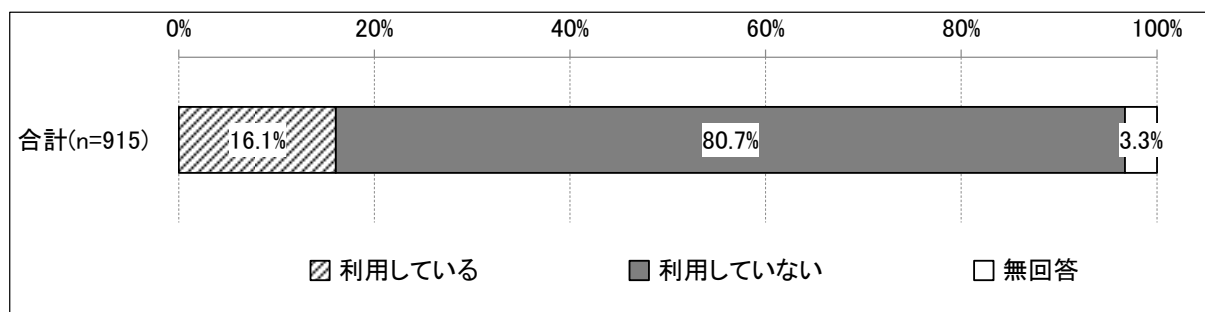
「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、育休・介護休業中ではない」の割合が85.0%と最も高くなっています。





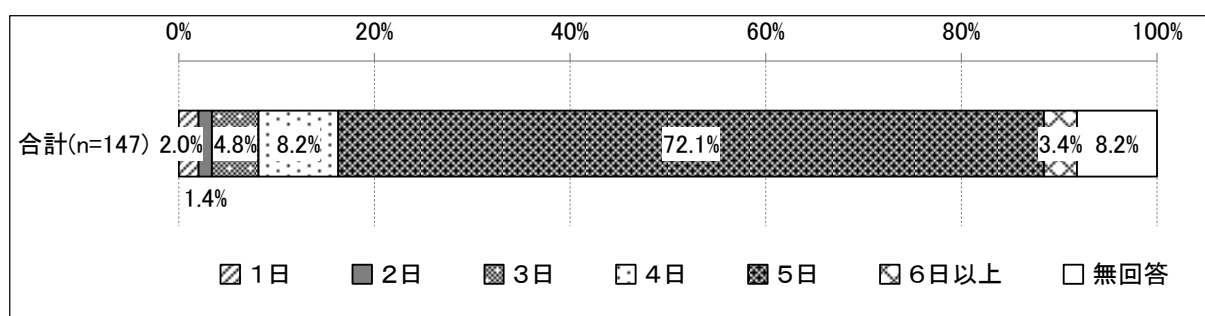
⑥放課後児童クラブの利用状況について

「利用していない」の割合が80.7%、「利用している」の割合が16.1%となっています。

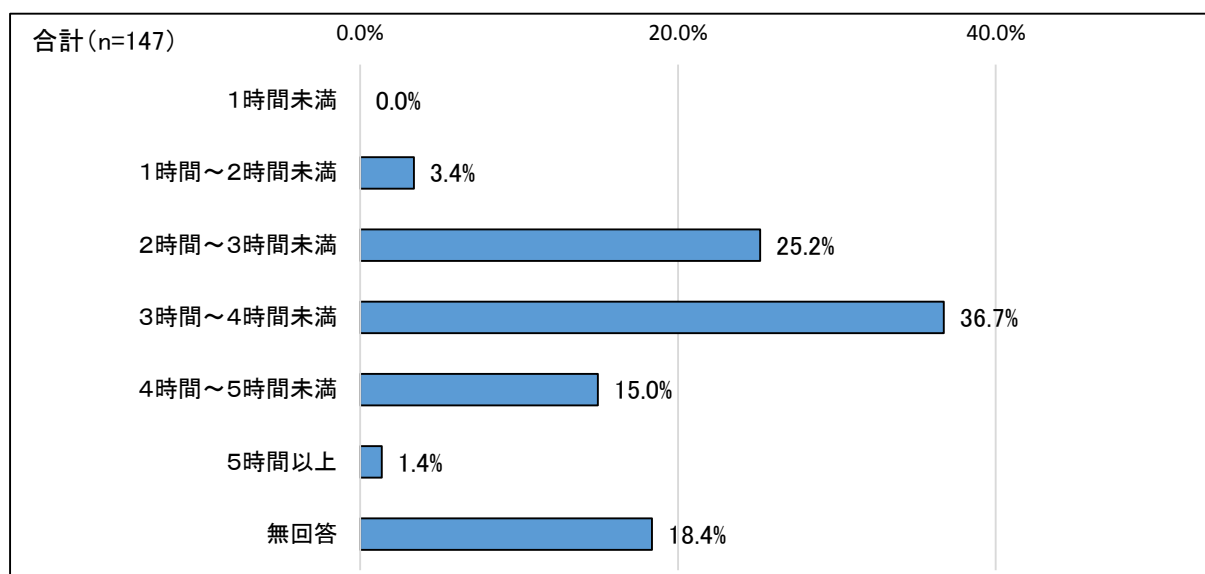


⑦放課後児童クラブを利用している方の1週あたりの利用日数について

「利用している」を選んだ方の現在利用している放課後児童クラブの1週あたりの利用日数については、「5日」の割合が72.1%と最も高くなっています。

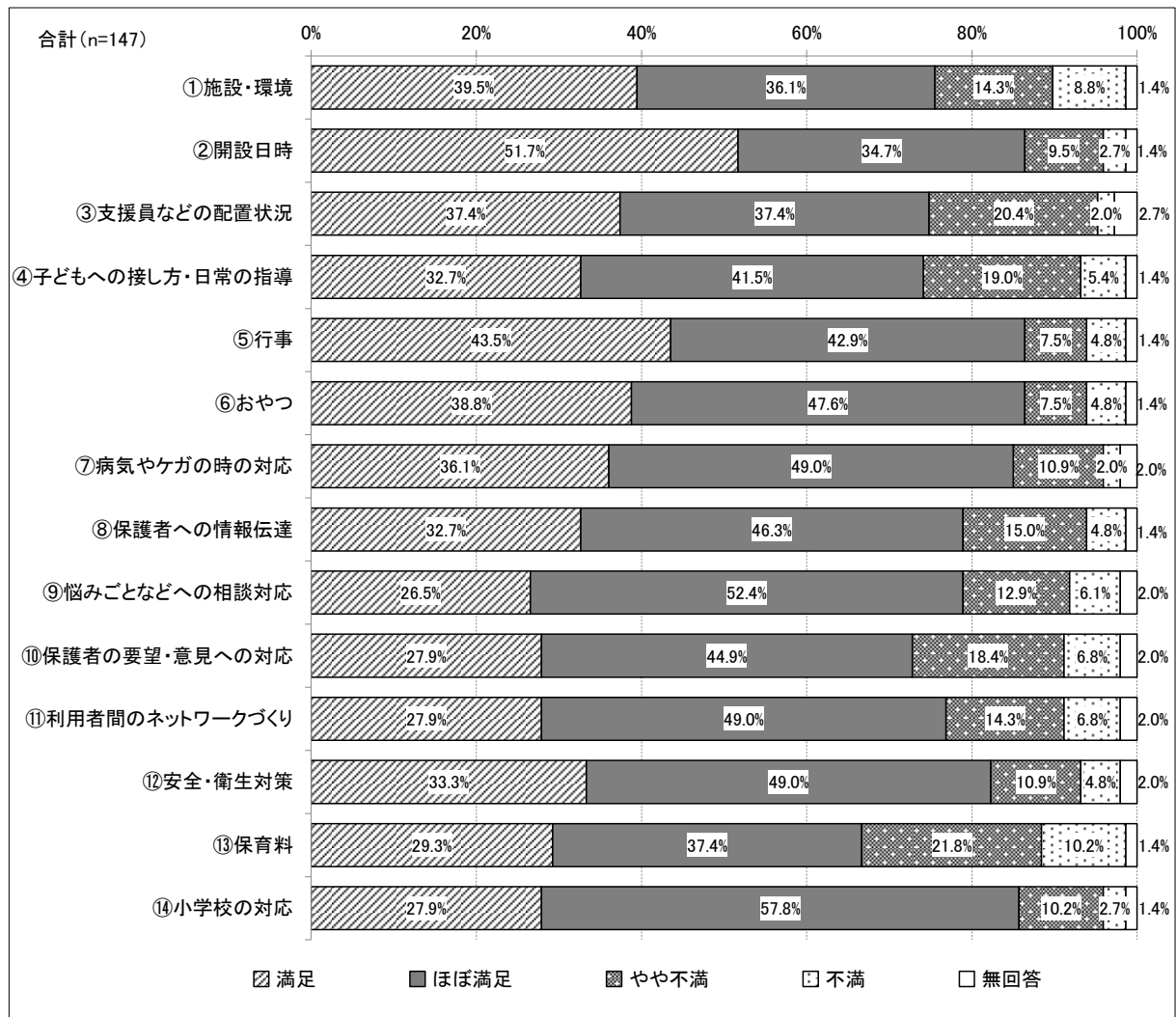


また、「利用している」を選んだ方の現在利用している放課後児童クラブの1日あたりの利用時間については、「3時間～4時間未満」が36.7%と最も高く、次いで「2時間～3時間未満」の割合が25.2%、「4時間～5時間未満」の割合が15.0%となっています。



⑧放課後児童クラブの満足度

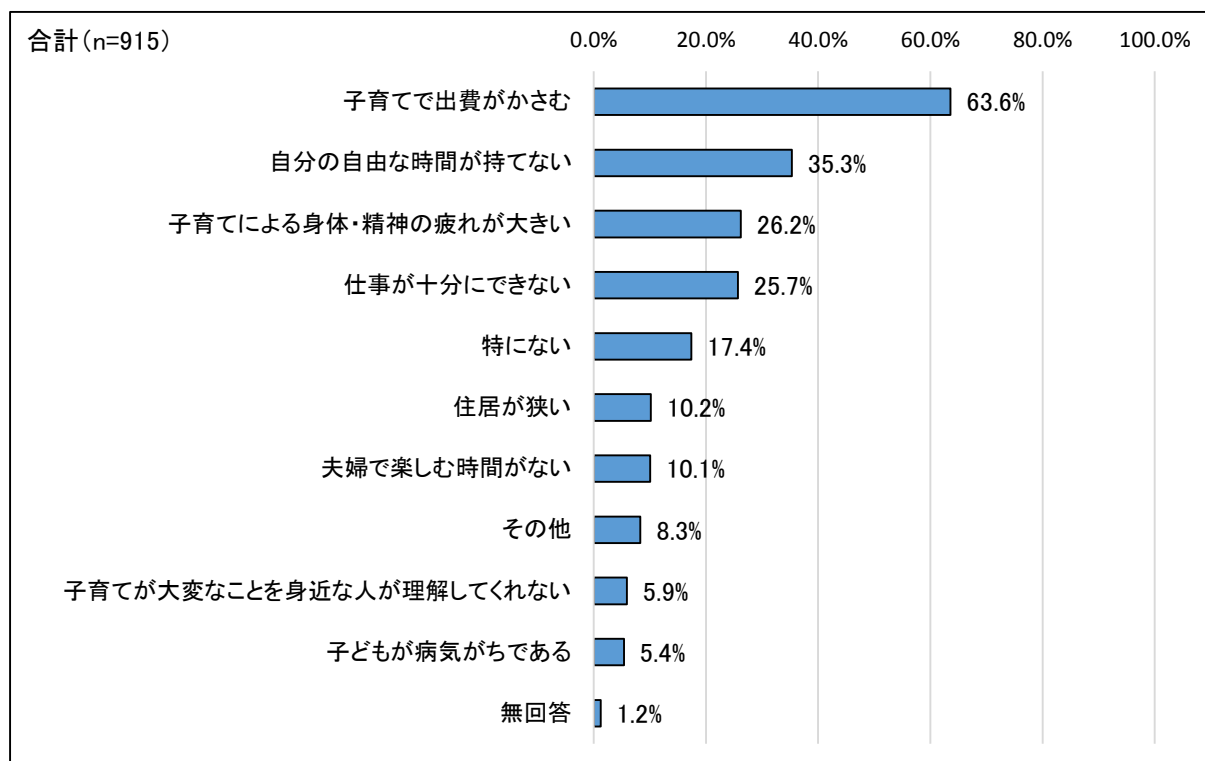
「満足」と「ほぼ満足」をあわせた“満足”でみると、②開設日時、⑤行事、⑥おやつ、⑦病気やケガの時の対応、⑭小学校の対応で“満足”の割合が高く、約9割となっています。





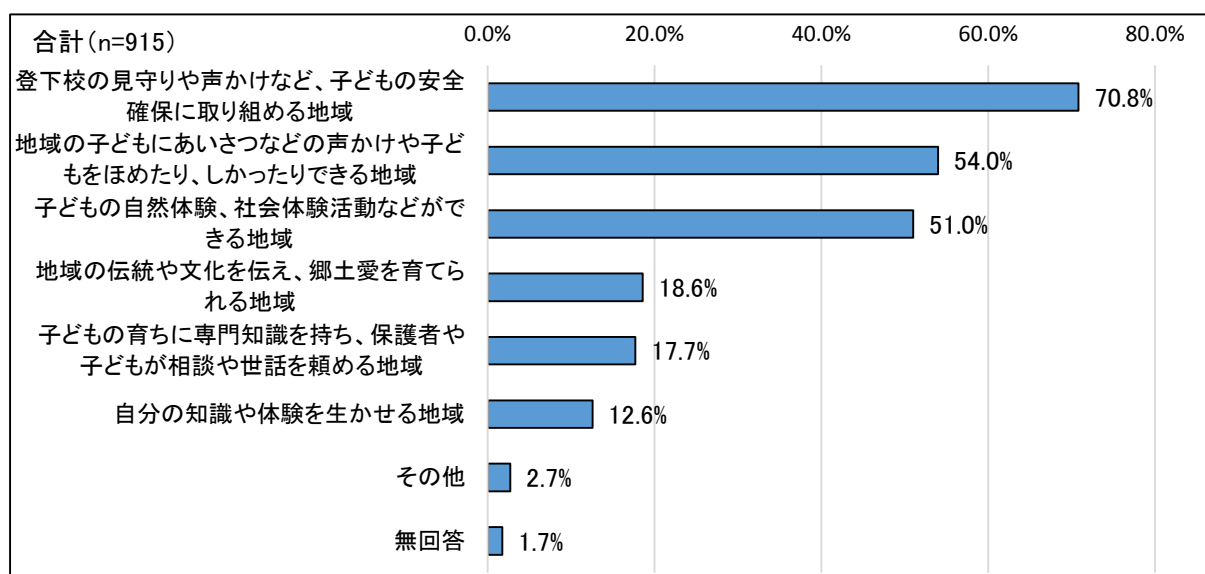
⑨子育てをする上で、特に不安に思っていることや悩んでいること

「子育てで出費がかさむ」の割合が63.6%と最も高く、次いで「自分の自由な時間が持てない」の割合が35.3%、「子育てによる身体・精神の疲れが大きい」の割合が26.2%となっています。



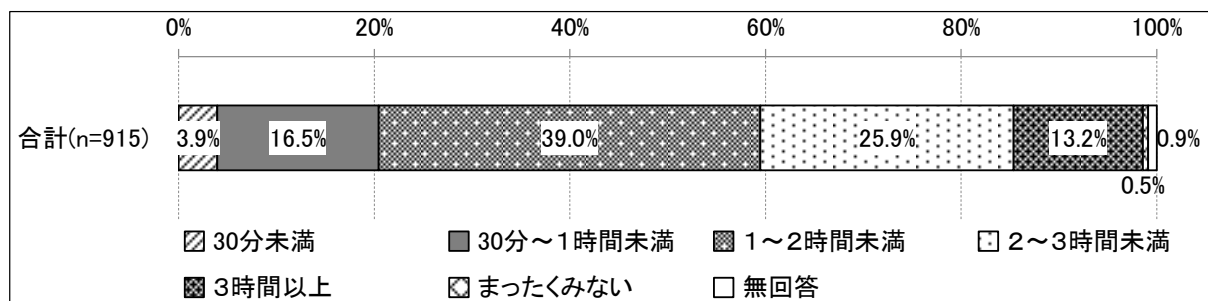
⑩子どもの育ちを支援するため、どのような地域が必要だと思うか

「登下校の見守りや声かけなど、子どもの安全確保に取り組める地域」の割合が70.8%と最も高く、次いで「地域の子どもにあいさつなどの声かけや子どもをほめたり、しかったりできる地域」の割合が54.0%、「子どもの自然体験、社会体験活動などができる地域」の割合が51.0%となっています。



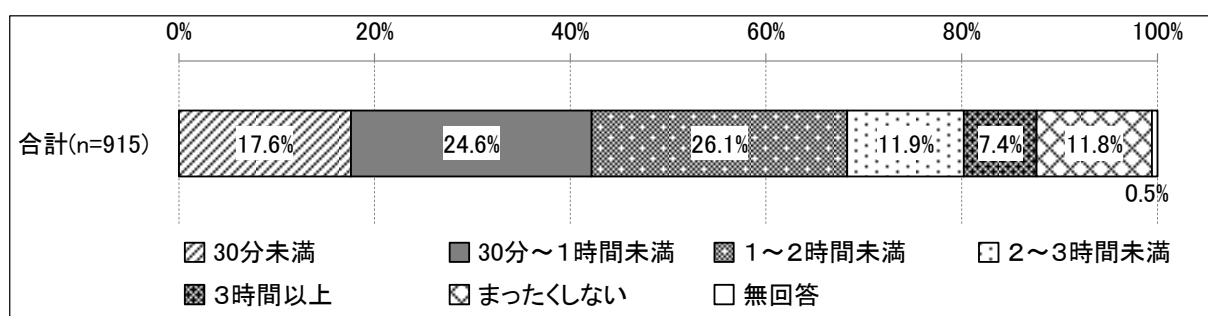
⑪ 1日に何時間くらい、テレビやビデオをみているか

「1～2時間未満」の割合が39.0%と最も高く、次いで「2～3時間未満」の割合が25.9%、「30分～1時間未満」の割合が16.5%となっています。



⑫ 1日に何時間くらい、携帯型ゲームやテレビゲーム等で遊んでいるか

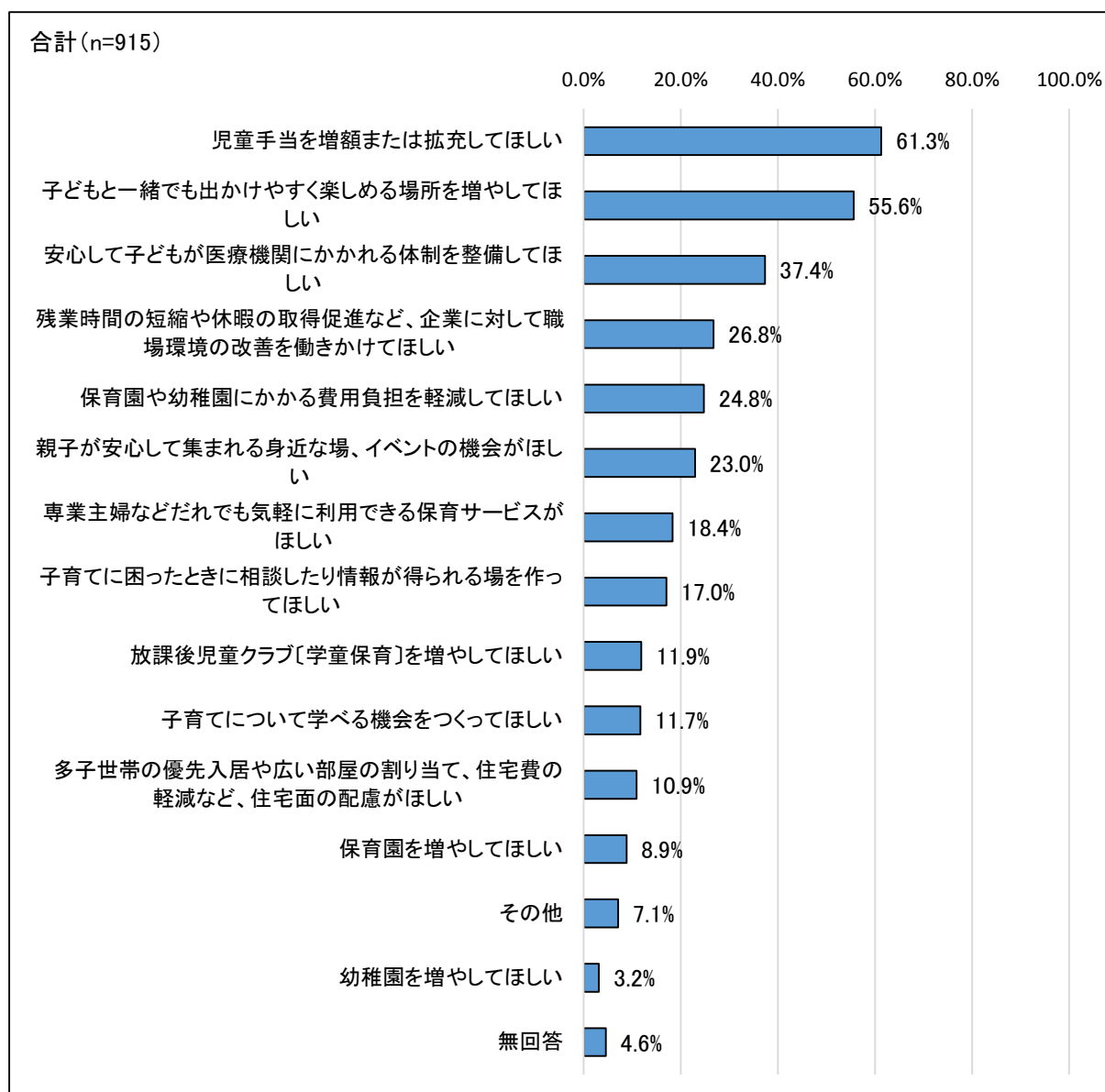
「1～2時間未満」の割合が26.1%と最も高く、次いで「30分～1時間未満」の割合が24.6%、「30分未満」の割合が17.6%となっています。





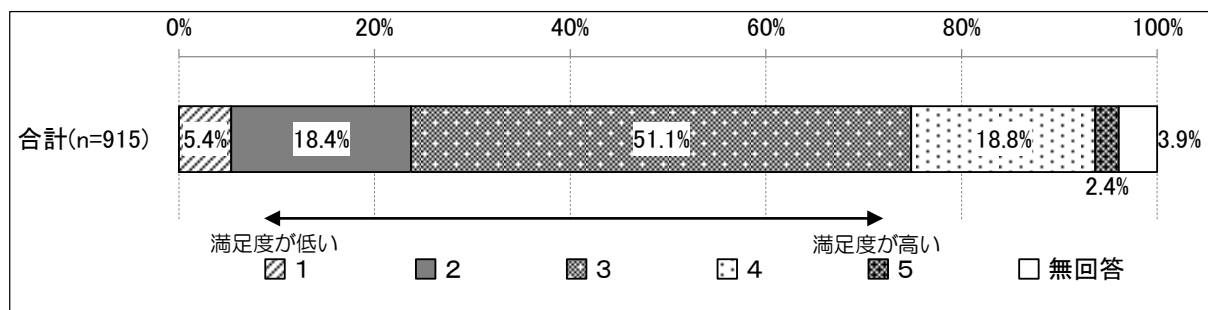
⑬市に対して図ってほしい子育て支援の充実

「児童手当を増額または拡充してほしい」の割合が61.3%と最も高く、次いで「子どもと一緒に出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」の割合が55.6%、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」の割合が37.4%となっています。



⑭市における子育ての環境や支援への満足度

「3(ふつう)」の割合が51.1%と最も高く、次いで「4(やや高い)」の割合が18.8%、「2(やや低い)」の割合が18.4%となっています。



年齢別でみると、6歳（1年生）～11歳（6年生）の年齢すべてで「3（ふつう）」の割合が最も高くなっています。また、「4（やや高い）」「5（高い）」をあわせた“市における子育ての環境や支援について満足している”をみると、11歳（6年生）が23.0%と最も高くなっています。

区分	有効回答数(件)	1 (低い)	2 (やや低い)	3 (ふつう)	4 (やや高い)	5 (高い)	無回答
6歳（1年生）	145	6.2%	19.3%	51.0%	20.0%	1.4%	2.1%
7歳（2年生）	146	6.2%	20.5%	50.0%	17.1%	2.7%	3.4%
8歳（3年生）	167	3.6%	18.0%	52.1%	21.6%	1.2%	3.6%
9歳（4年生）	149	4.0%	18.8%	52.3%	17.4%	2.0%	5.4%
10歳（5年生）	159	5.0%	13.8%	59.1%	13.2%	5.7%	3.1%
11歳（6年生）	126	7.1%	21.4%	42.1%	22.2%	0.8%	6.3%



5 第1期子ども・子育て支援事業計画の評価

(1) 評価の方法

本評価は、「第2期松阪市子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料とするために、現行の子ども・子育て支援事業計画の4つの基本目標ごとそれぞれに位置づけられている施策の「AからEの達成度」について、評価基準日を平成31年3月31日（平成30年度終了）時点として、担当課の職員が自己評価を行ったものです。

■ 4つの基本目標

基本目標1. 家庭における子育て・親育ちへの支援
基本目標2. 子どもの健やかな成長支援
基本目標3. 子どもの生きる力の育成
基本目標4. 子どもが元気でのびのび育つ地域づくり

■ 評価基準

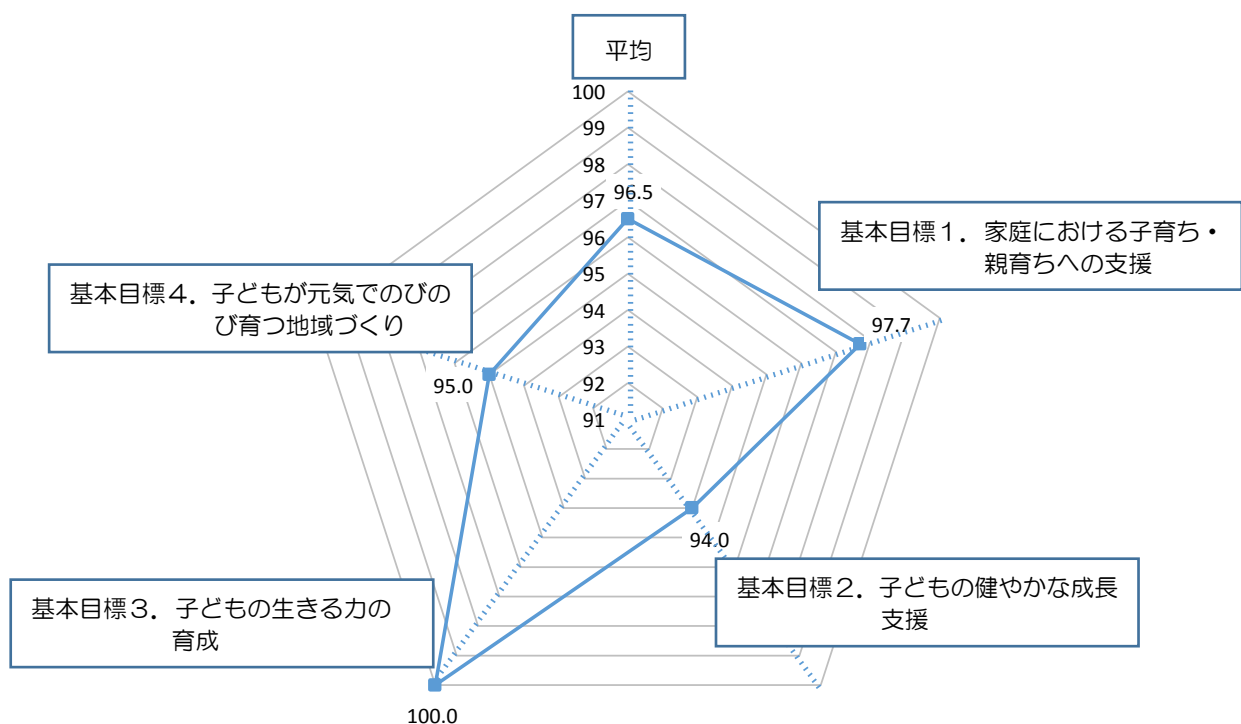
達成度	評価内容	達成状況
A	計画に掲げた施策を達成した。	80～100%
B	計画に掲げた施策を概ね達成した。	60～80%程度
C	現在、施策の達成に向けて動いている。 （半分程度実施した）	40～60%程度
D	現在、施策の達成に向けて動き始めている。 （施策に着手し、動き始めることはできた）	20～40%程度
E	現在、ほとんど手をつけていない。 （施策に着手することができなかった）	20%未満

（２）分野ごとの評価結果

先述の評価の基準で、施策ごとの採点（Ａ：１００点、Ｂ：８０点、Ｃ：６０点、Ｄ：４０点、Ｅ：２０点に配点）を行い、集計した結果、計画全体の評価点は９６.５点となっています。

また、基本目標ごとの評価点は、「基本目標１．家庭における子育て・親育ちへの支援」が９７.７点、「基本目標２．子どもの健やかな成長支援」が９４.０点、「基本目標３．子どもの生きる力の育成」が１００.０点、「基本目標４．子どもが元気でのびのび育つ地域づくり」が９５.０点となっています。

【分野ごとの評価点】



【評価点順（平均 96.5 点）】

評価点	分野
100.0 点	基本目標３．子どもの生きる力の育成
97.7 点	基本目標１．家庭における子育て・親育ちへの支援
95.0 点	基本目標４．子どもが元気でのびのび育つ地域づくり
94.0 点	基本目標２．子どもの健やかな成長支援



(3) 施策ごとの主な課題と今後必要な取組み

基本目標1. 家庭における子育て・親育ちへの支援	
【施策1】 多様で弾力的な保育サービスの充実	
●延長保育事業については、私立保育園2園の利用児童数が減少傾向にあるが今後も公立保育園2園及び私立保育園全園（15園）で実施することを維持していく。	
●一時預かり事業については、幼児教育・保育の無償化の影響による一時的な保育の要望に対応できるよう一時預かり施設「アリス」や「ミー」などでカバーしていく。	
●幼保一体化への対応として、飯南・飯高地区は令和2年4月に認定こども園がスタートする。大石地区については方向性が決定し、今後設置場所等を検討する。	
【施策2】 子育てに関する相談・支援体制の充実	
●「子育て世代包括支援センター」において、妊娠・出産・子育て期の途切れない支援を実施する。市民ニーズの把握と関係機関の連携強化、支援、マネジメントのできる人材育成に取り組む。	
●母子家庭訪問（乳児家庭全戸訪問）については、高い訪問率を保持できるようになったが、未訪問家庭の把握を関係機関との連携を図り、支援体制を強化していく必要がある。	
●放課後児童支援員等研修事業については、放課後児童支援員資格に関する経過措置が令和元年度までで終了するため、次年度以降の開所要件の見直し等を検討する。	
●児童虐待については、早期発見・早期対応のため、関係機関のさらなる連携が必要である。	
●家庭児童相談事業について、様々な家庭問題に対応できるように、的確な人員配置が継続して行われる必要がある。	
【施策3】 子育てしやすい就労環境づくり	
●多くの勤労者に育児休業取得が促進されるよう、粘り強く啓発を行っていく。	
●労働時間の短縮の取組みとして、多くの勤労者に働き方改革やワーク・ライフ・バランスへの関心を持ってもらえるよう、粘り強く啓発を行っていく。	
【施策4】 特に支援を必要とする児童等への対策	
●障がい者医療費助成については、引き続き保険給付自己負担金の助成を行うとともに、未就学児においては現物給付もしくは一部現物給付を実施する。	

基本目標 2. 子どもの健やかな成長支援	
【施策 1】 母と子の健康づくりの支援	
●	支援の必要な妊産婦は増加しており、母子健康手帳の交付時全妊婦と面接を行い、関係機関と連携を図りながら支援を行い、妊娠期から子育て期の途切れない支援を行う。
●	子どもと一緒に出かけ、楽しめる場所、子育てについての相談や学べる場として、母子健康教育や健康相談の場を充実する。
●	子育てアプリ（まつぷり）等で、子育てに関する事業やイベント等情報発信を行い、必要な情報を得られるよう周知する。
【施策 2】 子どもの医療対策の充実	
●	満 18 歳年度末までのこどもに対し引き続き医療費の助成を行う。また、母子・父子家庭の満 18 歳年度末までのこどもと母または父に対しても医療費の助成を引き続き行う。なお、未就学児においては現物給付もしくは一部現物給付を実施する。
【施策 3】 子育て家庭への経済的支援の推進	
●	ファミリーサポートセンター利用支援補助事業においては令和元年度より、ひとり親世帯以外に低所得世帯、ダブルケア世帯、障がい者世帯を追加し、補助率も 5 割（障がい者世帯除く）に拡大することになったことから、引き続き周知を図っていく。

基本目標 3. 子どもの生きる力の育成	
【施策 1】 子どもの豊かな個性を育む教育の推進	
●	人権教育ネットワーク推進事業については、すべての中学校区において、児童生徒の実態に応じて人権フォーラム等の活動を行えるようになってきた。子どもが主体の活動になっているが、さらに、地域・保護者が協働して取組みが進めるような体制づくりが必要である。
●	子ども向けの文化芸術に接する機会を拡充し、子ども期の文化体験を充実させる必要がある。広報誌等により、啓発を進めていく。
●	育ちサポート推進事業について、今後も増加すると予測される多様なニーズに対して迅速かつ適切に対応していく。
【施策 2】 子どものための相談・支援体制の整備	
●	福祉的な支援が必要となる深刻かつ複雑な事案に対して、県教育委員会のスクールソーシャルワーカーの活用等、より一層関係機関と連携を図っていく必要がある。
●	子どもや保護者の悩みや不安に関する相談内容が多様化している。個に応じた相談・支援活動を行えるよう、研修会の充実や関係機関との連携を一層推進していく必要がある。
【施策 3】 次代の親の育成	
●	学校・家庭・地域が連携・協力し、今後も一層、事業を推進していく必要がある。



基本目標4. 子どもが元気でのびのび育つ地域づくり

【施策1】 地域の子育て支援体制の充実

- ファミリーサポートセンター事業については、援助会員、依頼会員ともに登録会員数の増員に努める。
- 放課後児童健全育成事業については、未実施校区の解消のため、開設希望の保護者への支援を行う。

【施策2】 子育てしやすい生活環境づくり

- 歩道については、高齢者・障がい者等の交通の状況を考慮した路肩整備を進めていく。

【施策3】 子どもの安全の確保

- 通学路整備については、優先して実施をしているが、要望箇所が多い状況であり、引き続き関係機関と連携をして実施していく必要がある。
- 交通安全教室などで継続して交通安全指導を実施することで、子どもたちの交通ルールの遵守や交通マナーの向上を推進する。
- 災害時に迅速かつ的確な対応がとれる防災体制の確立と人的被害の軽減を図るため、防災訓練を毎年実施しており、新たな地域防災の担い手となるべく「中学生」に焦点を当てた防災教育は平成30年度から3巡目となる。少しでも多くの生徒への息の長い防災教育が必要である。



6 子ども・子育てを取り巻く課題

本市の子どもを取り巻く現状やアンケート調査結果、第1期子ども・子育て支援事業計画の評価などを踏まえ、子ども・子育てを取り巻く課題を整理しました。

(1) 家庭における子育て・親育ちへの支援

現状及び課題

本市においては、子どもの数が減少傾向で推移している中、保育園の在籍者数は増減をくりかえしながらも減少傾向となっています。また、アンケート調査結果によると、就学前児童を持つ母親の約7割、就学児童を持つ母親の約8割が就労しており、母親の就労ニーズは高い状況にあります。

このような現状の中、子育てしやすい就労環境づくりが求められており、育児休業の取得促進やワーク・ライフ・バランスの啓発が必要となっています。

また、保育サービスの量的拡大や質の確保が求められており、幼保一体化への対応として、飯南・飯高地区では令和2年4月に認定こども園がスタートするなど、多様な保育サービスの充実を推進します。

(2) 子どもの健やかな成長支援

現状及び課題

安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境づくりは重要であることから、母子保健での関わりが途切れることがないよう、妊娠期から子育て期における継続した支援が求められています。アンケート調査結果では、市に対して図ってほしい子育て支援の充実について、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」の割合が高くなっており、健康診査、健康相談等の母子保健事業や子どもの医療対策の充実などが必要となっています。

また、近年は子どもの貧困が問題になるなど、子育てにかかる経済的負担への対応が求められています。アンケート調査結果においても、子育てをする上で、特に不安に思っていることや悩んでいることについて、就学前児童、就学児童ともに「子育てで出費がかさむ」の割合が最も高くなっており、子育て家庭の経済的負担軽減のため、経済的支援の充実や実施している各種手当等の周知が必要です。



(3) 子どもの生きる力の育成

現状及び課題

子どもの生きる力の育成を図るためには、基礎的・基本的な知識・技能や思考力・判断力・表現力、主体的に学習に取り組む態度などを身につけさせるための教育が求められています。また、国際化の進展に伴って、異文化理解及び自文化理解、さらにはコミュニケーション能力・自己表現などを培うグローバル教育が必要となっています。

アンケート調査結果によると、子どもの育ちを支援するため、どのような地域が必要だと思うかについて、「子どもの自然体験、社会体験活動などができる地域」の割合が就学前児童では6割、就学児童では5割を超えており、様々な体験活動を通した子どもの育ちへの支援が求められています。

(4) 子どもが元気でのびのび育つ地域づくり

現状及び課題

子どもがいつまでも元気でのびのび育つ環境を実現するためには、身近な地域で子どもや子育てを見守り、支えあうことができるような仕組みづくりが必要です。

また、アンケート調査結果によると、市に対して図ってほしい子育て支援の充実について、就学前児童、就学児童ともに「子どもと一緒に出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」の割合が高くなっているほか、就学前児童では「放課後児童クラブを増やしてほしい」の割合もやや高くなっており、公園の整備や昼間に保護者がいない家庭の児童に対して適切な遊び場を提供する放課後児童クラブの整備などが求められています。

さらに、アンケート調査結果の子どもの育ちを支援するため、どのような地域が必要だと思うかについて、就学前児童、就学児童ともに「登下校の見守りや声かけなど、子どもの安全確保に取り組める地域」の割合が最も高くなっており、交通安全対策や安全な通学路を確保するための通学路対策など、子どもの安全の確保に向けた取組みが求められています。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市においては、総人口の減少とともに少子化も進行しており、今後、さらなる少子化を見据えた教育・保育環境の整備が必要となっています。

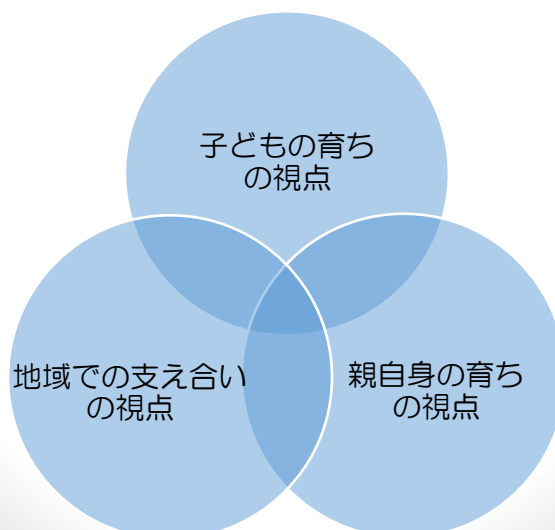
全国的にみると、少子化に加え都市部においての待機児童問題、子どもの虐待やいじめ、さらには子どもの貧困も問題となっており、複雑化する子どもや子育て家庭を取り巻く環境に対応することが求められています。

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる力であり、子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながります。また、未来を築き社会の担い手となる子どもたちが幸せに暮らせるまちづくりを実現するためには、地域全体で子育て家庭を見守り、支援していくことが重要です。

本計画では、「子どもの育ちの視点」・「親自身の育ちの視点」・「地域での支え合いの視点」の3つの基本的な視点のもと、第1期松阪市子ども・子育て支援事業計画の基本理念を継承し、地域が一体となって子どもたちがいつまでも幸せに暮らすことができるまちづくりが実現できるよう、「子どもと家庭を地域で支え、育むまち・松阪」を基本理念とし、子ども・子育て支援施策を推進します。

【基本理念】

子どもと家庭を地域で支え、育むまち・松阪





2 基本的視点

本計画では、次の3つの基本的な視点のもと、子ども・子育て支援施策を行っていきます。

(1) 子どもの育ちの視点

- 子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもが家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことを支援します。
- 子育て施策の推進にあたっては、専門性の高い関係機関との連携・協力を進め、妊娠・出産から子育て期に至るまで切れ目のない支援ができるよう、取組みの充実を図ります。
- 子どもは、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利があり、子どもの視点に立ち、幼児期の人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取組みを進めます。

(2) 親自身の育ちの視点

- 保護者が悩みや不安を抱えたまま地域で孤立しないように、また、貧困問題を抱えた子どもや子どもの虐待等、子どもが抱える多様な問題に十分対応できるよう、社会的養護体制について質・量ともに整備を進めます。
- 親としての自覚と責任を高め、豊かな愛情あふれる子育てが次代に継承されるよう、親の主体性とニーズを尊重しつつ子育て力を高めます。

(3) 地域での支え合いの視点

- 保護者が子育ての第一義的責任を有することが前提ですが、地域の人々をはじめ社会を構成する様々な団体や企業等が協力し、保護者に寄り添い一体となって子育てや子どもの育ちを支援できるよう環境づくりを進めます。
- 地域には幼稚園や保育園、認定こども園など、子育ての知識や技術、人材、施設などの福祉・教育資源を有しており、そうした資源を有効に活用しつつ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために、子どもや子育てを見守り、支えあうことができる仕組みづくりに取り組みます。

3 基本目標

本市の基本理念を実現するために、次の4項目を基本目標とし、総合的に施策を推進します。

基本目標1 家庭における子育て・親育ちへの支援

利用者の多様なニーズを踏まえた保育サービス等の提供体制を整備し、地域の実情に応じた取組みを行うとともに、妊娠・出産・子育て・保育など、子どもや保護者の悩みや不安を相談できる体制を整備します。

また、すべての人が仕事、家庭・地域生活、個人の自己啓発等の様々な活動を、自らが希望するバランスで行えることが必要であり、就労の場において、男女がともに力を発揮し、ともに働けるような環境づくりと仕事と家庭の両立を支援し、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。

さらに、障がいのある子どもやひとり親家庭など支援を必要とする子どもや保護者に対しては、関係機関と連携し、情報を共有しながら切れ目のない支援を行います。

基本目標2 子どもの健やかな成長支援

幼稚園・保育園・認定こども園など教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量の両面にわたり充実させることが必要であり、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行います。

また、保護者に対して相談や適切な情報提供を行いながら、安全で快適な妊娠、出産環境を確保し、乳幼児期から思春期までの子どもの健やかな発育、発達を支えるための保健医療体制の充実を目指します。

さらに、子育て家庭の経済的負担軽減のため、経済的支援の充実を図るとともに、市で実施している各種手当等の周知に努めます。

基本目標3 子どもの生きる力の育成

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。

子どもたちが心身ともに健やかに成長できるように、すべての子どもの基本的人権が尊重され、子どもの健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現される環境づくりを整備します。

また、家庭、学校・幼稚園・保育園・認定こども園等、地域が一体となって、子ども自らの力を培い、伸ばし、支えていく教育・保育環境づくりを推進するとともに、次代を担う若者が子どもを産み育てる喜びや楽しさを理解できるような取組みを推進します。

基本目標4 子どもが元気でのびのび育つ地域づくり

すべての子どもと家庭への支援を実現するため、社会のあらゆる分野におけるすべての市民が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

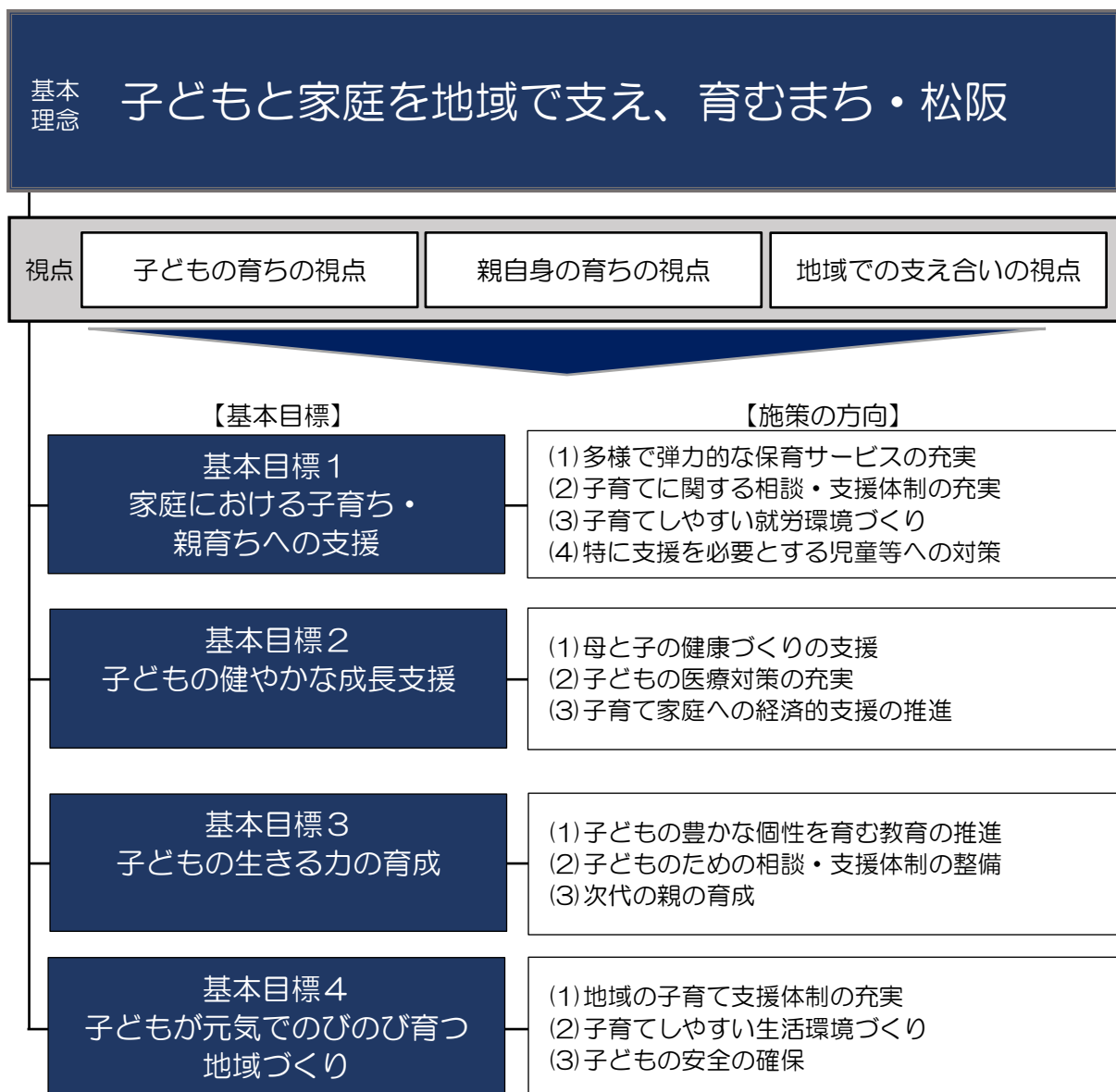
地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、支えあうことができるような仕組みづくりに取り組みます。

また、子どもや子ども連れでの行動に心理的な負担感や不安感を持つことなく、のびのびと自由に行動できるように、子どもや保護者が安全に安心して暮らせる生活環境の整備を推進します。

本市では4つの基本目標のもと、子ども・子育て施策を総合的に推進します。



4 施策の体系





第4章 基本目標ごとの施策の展開

基本目標1 家庭における子育て・親育ちへの支援

施策の方向1 多様で弾力的な保育サービスの充実

保育サービスについては、利用者の多様なニーズを十分に踏まえてサービスの提供体制を整備し、地域の実情に応じた取組みを行います。

また、すべての人が、子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりを持って子育てができるよう、きめ細やかな保育サービスを充実させます。

事業名	事業内容	方向性	担当課
ショートステイ事業	保護者が疾病等により緊急一時的に保護を必要とする場合に児童を施設において一時的に養育・保護します。	継続	こども支援課
延長保育事業	保護者の勤務形態、残業等、多様化する就労形態に対応するため保育時間の延長を行います。	継続	こども未来課
休日保育事業	保護者の日曜、祝日等の勤務等により、児童に保育が必要な場合に対応するため、休日に保育を行います。	継続	こども未来課
一時預かり事業	家庭の緊急時に一時的に預かる事業を行います。	継続	こども未来課
幼稚園教育時間終了後の預かり保育	共働き家庭が増加する中で、保護者の子育て支援を行うため、幼稚園の教育時間終了後の「預かり保育」を行います。	継続	こども未来課
幼保一体化への対応	子ども・子育て支援新制度に基づく幼保の一体化に対応します。	継続	こども未来課
病児・病後児保育事業	保育園などに通園中の児童が、病気または回復期で、集団保育を受けることが困難な場合、一時的にお預かりします。	継続	こども未来課
保育士修学支援事業	保育士養成施設を卒業後、「市内の認可保育園等において働きたい」という意欲を持った学生を対象に修学資金の貸付を行います。	継続	こども未来課

施策の方向2 子育てに関する相談・支援体制の充実

妊娠・出産・子育て・保育など、子どもや保護者の多岐にわたる悩みや不安を相談できる体制や、親子が過ごせる場所を充実します。また、子育てや教育について、身近なところで相談しやすい環境を整備するとともに、専門的または深刻な相談にも対応できるような相談窓口の体制を充実します。

事業名	事業内容	方向性	担当課
子育て世代包括支援センター 【利用者支援事業（母子保健型）】	健康センターはるる・嬉野保健センターに「子育て世代包括支援センター」を設置し、専門知識をしながら、利用者視点に立った妊娠・出産・子育てに関する支援のマネジメントを行う母子保健コーディネーターを配置し、妊娠期から子育て期にわたる母子保健の情報提供と相談窓口とします。	継続	健康づくり課
母子家庭訪問 【乳児家庭全戸訪問事業】	乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握や助言を行い、養育環境などの支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供に結びつけることにより、子どもの健やかな育成を図ります。	継続	健康づくり課
母子健康相談 （妊産婦・乳幼児）	保健師・管理栄養士・歯科衛生士により、面接や電話による個別相談を実施します。 妊産婦：母子健康手帳交付時・乳児家庭全戸訪問などの機会に妊婦やその家族からの相談を随時実施し、妊娠・出産・子育ての不安の解消に努めます。 乳幼児：乳幼児期の発育や発達・生活・育児に関する個別相談を行います。	継続	健康づくり課
児童虐待防止市町村ネットワーク事業	関係機関が連携を密にし、効果的な対応を図ることにより児童虐待の防止、早期発見及び早期対応並びに児童の健全な成長を図る取組みを円滑に推進します。	継続	こども支援課
養育支援訪問事業	関係機関等からの情報収集等により養育の支援が必要と判断される家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事援助、または保健師等による育児に関する技術的支援を実施します。	継続	こども支援課
家庭児童相談事業	家庭における児童の養育に係る諸問題（身体上・精神上の障がい・暴行・非行・虐待など）の相談に応じ、必要に応じて関係機関と連携をとりながら、適切な指導・助言を行い問題の解決を図ります。	継続	こども支援課



事業名	事業内容	方向性	担当課
育ちサポート推進事業	子どもが安心して成長できる、また、子どもを安心して育てられる環境整備の一貫として、発達に関する相談窓口を開設します。	継続	子ども発達総合支援センター
子育て支援センター事業	地域全体で子育てを支援する基盤形成の推進を図るため、未就園の親子の育児不安等についての相談や子育て支援事業を実施します。	継続	こども未来課
子育て講演会等	子育て中の保護者に情報提供するため、子育て講演会・子育てフェスティバル等を開催します。	継続	こども未来課
放課後児童支援員等研修事業	児童クラブに勤務する職員の資質向上と各地域における児童健全育成活動を推進します。	継続	生涯学習課

施策の方向3 子ども・子育てしやすい就労環境づくり

少子高齢化の進行や共働き家庭の増加による多様な子育てニーズ・要望への対応を図ります。また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進強化、男女共同参画の推進など、子育てしやすい就労環境づくりを推進していきます。特に保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行うとともに、計画的に教育・保育施設を提供します。

事業名	事業内容	方向性	担当課
保育サービスに係る情報提供	利用者が保育サービスの情報をタイムリーに入手できるように積極的な情報提供を行います。	継続	こども未来課
ファミリーサポートセンター事業	病時・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりや、ひとり親家庭等の支援など多様なニーズへの対応を図ります。	拡充	こども支援課
育児休業取得の推進	育児休業取得を推進するため、特に男性が育児に参加できる環境づくりも含め、事業所に対しての啓発を関係機関と連携して行います。	継続	商工政策課
労働時間の短縮	女性と男性の労働者が職業生活と家庭生活及び地域活動にともに参加することができるよう、事業所に対して労働時間短縮、ノー残業デー・ノー残業ウィークの導入などの啓発を関係機関と連携して実施します。	継続	商工政策課

事業名	事業内容	方向性	担当課
男女共同参画意識の啓発	男女共同参画を進めるための講座・セミナー等を実施、また事業所訪問等意識向上に努めます。	継続	人権・男女共同参画課

施策の方向4 特に支援を必要とする児童等への対策

障がい児の健全な発達を支援し、豊かな地域生活を送ることができるよう、障がいのある児童生徒の個々の発達の状況に応じたサポート体制を充実させます。

また、障がいまたはその疑いのある乳幼児に対し、早期相談・早期療養が可能となるよう、関係機関と連携しながら、発達支援を行います。

保護や支援を必要とする子どもや保護者に対しては、関係機関との連携を一層強化し、情報を共有しながら切れ目のない支援を行っていきます。

事業名	事業内容	方向性	担当課
母子健康相談（幼児相談・こたばの相談）	心理相談員・言語聴覚士により言語発達・精神発達・情緒面において、発達検査等により経過観察を必要とする幼児と保護者を対象として、個別相談を実施します。	継続	健康づくり課
産後ケア事業	出産後、体調不良や育児不安等で支援が必要にも関わらず、家族等から十分な育児・家事等の援助が受けられない産婦と新生児を対象に、宿泊または通所で委託産科医療機関等において母子の保健指導サービスを提供します。	継続	健康づくり課
育ちサポート推進事業（再掲）	発達障がいを含むすべての障がいのある子どもへの早期からの一貫した支援を進めます。特別な支援が必要な子どもの就学や就園に関する業務を行います。	継続	子ども発達総合支援センター
児童発達支援地域スクール事業	障がい児の長期休暇中における日中の場を確保することにより、介護者の負担軽減を図るとともに障がい児の日常生活の向上を図ります。	継続	子ども発達総合支援センター



事業名	事業内容	方向性	担当課
障がい福祉サービス	障がいのある児童の家庭にヘルパーを派遣して、入浴、排せつ、食事等の介護などの支援を行う「居宅介護」、視覚障がいのある児童の外出を支援する「同行援護」、知的障がいのある児童の外出などの際に必要な支援や移動中の介護を行う「行動援護」、家族が病気などで障がいのある児童を介護できない場合に、短期間、施設に入所し、入浴、食事などの必要な支援を行う「短期入所」など、必要な支援を行います。	継続	障がい福祉課
地域生活支援事業	屋外で単独での移動が困難な障がいのある児童に対する「移動支援」、日常的に介護している家族の一時的な休息の確保のため、施設等で障がいのある児童を預かる「日中一時支援」、自宅で入浴ができない障がいのある児童に「訪問入浴サービス」を提供します。	継続	障がい福祉課
児童発達支援	日常生活における基本的な動作を習得したり、集団生活に適應するための訓練など個別の療育プログラムを個別支援計画に基づき行います。	継続	障がい福祉課
放課後等デイサービス	学校授業終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な支援や余暇の提供などを個別支援計画に基づき行います。	継続	障がい福祉課
特別児童扶養手当	精神または身体に障がいを有する児童の福祉の増進を図るため、その児童の保護者に手当を支給します。	継続	障がい福祉課
障害児福祉手当	重度の障がいのため常時介護が必要な在宅の児童に手当を支給します。	継続	障がい福祉課
障がい者医療費助成	障がい児などを対象に、疾病の早期診断・早期治療を促進し、健康の保持と増進を図ることを目的に医療費の自己負担額の全額を助成します。 また、未就学児を対象に医療機関窓口での自己負担を軽減（保護者の所得に応じて無料もしくは1受診1,000円までの支払い）します。	継続	地域福祉課
特別支援教育推進事業	特別な支援が必要な児童生徒等に対し、学校生活上の介助や学習活動のサポートを行う学校生活アシスタント、医療的ケアを行うメディカルサポートアシスタントを配置し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援を行います。	継続	学校支援課

基本目標2 子どもの健やかな成長支援

施策の方向1 母と子の健康づくりの支援

安心して出産・子育てができるよう、関係機関と連携を強化しながら、健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施していくとともに、親子同士が交流でき、子育てについて悩みを話し合える場を充実して、多くの親子の参加を促進するとともに、子どもの発達段階に応じた正しい情報提供と相談体制を充実します。

事業名	事業内容	方向性	担当課
母子健康手帳交付	妊娠の届け出に対し、母子健康手帳を交付します。 妊娠・出産・子どもの成長を喜べるよう手帳の活用についての説明と諸制度を活用できるよう支援します。	継続	健康づくり課
母子家庭訪問 (妊産婦・乳幼児・学童)	保健師・管理栄養士・歯科衛生士により、医療機関からの連絡や健診事後フォロー等により家庭訪問による個別相談を実施します。	継続	健康づくり課
母子健康相談 (妊産婦・乳幼児)(再掲)	保健師・管理栄養士・歯科衛生士により、面接や電話による個別相談を実施し、妊娠・出産・子育ての悩みの解消に努めます。	継続	健康づくり課
妊婦一般健康診査	母子健康手帳交付時に「妊婦一般健康診査依頼票」(母子保健のしおり内)を発行し、医療機関委託にて実施します。異常の早期発見・早期対応に努め、適切な治療・保健指導につなげられるようにします。	継続	健康づくり課
妊婦歯科健康診査	母子健康手帳交付時に「妊婦一般健康診査依頼票」(母子保健のしおり内)を発行し、妊婦の歯科健康診査を実施することにより、妊婦と生まれてくる子どもの歯と口腔の健康保持増進に努めます。	継続	健康づくり課
産婦健康診査	母子健康手帳交付時に「産婦健康診査依頼票」(松阪市産婦健康診査のしおり内)を発行し、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査を実施し、産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図り、妊娠期から子育て期にわたる途切れない支援体制を充実させます。	継続	健康づくり課



事業名	事業内容	方向性	担当課
乳児健康診査 (4か月児・10 か月児)	母子健康手帳交付時に依頼票(母子保健のしおり内)を発行し、医療機関委託にて実施します。月齢に応じた発達・発育の確認と異常の早期発見・早期対応に努め、適切な治療・保健指導につなげられるようにします。	継続	健康づくり課
幼児健康診査 (1歳6か月児 健康診査・3歳 児健康診査)	対象児に個人通知を行い、年齢に応じた発達・発育の確認と異常の早期発見・対応に努め、適切な治療や生活に関する保健指導につなげられるようにします。3歳児健診では、視聴覚を含む健診内容とし、それぞれ身体・眼・耳について「精密健康診査受診券」(三重県下医療機関委託)を発行します。精神発達については、心理相談員による相談を実施します。	継続	健康づくり課
幼児健診事後フ ォロー教室	1歳6か月児・3歳児健診で、運動発達・言語発達等で、経過観察を要する幼児と保護者に集団の場を提供し、教室を通じて保護者が幼児へのかかわりを振り返り、家庭での実践につなげ、発達を促せるよう実施します。必要時に医療機関や療育機関につなげます。	継続	健康づくり課
母子健康教育 (妊産婦)	妊娠期の健康管理に関する講話と実習・栄養指導・歯科指導などを通して、妊娠・出産・子育てに関する知識を提供し、妊婦とその家族同士の交流を深めます。また、新米ママ教室では、産婦の育児不安の軽減と交流を目的とし、産後初めての子育てを支援します。	継続	健康づくり課
母子健康教育 (乳幼児・学童)	乳幼児期～学童期の発達や発育とともに離乳食・幼児食教室、健康講座において栄養・歯の健康管理、その他生活に関する知識を得ることにより、子育ての悩みの解消を支援します。また、同じ子育て期を過ごす保護者同士の交流の場とします。また、土日に、はるる管内のスペースを使って親子が楽しく過ごせるよう「はるる遊ぼうDAY」を実施します。	継続	健康づくり課
子育てアプリ (まっプリ)	スマートフォン等を使って、妊娠中から子どもの成長記録や予防接種のスケジュール管理を行うことができ、市の子育て情報を対象者にタイムリーに発信できるアプリを導入し、子育て支援関係各課と連携して子育て環境の充実を図ります。	継続	健康づくり課

事業名	事業内容	方向性	担当課
予防接種事業	予防接種法に基づく、予防接種を乳幼児・児童に委託医療機関において実施します。	継続	健康づくり課
フッ化物洗口事業	フッ化物洗口を保育園・幼稚園・小学校等で集団実施することにより、むし歯の減少と健康格差の解消を目指し実施します。	継続	健康づくり課
中学生ピロリ菌検査事業	胃がんや慢性胃炎、胃・十二指腸潰瘍に影響するピロリ菌検査を中学生に実施し、早期発見・早期治療に結び付け次世代感染を予防します。	継続	健康づくり課
「食育」推進事業	給食内容の充実を図り、食に関するイベントの実施や給食だより等の配布を通じて、保護者や地域と連携した食育の推進に努めます。	継続	こども未来課
			学校教育課
			給食管理課
就学時健康診断事業	就学時における学校医及び学校歯科医による健康診断を実施します。	継続	学校教育課

施策の方向２ 子どもの医療対策の充実

子どもの病気や事故等は、急激な変化から命にかかわることも少なくないため、夜間や休日であっても適切な診療が受けられるよう体制を整備します。

関係機関と連携をとり、小児医療の充実に努めるとともに、疾病や障がいの早期発見に取り組んでいきます。

また、子どもの医療費を助成することで、医療機関を受診しやすい環境を継続していきます。

事業名	事業内容	方向性	担当課
休日夜間応急診療所	小児救急医療体制の推進を図ることを目的とし、子どもの病気やケガに対しての初期救急医療施設として毎日夜間及び日曜日・祝日等に応急診療を行い、安心して健やかに暮らせるまちづくりを推進します。	継続	健康づくり課
こども医療費助成	0歳から満18歳年度末までの子どもに対して、疾病の早期診断・早期治療を促進し、健康の保持と増進を図ることを目的に医療費の自己負担額の全額（高校生世代の助成金は保護者の所得に応じて全額または2分の1）を助成します。 また、未就学児を対象に医療機関窓口での自己負担を軽減（保護者の所得に応じて無料もしくは1受診1,000円までの支払い）します。	継続	地域福祉課



施策の方向3 子ども家庭への経済的支援の推進

少子高齢化や単身化がさらに進行し、近年は子どもの貧困も問題になるなど、子育てにかかる経済的負担への対応が求められています。

子育て家庭の経済的負担軽減のため、経済的支援の充実を図るとともに、実施している各種手当等の周知に努めます。

事業名	事業内容	方向性	担当課
児童手当	児童の養育に係る経済的負担を軽減し、次代の社会を担う子どもの成長及び資質の向上を図るため、15歳到達後最初の年度末までの児童を監護し、かつ、児童と一定の生計関係にある父または母等に手当を支給します。	継続	こども支援課
児童扶養手当	母子家庭または父子家庭等の生活の安定と自立を促進し児童の福祉を増進するため、手当を支給します。	継続	こども支援課
自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の親が対象となる教育訓練講座を受講し修了した際、経費の一部を助成し、能力開発の支援を行います。	継続	こども支援課
高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の親の生活の安定につながる資格の取得を支援するため、専門学校等の受講期間のうち一定期間について、高等職業訓練促進給付金を支給し、生活費の負担軽減を図ります。	継続	こども支援課
ファミリーサポートセンター利用支援補助金	ひとり親世帯等がまつさかファミリーサポートセンターの援助活動を利用した際、利用料の一部を補助することにより、仕事と育児の両立や子育ての負担軽減を目的に支援します。	拡充	こども支援課
母子父子寡婦福祉資金貸付	経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を図るため、就学支度資金・修学資金・就職支度資金・修業資金などの貸付を行います。	継続	こども支援課
入院助産制度	誰もが子どもを安心して産めるように、経済的な理由により入院助産できない妊産婦に対し、入院助産に要する費用を一部援助します。	継続	こども支援課

事業名	事業内容	方向性	担当課
こども医療費助成（再掲）	0歳から満18歳年度末までの子どもに対して、疾病の早期診断・早期治療を促進し、健康の保持と増進を図ることを目的に医療費の自己負担額の全額（高校生世代の助成金は保護者の所得に応じて全額または2分の1）を助成します。 また、未就学児を対象に医療機関窓口での自己負担を軽減（保護者の所得に応じて無料もしくは1受診1,000円までの支払い）します。	継続	地域福祉課
一人親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等に対して、疾病の早期診断・早期治療を促進し、健康の維持と増進を図ることを目的に医療費の自己負担額の全額を助成します。また、未就学児を対象に医療機関窓口での自己負担を無料にします。	継続	地域福祉課
生活困窮世帯学習支援事業「学習室」	生活保護または就学援助受給世帯の希望する小学校6年生から中学校3年生までの児童生徒に対し、教員OBや教員を目指す学生等が「基礎的な学力の定着」、「生活習慣の確立」、「心いやされる居場所」の3つの視点で学習支援を行います。	継続	地域福祉課
就学援助費	学校教育法に基づき、経済的理由によって市立の小学校及び中学校に就学させることが困難な児童生徒の保護者に対し、その就学に必要な費用の一部を援助します。	継続	学校教育課
松阪市原田二郎奨学金制度	勉学の意欲がありながら、経済的理由により高等学校等へ修学困難な生徒に奨学金を給付し、将来社会に貢献する有為な人材育成の支援を行います。	新規	教育総務課





基本目標3 子どもの生きる力の育成

施策の方向1 子どもの豊かな個性を育む教育の推進

子どもたちに基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力、主体的に学習に取り組む態度などの確かな学力を身につけさせるためには教育内容・方法の一層の充実を図ることが重要であり、自ら課題を発見し解決する力、他者と協働するためのコミュニケーション能力、物事を多様な観点から論理的に考察する力などの育成を図ります。

幼児期から学齢期の子どもの発達や学習の連続性を重視し、学ぶ意欲や自尊感情を高める取組みを推進し、豊かな人間性と「生きる力」をバランスよく育む教育環境の整備に努めます。

また、学習活動や様々な体験・交流活動の場を設けることにより、子どもの育成活動を推進します。

事業名	事業内容	方向性	担当課
青少年健全育成事業	行政と地区の健全育成会、青少年育成市民会議等が連携して、青少年育成のための講演会や、非行防止パトロール、悪書回収等の環境浄化活動等を実施します。また、併せて関係団体等が主催する活動に対して支援を行います。また、各地域に青少年健全育成を推進・指導する人材の確保と養成に努めます。	継続	生涯学習課
放課後子ども教室推進事業	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域住民の参画を得て、学習活動や様々な体験・交流活動の場を与え、子どもたちの健全な育成を図ります。	継続	生涯学習課
青少年センター運営事業	松阪市青少年センター等において、非行化する恐れのある青少年を早期発見し、その補導活動や環境浄化活動等を実施します。関係機関・団体等との連携体制の一層の充実を図ります。	継続	生涯学習課
生涯学習振興事業	公民館講座の中で、家庭教育・育児に関する学習機会や情報の提供など、保育園・幼稚園等の関係機関と連携して子育て支援の取組みを推進します。住民協議会や学校などとも連携等を深め、地域が求める講座を開設しながら、家庭や地域の教育力向上を図ります。	継続	生涯学習課

事業名	事業内容	方向性	担当課
ブックスタート事業	1歳6か月児健康診査時に、絵本が入ったバッグを手渡し、幼児と一緒に絵本を開く喜びや大切さを育てるとともに、子ども読書活動の活性化を図ります。	継続	生涯学習課
人権教育ネットワーク推進事業	中学校単位の組織間ネットワークを生かした人権フォーラムなどを実施し、子ども自らが考え行動ができる人権教育の充実を図ります。	継続	学校支援課
外国人児童生徒受入促進事業	初期適応支援教室「いっぼ」、就学前支援教室「ふたば」を開設し、初期日本語指導や学校生活への適応支援を図るとともに、日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校に母語スタッフを派遣することで、受入体制の充実を図ります。また、進学や就職のための外国人児童生徒及び保護者対象の進路ガイダンスを開催します。	継続	学校支援課
郷土の偉人に学ぶ教育推進事業	本居宣長・松浦武四郎・蒲生氏郷・三井高利を教材に、郷土の偉人たちが目指し育んできた夢への営みを学び、郷土に誇りと愛着を持ち、未来を切り拓いていくことができる子どもたちの育成を図ります。	継続	学校支援課
学力向上推進事業	学習指導要領に基づき、子どもたちに未来を切り拓く力（主体的に判断できる力、多様な人々と協働していくことができる力、新たな価値創造、新たな問題発見・解決できる力）の育成に努めます。	継続	学校支援課
英語コミュニケーション力向上推進事業	国際化の進展に伴い、子どもたちに異文化理解・自文化理解、コミュニケーション能力・自己表現などを培うグローバル教育を進めます。	継続	学校支援課
特色ある学校づくり推進事業	児童生徒や地域の実態に即した、創意に満ちた魅力ある教育活動、特色ある教育を推進します。	継続	学校支援課
教職員研修事業	人権を考える市民講座や中学校区市民講演会、差別をなくす市民集会などを通して様々な人権課題に対し、解決する力を育成するための学習活動を進めます。	継続	学校支援課



事業名	事業内容	方向性	担当課
学校や地域社会での子どもたちの文化活動鑑賞機会の充実	市内で活動する文化芸術団体等が行っている出前公演や出前講座、また、市が主催する合唱フェスティバルや吹奏楽フェスティバルなど、子どもたちが鑑賞するだけでなく参加・体験できる文化事業を開催し、子どもたちが文化芸術に触れる機会を充実します。	継続	文化課
学校教育活動支援員活用事業（内、「部活動の専門的な指導」）	中学校における運動部活動に優れた外部指導者を活用し、生徒の技能及び顧問の技術力向上を図り、学校と地域社会の連携を促進します。	継続	学校教育課
スポーツ少年団補助金	子どもたちの地域社会におけるスポーツ活動を通じて、低年齢からの体力づくり、スポーツの底辺拡大及び心身の健全な育成を図ります。	継続	スポーツ課
総合型地域スポーツクラブ推進事業補助金	子どもから高齢者まで多世代を対象に、誰もがスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現するため、日常的にスポーツを行う機会を提供するクラブを支援します。	継続	スポーツ課
スポーツ少年大会等補助金	三重県下で開催される各種スポーツ少年大会への参加支援を行い、スポーツ技能の向上と心身の健全育成及び相互の親睦を図ります。	継続	スポーツ課
育ちサポート推進事業（再掲）	保育園・幼稚園・小中学校へ特別支援教育の専門家を派遣し、保護者・保育、教育関係者の相談を実施し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援体制の整備を図ります。	継続	子ども発達総合支援センター
生活困窮世帯学習支援事業「学習室」（再掲）	生活保護または就学援助受給世帯の希望する小学校6年生から中学校3年生までの児童生徒に対し、教員OBや教員を目指す学生等が「基礎的な学力の定着」、「生活習慣の確立」、「心いやされる居場所」の3つの視点で学習支援を行います。	継続	地域福祉課

施策の方向2 子どものための相談・支援体制の整備

子どもが相談しやすい体制をつくるとともに、関係機関と連携を図りながら、心とからだの問題に取り組みます。

子どもの居場所づくりを進め、子どもたちの抱える問題を受け止め、ともに解決に導く体制を充実させます。

事業名	事業内容	方向性	担当課
スクールカウンセラー配置事業（県教委）	児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、臨床心理に専門的な知識と経験を有するスクールカウンセラーを小中学校に配置し、教育相談体制の充実・活性化を図ります。	継続	学校教育課
スクールソーシャルワーカー活用事業（県教委）	小中学校における福祉的なアプローチが必要な事案や深刻かつ複雑な事案に対し、関係機関との連携等について、指導助言を行います。	継続	学校支援課
いじめ等対策事業	すべての児童生徒が安心して教育が受けられるよう、学級満足度尺度調査（Q-U）を活用しての実態把握、ハートケア相談員の中学校区への配置、また、教育支援センターとの連携とともに、不登校児童生徒への途切れない支援を行います。	継続	学校支援課
教育相談事業	学校（園）や家庭での生活、心の問題等に関する教育相談、カウンセラー相談、教育支援センターにおける不登校の相談を行います。	継続	子ども支援研究センター



施策の方向3 次代の親の育成

子どもたちに豊かな体験活動の機会を提供し、社会の一員としての自覚や社会性を育むとともに自己実現を図ることができるよう支援します。

また、次代の親となっていく子どもたちが、好ましい道徳性や生活態度を身につけ、男女が協力して家庭を築き、子どもを産み育てることの大切さなどについての理解が深まるよう、学習の機会を提供していきます。

事業名	事業内容	方向性	担当課
地域の教育力活用推進事業	学校・家庭・地域が連携協力しながら、一体となって地域の子どもたちを育むことにより、子どもの豊かな育ちを確保するとともに、地域の絆を強め、地域づくりの担い手を育てます。	継続	学校支援課



基本目標4 子どもが元気でのびのび育つ地域づくり

施策の方向1 地域の子育て支援体制の充実

子育て家庭が社会において孤立しないよう、家庭や地域、企業、学校、児童館、保育園、幼稚園等がそれぞれの機能を発揮するとともに、連携を強化し、身近な地域における子育て支援を推進します。

子育て支援センターを中心に、地域ぐるみの子育てを推進し、子どもたちが仲間や地域の人とふれあう場へ参加する機会を確保し、子どもの社会性を育むため気軽に利用できる施設や事業の充実を図ります。

事業名	事業内容	方向性	担当課
ファミリーサポートセンター事業（再掲）	依頼会員と提供会員との連絡・調整の実施等により、地域における育児の相互援助活動を推進します。	拡充	こども支援課
児童センター事業	児童が自由に遊び、多くの仲間とふれあい、自己を伸ばし楽しく過ごせる場所を提供します。	継続	こども支援課
子育て支援センター事業（再掲）	地域全体で子育てを支援する基盤形成の推進を図るため、未就園の親子の育児不安等についての相談や子育て支援事業を実施します。	継続	こども未来課
放課後子ども教室推進事業（再掲）	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域住民の参画を得て、学習活動や様々な体験・交流活動の場を与え、子どもたちの健全な育成を図ります。	継続	生涯学習課
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	小学校に就学している昼間保護者のいない家庭の児童に対し、適切な遊び場を与えてその健全な育成を図ります。	拡充	生涯学習課
生活困窮世帯学習支援事業「学習室」（再掲）	生活保護または就学援助受給世帯の希望する小学校6年生から中学校3年生までの児童生徒に対し、教員OBや教員を目指す学生等が「基礎的な学力の定着」、「生活習慣の確立」、「心いやされる居場所」の3つの視点で学習支援を行います。	継続	地域福祉課



施策の方向2 子どもでしやすい生活環境づくり

誰もが安心して外出できる環境を整えることは、妊産婦、乳幼児連れの人などへの子育て支援だけでなく、高齢者、障がい者などを含めたすべての人が快適に生活できる環境整備につながります。より子育てしやすいまちを目指して、公園の整備、公共交通機関のバリアフリー化などを進めていきます。

事業名	事業内容	方向性	担当課
道路整備単独事業	歩道や交差点の改良を行い、児童や高齢者をはじめすべての歩行者が安全に通行できる環境づくりを進めます。	継続	土木課
公共施設のバリアフリー化推進事業	安全・安心に公共施設を利用できるようバリアフリー化を推進します。	継続	各公共施設担当課
総合運動公園建設事業	多様化する市民のスポーツ・レクリエーション需要に対応するためユニバーサルデザインの考え方に基づいた公園設置を行います。	継続	土木課
民間宅地開発事業	公園・緑地の適正配置の促進に努めユニバーサルデザインの考え方に基づいた公園設計の指導を行います。	継続	土木課
バリアフリーのまちづくり活動事業	バリアフリーのまちづくりに向けての啓発、施設のバリアフリー化の推進のための現地調査及び会議等の活動を実施します。	継続	地域福祉課
都市公園維持管理事業	公園遊具の安全点検、遊具の修繕、樹木の剪定等を行い安全・安心な公園の維持管理に努めます。	継続	土木課
三世同居・近居支援補助金	市外から転入し、世代間で助け合いながら子育てする三世同居または近居を始める世帯に対して住宅の新築及びリフォーム等に係る費用の一部を支援します。	継続	こども支援課

施策の方向3 子どもの安全の確保

災害や犯罪から住民の生命と財産を守るため、災害対策や防犯体制を整備し、行政、地域、警察等が連携してパトロール活動や防犯講習会を行い、災害対策のための基礎知識を身につけるための講演などを通して、安全・安心なまちづくりを構築していくため、地域と協力していきます。

事業名	事業内容	方向性	担当課
非構造部材の耐震化対策	園児、児童生徒等の園、学校生活における安全・安心を守るため、非構造部材の耐震化対策等を行います。	継続	教育総務課 こども未来課
安全・安心まちづくりの推進	小学校区を対象に「地域ふれあいタウンウォッチング」を開催し、子どもの安全意識を高めるとともに、学校、地域と連携して地域安全力の向上を図ります。また、子どもをターゲットとした犯罪や声かけ等の不審行為を未然に防止するため、自主防犯パトロール団体との情報共有をより一層推進し、さらなる活動推進を図ります。	継続	地域安全対策課
交通安全街頭指導	地域内の各小中学校の通学路において、松阪市交通指導員、地域、学校、関係団体が一体となって街頭指導を実施することで、子どもたちを交通事故から守り、交通安全意識の高揚を図ります。	継続	地域安全対策課 学校支援課
通学路対策事業	安全な通学路を確保するため、地域、学校、教育委員会等と連携し、横断旗や通学路用看板の支給など、地域の実情に応じた通学路対策を実施します。	継続	地域安全対策課 学校支援課 建設保全課
交通安全対策施設整備事業・道路事故対策白線等整備事業	松阪市通学路交通安全プログラムなどにより通学路、未就学児が日常的に集団で移動する経路などの安全確保に向けた取組みを行います。	継続	建設保全課
交通安全教室	交通安全教育指導員「とまとーず」による、成長段階に応じた交通安全教室を実施し、子どもたちの交通ルールの遵守や交通マナーの向上を推進するとともに、交通安全意識の高揚を図ります。	継続	地域安全対策課



事業名	事業内容	方向性	担当課
防災啓発事業	各地域・自治会等をはじめとし、幼少期の知識習得が大切であることから、出前講座等を通じた意識向上を目指します。	継続	防災対策課
防災訓練事業	総合防災訓練をはじめとし、地域で実施される防災訓練への支援、学校防災教育を実施し、災害時における被害が出ないことを目指します。	継続	防災対策課
避難行動要支援者対策	避難行動要支援者対策プランの全体計画及び要支援者カルテ・避難プランの策定等を目指します。	継続	防災対策課



第5章 子ども・子育て支援サービスの見込み量と確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員総数が、今後の施設・事業整備量の指標となることや、今後の子どもの数の増減を踏まえて、地域のきめ細かい教育・保育ニーズに対応していくには広域での調整を図っていくことが求められることから、本市では、教育・保育事業については中学校区単位、地域子ども・子育て支援事業については市内全域を圏域としてとらえ、教育・保育提供区域の基本とします。

教育・保育事業	区域設定	考え方
1号認定（3～5歳） 幼稚園／認定こども園	中学校区	地域のきめ細かい教育・保育ニーズに対応していくため、中学校区単位とする。
2号認定（3～5歳） 保育園／認定こども園		
3号認定（0～2歳） 保育園／認定こども園		
地域子ども・子育て支援事業	区域設定	考え方
①延長保育事業	市内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、市内全域とする。
②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）		
③子育て短期支援事業（ショートステイ）		
④地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）		
⑤一時預かり事業		
⑥病児・病後児保育事業		
⑦子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）		
⑧利用者支援事業（子育て世代包括支援センター）		
⑨妊婦一般健康診査		
⑩乳児家庭全戸訪問事業		
⑪養育支援訪問事業		



2 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制

子ども・子育て支援事業計画の作成にあたっては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出し、具体的な目標設定を行います。

量の見込みは地域の実情等を考慮し、保護者に対して実施する利用希望把握調査やこれまでの支給認定の実績値の推移の傾向を勘案して算出しています。また、算出した量の見込みに対応できるよう、確保方策を設定しています。

(1) 教育・保育事業の量の見込みと確保の方策（幼稚園・保育園・認定こども園等）

【事業の概要】

幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身を助長することを目的としています。

保育園は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

この他に、幼稚園、保育園の機能を備え、就学前の教育、保育、子育て支援サービスを総合的に提供する認定こども園があります。

【今後の方向性】

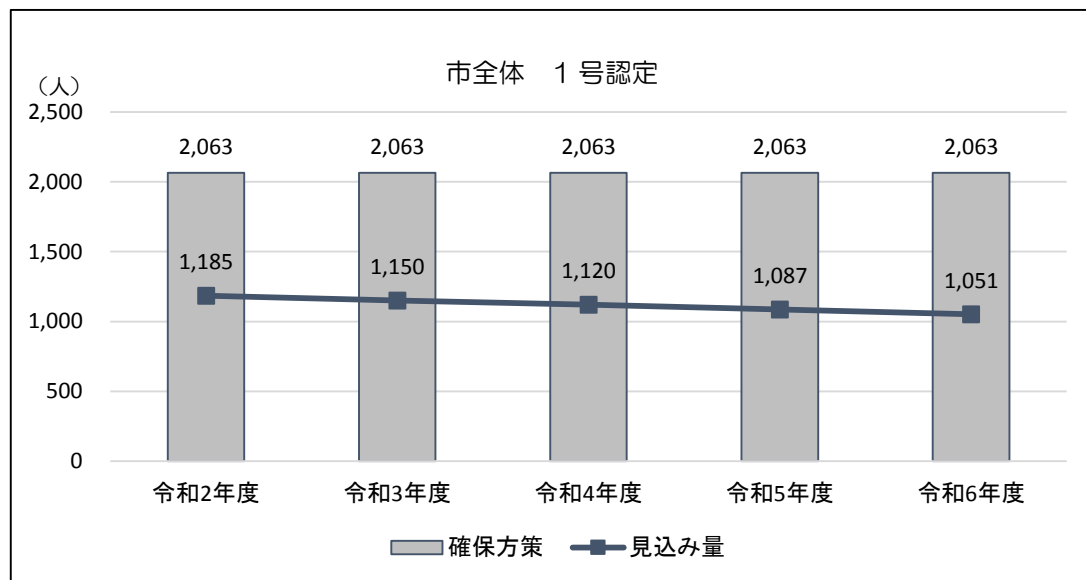
幼稚園及び保育園において、一部の中学校区で提供量が不足する見込みですが、他の中学校区の園の利用により、市全体としては、提供量が確保できる見込みです。

令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化及び母親の就労意向等の影響により、今後も一定のニーズが見込まれるため、保育士等の人材の確保に努め、サービスの提供体制の確保に努めます。

また、令和2年度より、飯南中学校区の「飯南ひまわり保育園」、「飯南たんぼぼ保育園」と飯高中学校区の「やまなみ保育園」の3保育園が保育所型認定こども園に移行します。

【提供体制（市全体 1号認定）】幼稚園・認定こども園（3～5歳）

区域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全体	①ニーズ量 （1号認定（2号認定相当を含む））	1,185人	1,150人	1,120人	1,087人	1,051人
	実施箇所数	23か所	23か所	23か所	23か所	23か所
	②確保方策	2,063人	2,063人	2,063人	2,063人	2,063人
	過不足 （②－①）	878人	913人	943人	976人	1,012人





【提供体制（中学校区別 1号認定）】幼稚園・認定こども園（3～5歳）

区域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
嬉野中学校区	①ニーズ量 （1号認定（2号認定相当を含む））	222人	211人	201人	191人	181人
	実施箇所数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
	②確保方策	425人	425人	425人	425人	425人
	過不足 （②－①）	203人	214人	224人	234人	244人
三雲中学校区	①ニーズ量 （1号認定（2号認定相当を含む））	151人	147人	142人	138人	134人
	実施箇所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	②確保方策	255人	255人	255人	255人	255人
	過不足 （②－①）	104人	108人	113人	117人	121人
鎌田中学校区	①ニーズ量 （1号認定（2号認定相当を含む））	176人	172人	168人	164人	159人
	実施箇所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	②確保方策	290人	290人	290人	290人	290人
	過不足 （②－①）	114人	118人	122人	126人	131人
東部中学校区	①ニーズ量 （1号認定（2号認定相当を含む））	57人	57人	60人	59人	54人
	実施箇所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	②確保方策	170人	170人	170人	170人	170人
	過不足 （②－①）	113人	113人	110人	111人	116人
久保中学校区	①ニーズ量 （1号認定（2号認定相当を含む））	162人	157人	152人	148人	143人
	実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	②確保方策	210人	210人	210人	210人	210人
	過不足 （②－①）	48人	53人	58人	62人	67人
殿町中学校区	①ニーズ量 （1号認定（2号認定相当を含む））	30人	29人	28人	27人	25人
	実施箇所数	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	②確保方策	0人	0人	0人	0人	0人
	過不足 （②－①）	▲30人	▲29人	▲28人	▲27人	▲25人

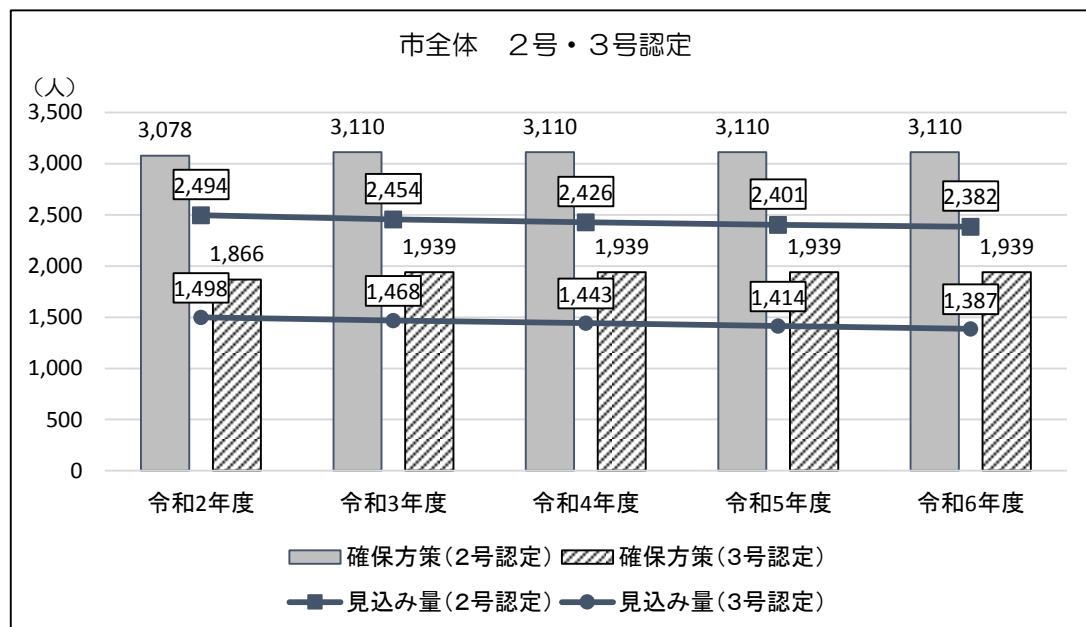
区域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
西中学校区	①ニーズ量 (1号認定(2号認定相当を含む))	146人	146人	145人	144人	143人
	実施箇所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	②確保方策	255人	255人	255人	255人	255人
	過不足 (②-①)	109人	109人	110人	111人	112人
中部中学校区	①ニーズ量 (1号認定(2号認定相当を含む))	148人	145人	142人	139人	136人
	実施箇所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	②確保方策	255人	255人	255人	255人	255人
	過不足 (②-①)	107人	110人	113人	116人	119人
大江(多気)中学校区	①ニーズ量 (1号認定(2号認定相当を含む))	52人	50人	48人	46人	44人
	実施箇所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	②確保方策	145人	145人	145人	145人	145人
	過不足 (②-①)	93人	95人	97人	99人	101人
飯南中学校区	①ニーズ量 (1号認定(2号認定相当を含む))	28人	24人	23人	23人	24人
	実施箇所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	②確保方策	50人	50人	50人	50人	50人
	過不足 (②-①)	22人	26人	27人	27人	26人
飯高中学校区	①ニーズ量 (1号認定(2号認定相当を含む))	13人	12人	11人	8人	8人
	実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	②確保方策	8人	8人	8人	8人	8人
	過不足 (②-①)	▲5人	▲4人	▲3人	0人	0人



【提供体制（市全体 2号認定・3号認定）】保育園・認定こども園

区域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全体	①ニーズ量 (2号認定) (3~5歳)	2,494人	2,454人	2,426人	2,401人	2,382人
	①ニーズ量 (3号認定) (0~2歳)	0歳	189人	180人	169人	163人
		1・2歳	1,309人	1,288人	1,267人	1,224人
	実施箇所数	36か所	36か所	36か所	36か所	36か所
	②確保方策	3~5歳	3,078人	3,110人	3,110人	3,110人
		0歳	322人	358人	358人	358人
		1・2歳	1,544人	1,581人	1,581人	1,581人
	保育利用率 (0~2歳)	0歳	27.5%	31.2%	32.0%	32.7%
		1・2歳	66.2%	66.9%	68.2%	69.7%
	過不足 (②-①)	3~5歳	584人	656人	684人	709人
		0歳	133人	178人	182人	195人
		1・2歳	235人	293人	314人	357人

※保育利用率とは、3号に該当する子どもに占める保育の利用定員数の割合。



【提供体制（中学校区別 2号認定・3号認定）】保育園・認定こども園

区域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
嬉野中学校区	①ニーズ量 (2号認定) (3～5歳)	273人	271人	269人	267人	265人
	①ニーズ量 (3号認定) (0～2歳)	0歳	19人	18人	17人	16人
		1・2歳	161人	160人	158人	155人
	実施箇所数		4か所	4か所	4か所	4か所
	②確保方策	3～5歳	286人	286人	286人	286人
		0歳	37人	37人	37人	37人
		1・2歳	202人	202人	202人	202人
	過不足 (②－①)	3～5歳	13人	15人	17人	19人
		0歳	18人	19人	20人	21人
		1・2歳	41人	42人	44人	47人
三雲中学校区	①ニーズ量 (2号認定) (3～5歳)	351人	337人	335人	332人	336人
	①ニーズ量 (3号認定) (0～2歳)	0歳	24人	23人	22人	21人
		1・2歳	193人	191人	189人	185人
	実施箇所数		4か所	4か所	4か所	4か所
	②確保方策	3～5歳	333人	333人	333人	333人
		0歳	63人	63人	63人	63人
		1・2歳	214人	214人	214人	214人
	過不足 (②－①)	3～5歳	▲18人	▲4人	▲2人	1人
		0歳	39人	40人	41人	42人
		1・2歳	21人	23人	25人	29人
鎌田中学校区	①ニーズ量 (2号認定) (3～5歳)	131人	129人	128人	127人	126人
	①ニーズ量 (3号認定) (0～2歳)	0歳	12人	11人	11人	10人
		1・2歳	66人	64人	62人	60人
	実施箇所数		2か所	2か所	2か所	2か所
	②確保方策	3～5歳	172人	172人	172人	172人
		0歳	15人	15人	15人	15人
		1・2歳	83人	83人	83人	83人
	過不足 (②－①)	3～5歳	41人	43人	44人	45人
		0歳	3人	4人	4人	5人
		1・2歳	17人	19人	21人	25人



区域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
東部中学校区	①ニーズ量 (2号認定) (3～5歳)	80人	76人	72人	68人	65人
	①ニーズ量 (3号認定) (0～2歳)	0歳	4人	3人	3人	2人
		1・2歳	48人	47人	47人	46人
	実施箇所数		1か所	1か所	1か所	1か所
	②確保方策	3～5歳	88人	88人	88人	88人
		0歳	3人	3人	3人	3人
		1・2歳	49人	49人	49人	49人
	過不足 (②－①)	3～5歳	8人	12人	16人	23人
		0歳	▲1人	0人	0人	1人
		1・2歳	1人	2人	2人	3人
久保中学校区	①ニーズ量 (2号認定) (3～5歳)	612人	609人	606人	603人	600人
	①ニーズ量 (3号認定) (0～2歳)	0歳	50人	49人	49人	48人
		1・2歳	313人	306人	300人	288人
	実施箇所数		8か所	8か所	8か所	8か所
	②確保方策	3～5歳	741人	774人	774人	774人
		0歳	92人	107人	107人	107人
		1・2歳	412人	429人	429人	429人
	過不足 (②－①)	3～5歳	129人	165人	168人	174人
		0歳	42人	58人	58人	59人
		1・2歳	99人	123人	129人	141人
殿町中学校区	①ニーズ量 (2号認定) (3～5歳)	184人	182人	180人	179人	177人
	①ニーズ量 (3号認定) (0～2歳)	0歳	6人	5人	5人	4人
		1・2歳	74人	72人	71人	68人
	実施箇所数		3か所	3か所	3か所	3か所
	②確保方策	3～5歳	282人	282人	282人	282人
		0歳	9人	9人	9人	9人
		1・2歳	84人	84人	84人	84人
	過不足 (②－①)	3～5歳	98人	100人	102人	105人
		0歳	3人	4人	4人	5人
		1・2歳	10人	12人	13人	16人

区域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
西中学校区	①ニーズ量 (2号認定) (3～5歳)	169人	166人	163人	161人	158人
	①ニーズ量 (3号認定) (0～2歳)	0歳	16人	15人	14人	13人
		1・2歳	100人	100人	98人	94人
	実施箇所数		2か所	2か所	2か所	2か所
	②確保方策	3～5歳	183人	183人	183人	183人
		0歳	28人	28人	28人	28人
		1・2歳	109人	109人	109人	109人
	過不足 (②-①)	3～5歳	14人	17人	20人	25人
		0歳	12人	13人	14人	15人
		1・2歳	9人	9人	11人	15人
中部中学校区	①ニーズ量 (2号認定) (3～5歳)	563人	557人	551人	546人	540人
	①ニーズ量 (3号認定) (0～2歳)	0歳	42人	40人	39人	37人
		1・2歳	291人	286人	282人	274人
	実施箇所数		7か所	7か所	7か所	7か所
	②確保方策	3～5歳	733人	732人	732人	732人
		0歳	65人	86人	86人	86人
		1・2歳	332人	352人	352人	352人
	過不足 (②-①)	3～5歳	170人	175人	181人	192人
		0歳	23人	46人	47人	49人
		1・2歳	41人	66人	70人	78人
大江(多気)中学校区	①ニーズ量 (2号認定) (3～5歳)	35人	35人	34人	33人	33人
	①ニーズ量 (3号認定) (0～2歳)	0歳	2人	2人	2人	1人
		1・2歳	20人	20人	19人	18人
	実施箇所数		2か所	2か所	2か所	2か所
	②確保方策	3～5歳	91人	91人	91人	91人
		0歳	2人	2人	2人	2人
		1・2歳	12人	12人	12人	12人
	過不足 (②-①)	3～5歳	56人	56人	57人	58人
		0歳	0人	0人	0人	1人
		1・2歳	▲8人	▲8人	▲7人	▲6人



区域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
飯南中学校区	①ニーズ量 (2号認定) (3~5歳)	64人	60人	57人	55人	52人
	①ニーズ量 (3号認定) (0~2歳)	0歳	9人	9人	9人	8人
		1・2歳	24人	24人	23人	22人
	実施箇所数		2か所	2か所	2か所	2か所
	②確保方策	3~5歳	110人	110人	110人	110人
		0歳	5人	5人	5人	5人
		1・2歳	30人	30人	30人	30人
	過不足 (②-①)	3~5歳	46人	50人	53人	55人
		0歳	▲4人	▲4人	▲4人	▲3人
		1・2歳	6人	6人	7人	8人
飯高中学校区	①ニーズ量 (2号認定) (3~5歳)	32人	32人	31人	30人	30人
	①ニーズ量 (3号認定) (0~2歳)	0歳	5人	5人	5人	4人
		1・2歳	19人	18人	18人	18人
	実施箇所数		1か所	1か所	1か所	1か所
	②確保方策	3~5歳	59人	59人	59人	59人
		0歳	3人	3人	3人	3人
		1・2歳	17人	17人	17人	17人
	過不足 (②-①)	3~5歳	27人	27人	28人	29人
		0歳	▲2人	▲2人	▲2人	▲1人
		1・2歳	▲2人	▲1人	▲1人	▲1人

（２）地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

①延長保育事業

【事業の概要】

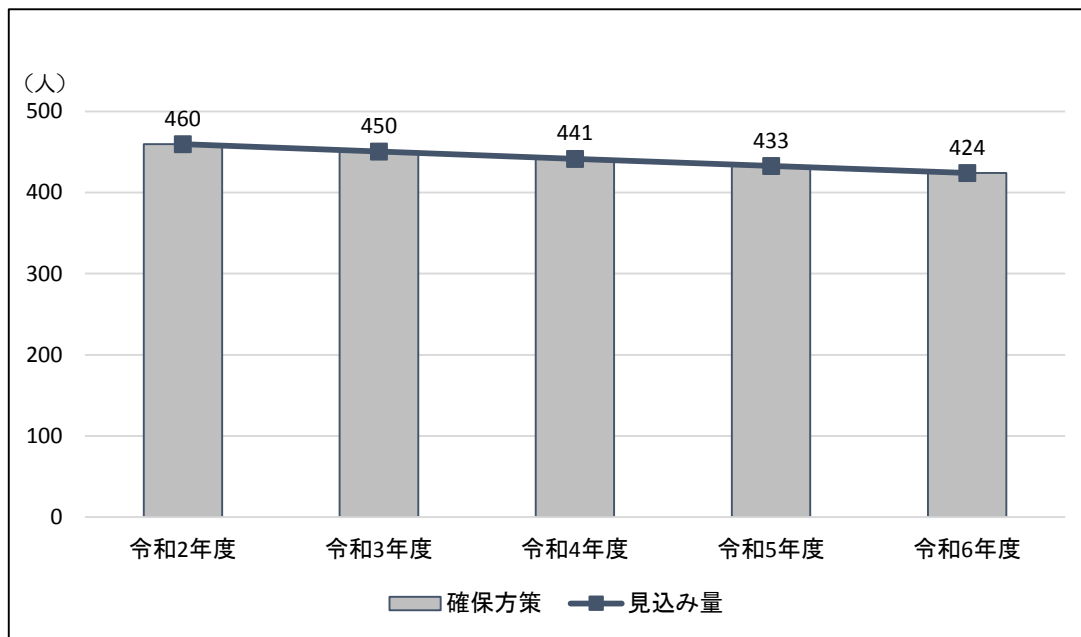
保育認定を受けた子どもについて、認可保育園や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

【今後の方向性】

公立保育園（２園）、私立認可保育園全園（１５園）にて、午後７時までの１時間の延長保育を実施しています。今後は、さらなる子育て世帯への支援を高めるため、延長保育事業のニーズを調査し、そのニーズに応えられるよう延長保育での対応を確保し、継続的に取り組みます。

【提供体制】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
ニーズ量	460 人	450 人	441 人	433 人	424 人
実施箇所数	17 か所	17 か所	17 か所	17 か所	17 か所
確保方策	460 人	450 人	441 人	433 人	424 人
過不足 （確保方策－ニーズ量）	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人





②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業の概要】

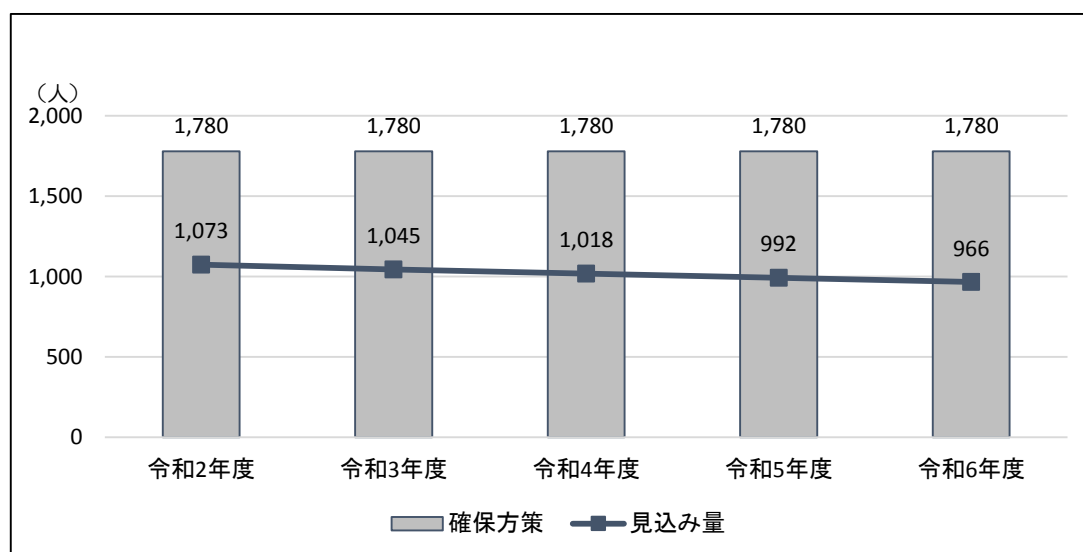
保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、支援員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

【今後の方向性】

放課後の適切な遊びと生活の場の確保に努めます。特に、ハード面の現状のもと、学校敷地内での建物の整備などを進め、今後5年間の計画の中で場所・内容を検討していきます。

【提供体制】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	1,073 人	1,045 人	1,018 人	992 人	966 人
1年生	325 人	315 人	306 人	297 人	288 人
2年生	258 人	252 人	247 人	241 人	236 人
3年生	225 人	221 人	216 人	212 人	208 人
4年生	145 人	142 人	138 人	135 人	131 人
5年生	79 人	76 人	74 人	72 人	70 人
6年生	41 人	39 人	37 人	35 人	33 人
実施箇所数	36 か所	36 か所	36 か所	36 か所	36 か所
確保方策	1,780 人	1,780 人	1,780 人	1,780 人	1,780 人
過不足 (確保方策－ニーズ量)	707 人	735 人	762 人	788 人	814 人



③子育て短期支援事業（ショーステイ）

【事業の概要】

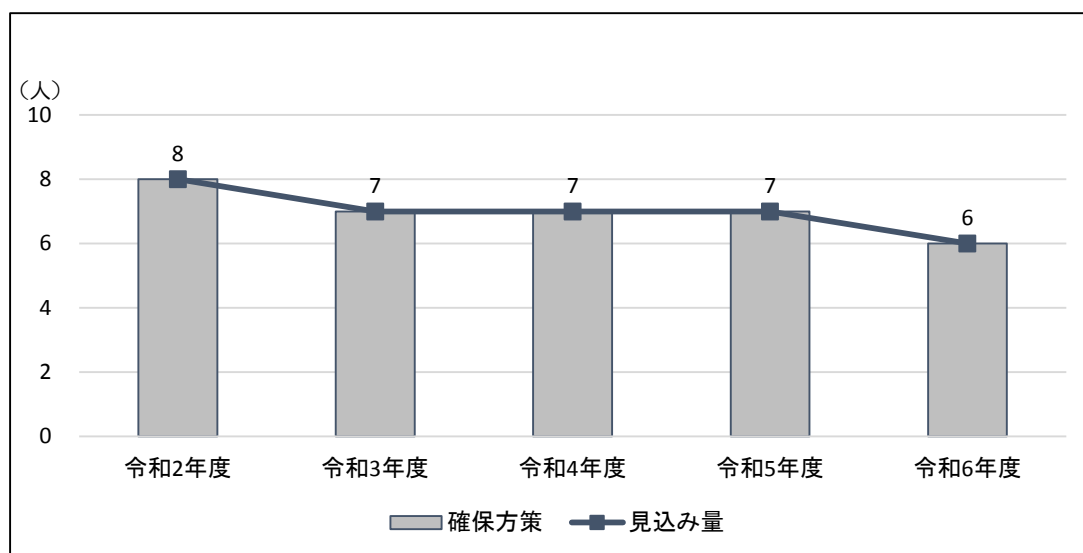
保護者の疾病や仕事等により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、または、緊急一時的に母子を保護することが必要な時に、児童養護施設その他の施設において保護を行う事業です。

【今後の方向性】

養育困難な在家庭の支援を行う制度なので、限られたニーズに対応することになりますが、民間施設での託児など、今後新制度の中で対応を検討します。

【提供体制】

※延利用者数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	8人	7人	7人	7人	6人
実施箇所数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
確保方策	8人	7人	7人	7人	6人
過不足 (確保方策－ニーズ量)	0人	0人	0人	0人	0人





④地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

【事業の概要】

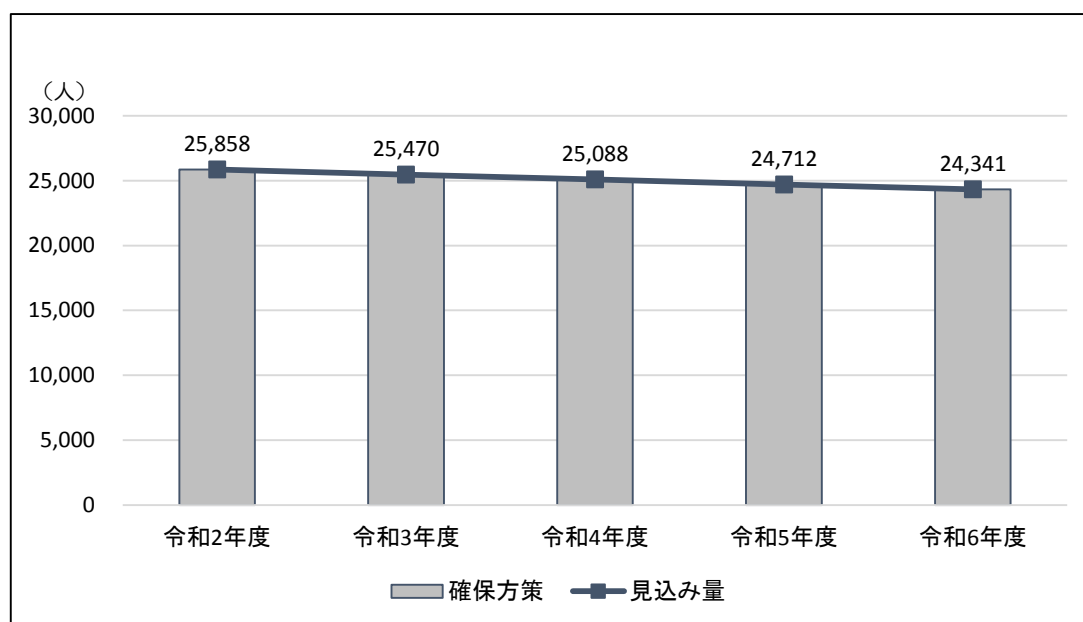
乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【今後の方向性】

育児不安等についての相談・助言を求める保護者の訪問も定期的にあり、子育てのしやすい環境を整える上では必要な事業です。今後も、拠点箇所の人員の体制も整えながら、乳幼児の保護者の支援を行っていきます。

【提供体制】

※延利用者数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	25,858人	25,470人	25,088人	24,712人	24,341人
実施箇所数	13か所	13か所	13か所	13か所	13か所
確保方策	25,858人	25,470人	25,088人	24,712人	24,341人
過不足 （確保方策－ニーズ量）	0人	0人	0人	0人	0人



⑤一時預かり事業

【事業の概要】（幼稚園）

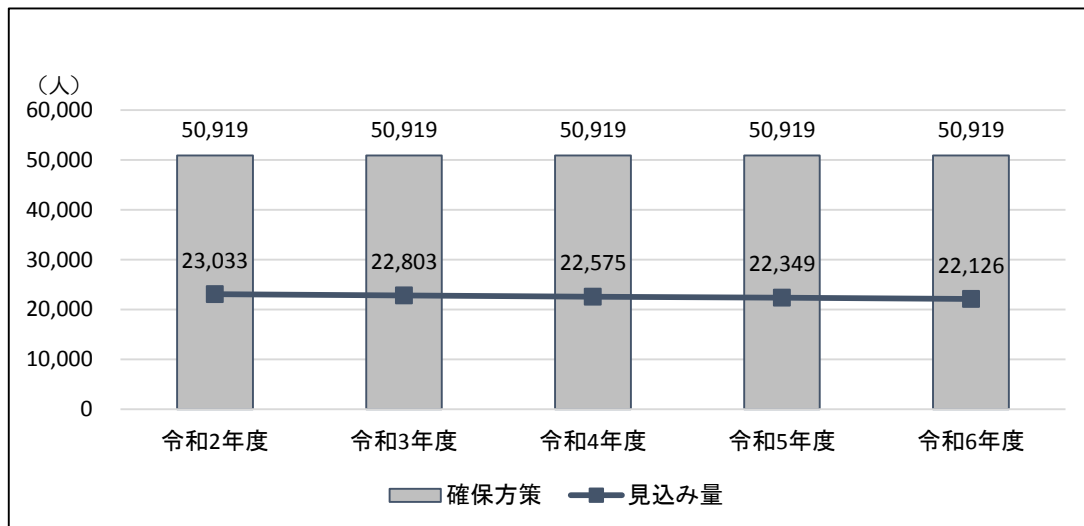
幼稚園において、通常の教育時間の前後（教育時間の延長）や長期休業期間中などに保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施します。

【今後の方向性】

私立幼稚園（2園）、公立幼稚園（4園）で実施している「預かり保育」については、ニーズを把握しながら、点検・評価していきます。

【提供体制】

※延利用者数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	23,033 人	22,803 人	22,575 人	22,349 人	22,126 人
確保方策	50,919 人	50,919 人	50,919 人	50,919 人	50,919 人
過不足 （確保方策－ニーズ量）	27,886 人	28,116 人	28,344 人	28,570 人	28,793 人





【事業の概要】（幼稚園以外）

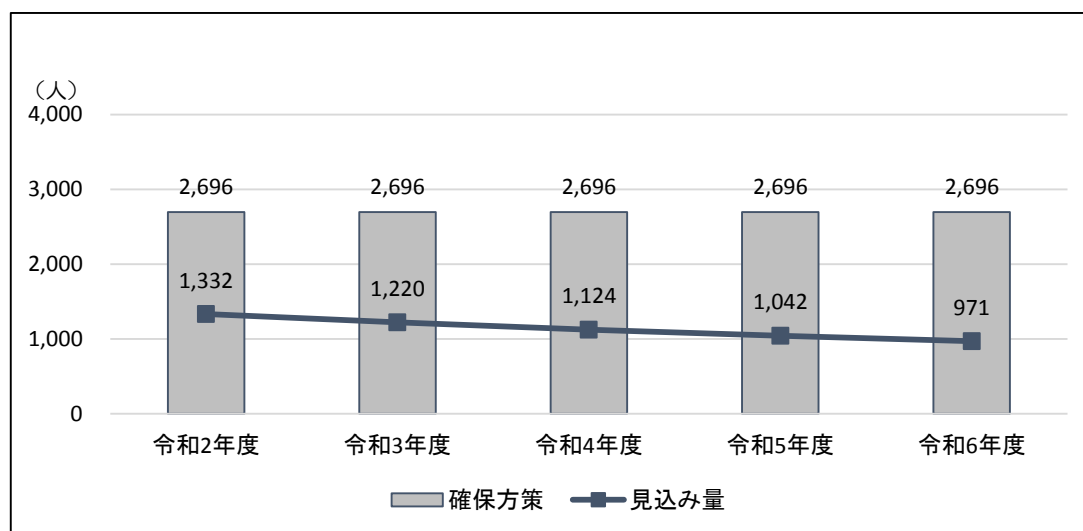
在宅等において、保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間に一時的に預かります。

【今後の方向性】

平成30年度から病児・病後児保育事業を実施している事業所において、「一時預かり事業（一般型）」を開始しました。初年度は、400人を超える利用があり、一定のニーズが認められることから、今後も実施していきます。

【提供体制】

※延利用者数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	1,332人	1,220人	1,124人	1,042人	971人
確保方策	2,696人	2,696人	2,696人	2,696人	2,696人
過不足 （確保方策－ニーズ量）	1,364人	1,476人	1,572人	1,654人	1,725人



【一時預かり事業（全体）の今後の方向性】

令和元年10月に幼児教育・保育の無償化が始まり、一時的な保育への要望、利用状況に変化がある可能性もあることから、認可外保育施設で実施する一時的な保育、ファミリーサポートセンター事業などと役割分担を図りつつ、適切な一時預かりを検討します。

⑥病児・病後児保育事業

【事業の概要】

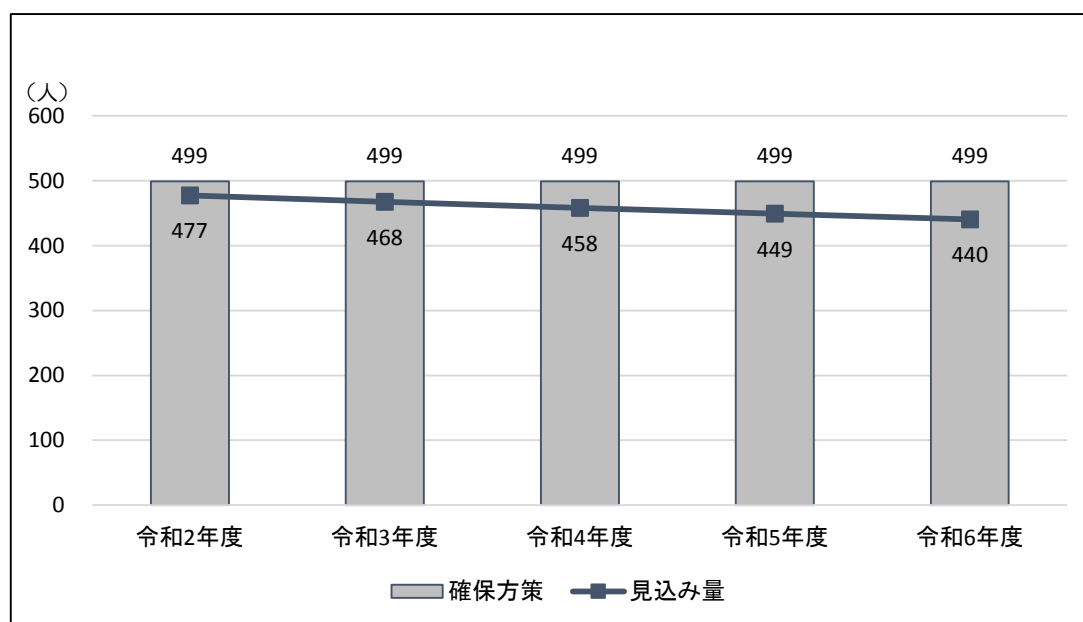
病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由により、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かります。

【今後の方向性】

平成 30 年度より実施事業所が 1 か所増え、2 か所の事業所で実施しました。平成 30 年度の利用者も約 500 人と年々利用者は増加傾向にあります。今後も、ニーズに対応できるよう、医療機関と連携した病児・病後児保育を継続していきます。

【提供体制】

※延利用者数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	477 人	468 人	458 人	449 人	440 人
実施箇所数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
確保方策	499 人	499 人	499 人	499 人	499 人
過不足 (確保方策－ニーズ量)	22 人	31 人	41 人	50 人	59 人





⑦子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）

【事業の概要】

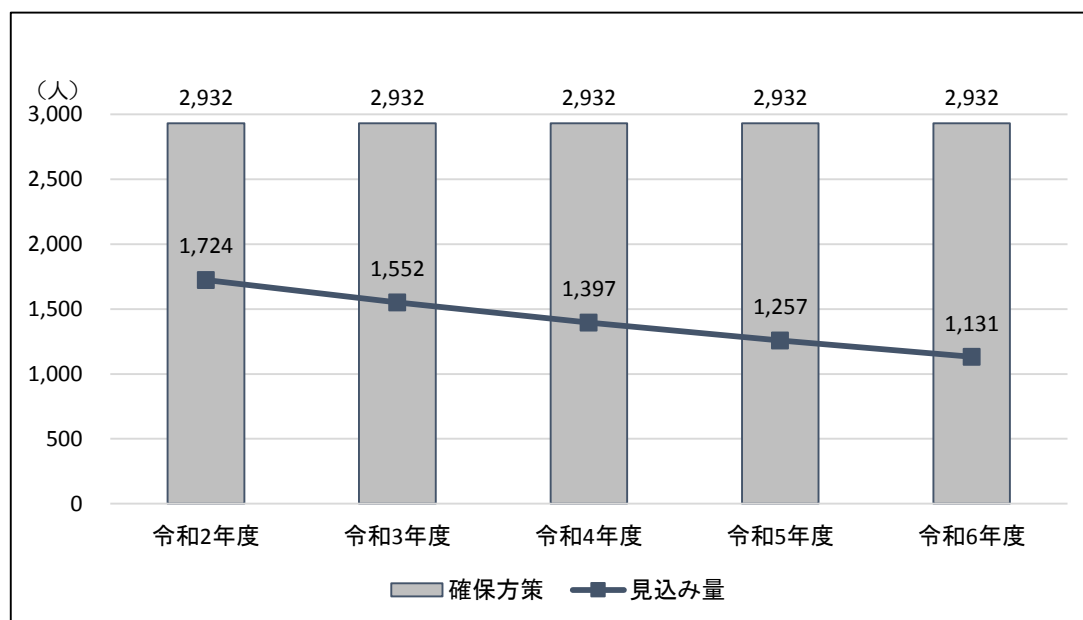
育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となり、有償で子どもを預かるなど相互援助活動組織で、依頼会員は小学校6年生までの子どもを持つ保護者です。

【今後の方向性】

支援体制の充実及び事業の継続性を図るため、継続して提供会員の講習会を実施し、提供会員の確保に努めていきます。

【提供体制】

※延利用者数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	1,724人	1,552人	1,397人	1,257人	1,131人
確保方策	2,932人	2,932人	2,932人	2,932人	2,932人
過不足 （確保方策－ニーズ量）	1,208人	1,380人	1,535人	1,675人	1,801人



⑧利用者支援事業（子育て世代包括支援センター）

【事業の概要】

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、妊娠届け出等の機会を通して得た情報を基に全妊婦の状況を把握し、必要時に相談支援等を実施し、サポートの強化を行います。また、関係機関と連携を行い、妊娠期から子育て期にわたるまで包括的かつ継続的な途切れない支援体制を構築します。

子育て世代包括支援センターを平成 27 年度に旧健康センターに設置し、現在、健康センターはるる（平成 29 年度）・嬉野保健センター（平成 30 年度）の 2 か所に設置しています。

【今後の方向性】

各センターには、地区担当保健師を配置し、専門知識を活かしながら利用者の視点に立ち、妊娠・出産・子育てに関する支援のマネジメントを行う母子保健コーディネーターを中心に、細やかな相談支援を実施できるように努めていきます。

【提供体制】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニーズ量	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
基本型・特定型	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
母子保健型	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
確保方策	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
過不足 （確保方策－ニーズ量）	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所



⑨妊婦一般健康診査

【事業の概要】

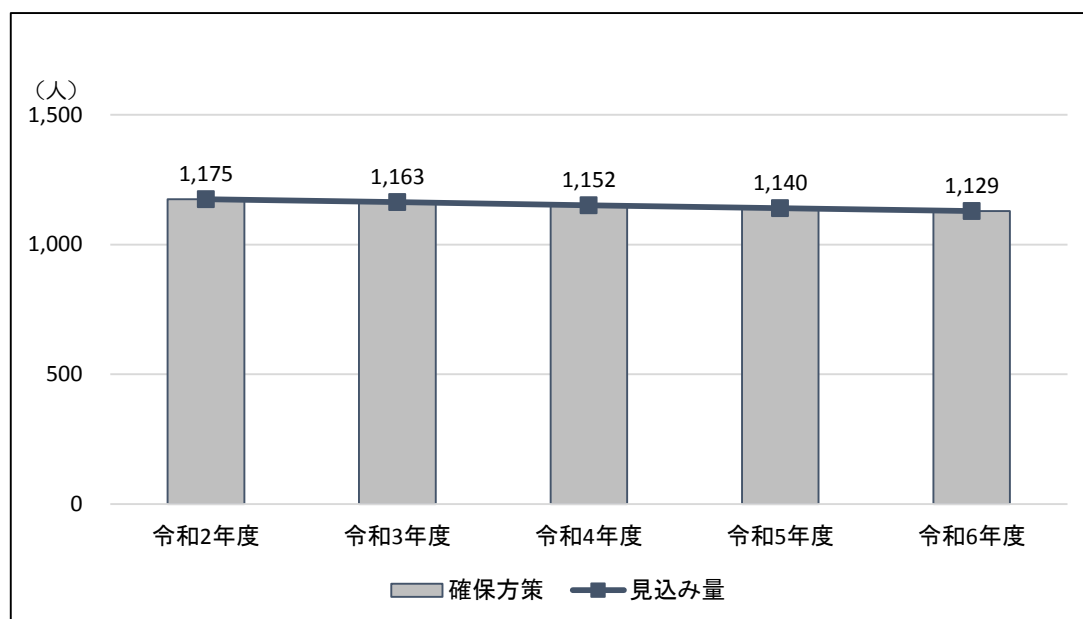
母子保健法に基づき、妊婦の異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導・支援を行い、安全な分娩と健康な児の出産につなげることを目的として健康診査を行う事業です。

【今後の方向性】

「母子保健のしおり」の妊婦一般健康診査依頼票及び結果票を発行し、妊婦健康診査費用の一部（14回）を助成します。妊婦健診実施医療機関と連携し、妊婦に対し必要な支援を行います。また、里帰り等で県外の医療機関で妊婦一般健康診査を受診した場合、費用の一部助成を行います。

【提供体制】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	1,175人	1,163人	1,152人	1,140人	1,129人
実施体制	実施場所：県内の産科医療機関、助産所等に委託し実施。健康診査で市に指示があったケースの早期対応に努め妊娠期からの途切れない支援に努めます。 実施体制：33人				
確保方策	1,175人	1,163人	1,152人	1,140人	1,129人
過不足 （確保方策－ニーズ量）	0人	0人	0人	0人	0人



⑩乳児家庭全戸訪問事業

【事業の概要】

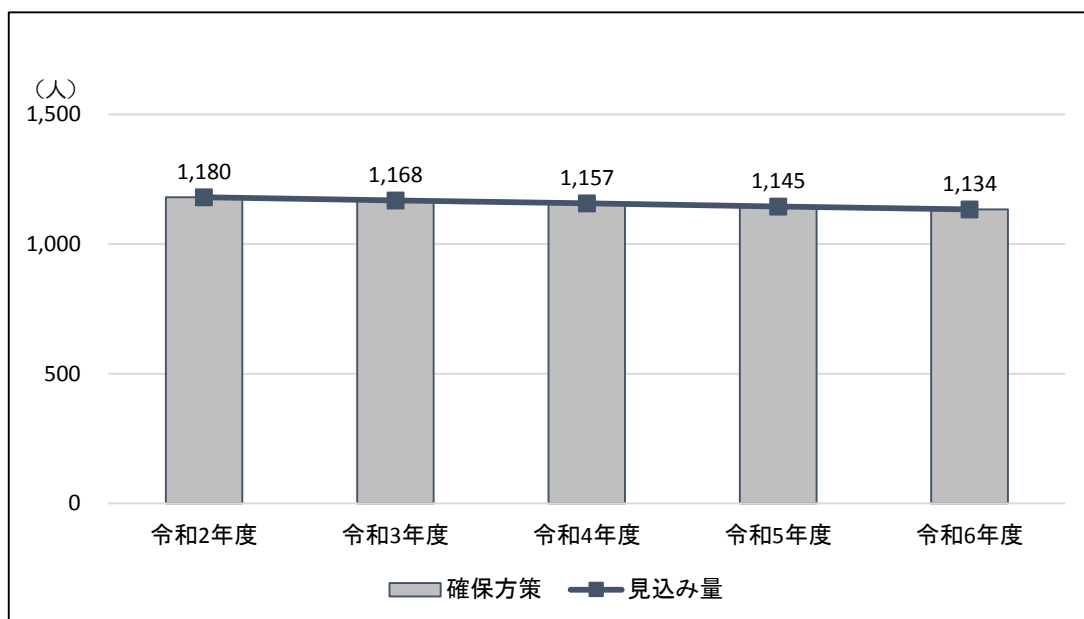
生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

【今後の方向性】

すべての家庭を訪問し、子育ての孤立を防ぎ、不安なく安心して子育てができるよう必要な支援や助言を行うために、引き続き全戸訪問に努めていきます。

【提供体制】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	1,180人	1,168人	1,157人	1,145人	1,134人
実施体制	実施機関：健康センター、嬉野保健センター、飯南地域振興局、 飯高地域振興局 実施体制：33人＋個人委託 17人				
確保方策	1,180人	1,168人	1,157人	1,145人	1,134人
過不足 (確保方策－ニーズ量)	0人	0人	0人	0人	0人





⑪養育支援訪問事業

【事業の概要】

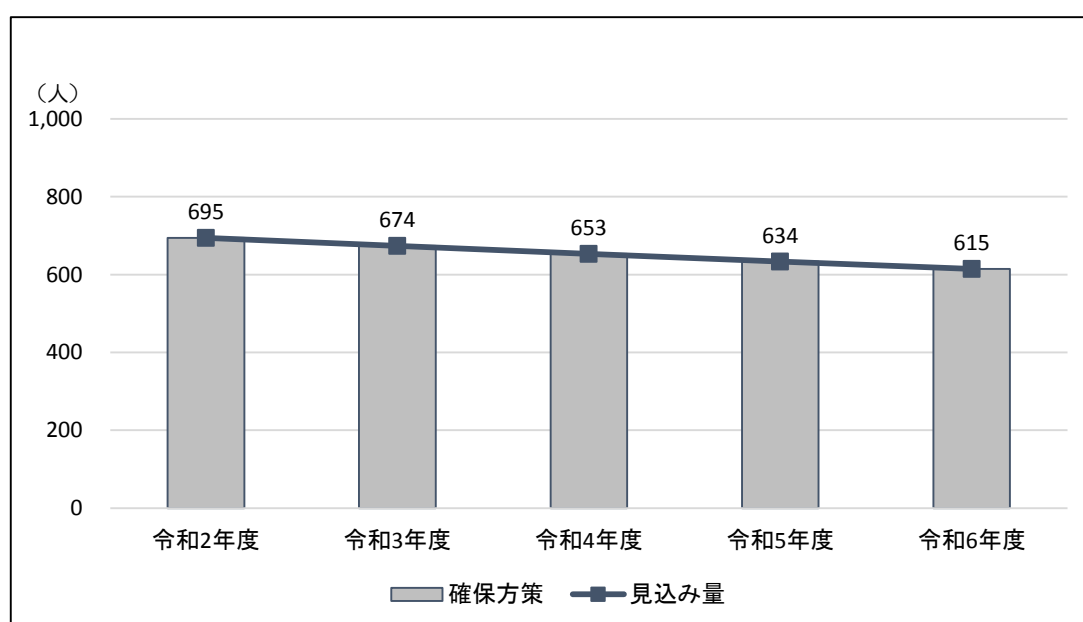
児童の養育を行うために支援が必要である家庭に対し、子育て経験者等による育児・家事援助や保健師等による育児に関する技術的支援（相談指導・助言）を行います。また、出産前で特に支援が必要と認められる妊婦に対しても同様の支援を行います。

【今後の方向性】

相談支援については職員の相談技術のさらなるスキルアップを図り、充実させていきます。

【提供体制】

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	695人	674人	653人	634人	615人
実施体制	実施機関：育児・家事援助⇒委託 専門的相談支援⇒健康センター、嬉野保健センター、 飯南地域振興局、飯高地域振興局 実施体制：育児・家事援助 17人、専門的相談支援 33人				
確保方策	695人	674人	653人	634人	615人
過不足 （確保方策－ニーズ量）	0人	0人	0人	0人	0人



⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業の概要】

特定教育・保育施設の利用者負担額については、市の条例や規則により保護者の所得等に応じて決定されますが、施設によっては、日用品や文房具など必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用などの実費徴収を行う場合があります。そういった実費分について、低所得で生計が困難であるものを対象に、公費による補助を行う事業です。

また、幼児教育・保育の無償化に伴い、すべての幼稚園において低所得で生計が困難であるものや小学3年生までの兄弟が2人以上いる児童の場合、副食材料費分について補助を行うための事業です。

【今後の方向性】

副食材料費については、幼児教育・保育の無償化に伴い補助事業を実施しました。それ以外の事業の実施については、国や県、近隣市町の動向を踏まえ、市民ニーズを把握しながら検討します。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業の概要】

待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を生かしながら、保育園、地域型保育事業などの整備を促進していくこととされています。

しかしながら、新たに整備・開設した施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、利用者の信頼関係を築いていくためには、一定期間必要であることから、新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言のほかに、他の事業者の連携施設のあっせんなどを行います。

【今後の方向性】

今後、新規事業者の参入があった場合には、事業の導入について検討します。



第6章 計画の推進にあたって

1 教育・保育の一体的提供の推進

認定こども園が幼稚園及び保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを周知するとともに、将来的な児童人口の減少を見据え、幼稚園及び保育園から認定こども園への移行に必要な支援、その他認定こども園の普及に必要な支援を行います。

また、認定こども園、幼稚園及び保育園の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校等との連携を図ります。

2 教育・保育の質の確保へ向けた取組み

(1) 教育・保育の質の向上

生涯にわたる人間形成の基盤となる乳幼児期において、適切な保育や教育を受けることができるように、幼稚園・保育園・認定こども園等において、一人ひとりの子どもの発達に必要な経験を見通した教育・保育の内容と環境の充実に努めます。

(2) 幼稚園教諭・保育士等の資質の向上

幼稚園教諭、保育士、保育教諭の合同研修を行うなど、情報や共通の課題を共有するとともに、幼稚園・保育園・認定こども園等それぞれの教育・保育の特徴を把握しつつ、職務能力の向上を図る取組みを推進します。

(3) 就学前教育・保育から小学校教育への円滑な接続の推進

小学校での学習や生活を円滑に行えるよう、就学前教育・保育と小学校教育の滑らかで確実な接続を図り、幼稚園・保育園・認定こども園・小学校・中学校が互いに教育の方向性を共有して、育ちと学びの連続性を見通した教育内容の充実に努めていきます。

3 国際化の進展に伴う幼児への支援・配慮

子どもの環境を取り巻く国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、外国から帰国した幼児や外国人幼児、親が国際結婚の幼児などの増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を図ります。

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化に伴い、認可外保育施設等を利用する方が無償化の対象となるためには、「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。本市では、公正かつ適正な支給の確保とともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、円滑な給付を実施します。

5 国・県等との連携

計画に掲げる取組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

6 計画の進行管理

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「松阪市子ども・子育て会議」にて、施策の実施状況について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。

また、本計画において、保育・教育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を設定していますが、数値による把握・評価を行うとともに、子どもの人口の推移や子ども・子育て支援事業に関するニーズの変化、事業の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて量の見込みと確保方策等について見直しを行います。

【計画におけるPDCAサイクル】





資料編

1 松阪市子ども・子育て会議条例

平成25年6月24日条例第33号

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第77条第1項の規定に基づき、松阪市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 子ども・子育て会議は、次の事項を所掌するものとする。

- （1） 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- （2） 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- （3） 松阪市子ども・子育て支援事業計画に関する事。
- （4） 松阪市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する事。
- （5） その他必要な事項に関する事。

（組織）

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。ただし、より専門的な調査審議を行う必要があると認められるときは、臨時に委員を置くことができる。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1） 学識経験を有する者
- （2） 子どもの保護者
- （3） 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- （4） 公募の市民
- （5） その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第7条 会長は、子ども・子育て会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

（専門部会）

第8条 第2条に規定する所掌事務についてより専門的な調査審議を行う必要があるときは、子ども・子育て会議に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員及び臨時に置く委員をもって組織する。

（報酬及び費用弁償）

第9条 委員の報酬及び費用弁償は、松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年松阪市条例第53号）の定めるところにより支給する。

（秘密の保持）

第10条 委員及び専門部会の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

（庶務）

第11条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部こども局こども支援課において処理する。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（招集の特例）

2 子ども・子育て会議の最初の会議は、第6条第1項の規定に関わらず、市長が招集する。

附 則（平成29年3月30日条例第4号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。



2 策定経過

開催日	審議内容等
平成30年9月20日	第19回 松阪市子ども・子育て会議 ・松阪市子育て支援に関するアンケート調査案について
平成30年11月26日～ 12月12日	松阪市子育て支援に関するアンケート調査実施 未就学児童の保護者アンケート 配布 1,500 通 回収 900 通 回収率 60.0% 就学児童の保護者アンケート 配布 1,500 通 回収 915 通 回収率 61.0%
平成31年3月28日	第20回 松阪市子ども・子育て会議 ・松阪市子育て支援に関するアンケート調査結果について
令和元年7月11日	第21回 松阪市子ども・子育て会議 ・量の見込み（ニーズ量）の推計結果について
令和元年9月26日	第22回 松阪市子ども・子育て会議 ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みに対する確保方策について
令和元年11月28日	第23回 松阪市子ども・子育て会議 ・第2期松阪市子ども・子育て支援事業計画（素案）の検討について
令和元年12月23日～ 令和2年1月23日	第2期松阪市子ども・子育て支援事業計画（素案）についてのパブリックコメントを実施
令和2年2月13日	第24回 松阪市子ども・子育て会議 ・第2期松阪市子ども・子育て支援事業計画（最終案）の検討について

3 松阪市子ども・子育て会議委員名簿

松阪市子ども・子育て会議委員名簿（平成 30 年度・令和元年度）

委員氏名	役職	選出区分	備考
須永 進	三重大学教育学部 幼児教育講座特任教授	学識経験者	会長
岡田 晴夫	市民公募委員	市民公募委員	
小林 奈美	市民公募委員	市民公募委員	
前田 則生	松阪市PTA連合会長	小中学校保護者代表	平成 31 年 3 月 31 日まで
樗井 慎			平成 31 年 4 月 1 日から
水谷 清美	松阪市PTA連合会幼稚園部長	幼稚園保護者代表	平成 31 年 3 月 31 日まで
村田 和子			平成 31 年 4 月 1 日から
亀田 泰正	若葉保育園保護者会長	保育園保護者代表	
三浪 綾子	松阪市放課後児童クラブ 連絡協議会相談役	放課後児童クラブ 保護者代表	
鈴木 エリ子	花岡キッズハウス支援員	放課後児童クラブ 支援員代表	
大橋 信	おおはし小児科院長	小児科医代表	
世古口 茂樹	第三銀行 松阪市役所出張所長	企業代表	
塩谷 明美	松阪子どもNPOセンター理事長	市民活動団体代表	副会長
高島 清子	松阪認可保育園連盟会長	私立保育園代表	
高橋 恵司	まつさか幼稚園長	私立幼稚園代表	
堤 康雄	松阪市民生委員児童委員協議会 連合会主任児童委員部会長	民生委員児童委員代表	
染谷 香奈子	松阪市社会福祉協議会	福祉団体代表	平成 31 年 3 月 31 日まで
澁谷 裕子			平成 31 年 4 月 1 日から
丸山 竜平	三重県教職員組合松阪支部	労働者代表	平成 31 年 3 月 31 日まで
山田大路 雅弘			平成 31 年 4 月 1 日から
松田 まゆみ	松阪市立米ノ庄小学校長	小中学校代表	平成 31 年 3 月 31 日まで
萬濃 正通	松阪市立朝見小学校長		平成 31 年 4 月 1 日から
稲葉 義彦	松阪市立豊田幼稚園長	公立幼稚園代表	
小林 美花代	松阪市立保育園長会長	公立保育園代表	平成 31 年 3 月 31 日まで
竹川 尚子			平成 31 年 4 月 1 日から



4 用語解説（50音順）

あ行

【預かり保育】

幼稚園において通常の教育時間前後に希望者を対象として一時的に預かる事業のこと。

か行

【合計特殊出生率】

人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの数を示す。女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までと規定し、それぞれの出生率を出し、足し合わせることで、人口構成の偏りを排除し、一人の女性が一生に産む子どもの数の平均を求めたもの。

【子ども・子育て関連3法】

平成24年8月に成立した次の3つの法律のことをいう。

- ①「子ども・子育て支援法」
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）
- ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）

【子どもの貧困】

貧困について、子どものおかれている状況に着目した概念。厚生労働省の「平成28年国民基礎調査」によると、子どもの貧困率は13.9%となっており、およそ7人に1人が経済的に貧困の状態となっている。

さ行

【児童虐待】

児童虐待とは、父母などの保護者が子ども（監護する児童）に行う「身体的虐待」、「性的虐待」、「ネグレクト（放置、保護の怠慢）」、「心理的虐待」とされており、これらの行為は、法律で禁止されている。

【スクールカウンセラー】

スクールカウンセラーとは、学校において、子どもの生活上の問題や悩みごとについて相談を受けたり、助言したりする臨床心理の専門職。

【スクールソーシャルワーカー】

スクールソーシャルワーカーとは、学校において、子どもを取り巻く課題を解決できるよう、支援を行う社会福祉の専門職。

た行

【待機児童】

認可保育園等の保育施設に入所申請をし、入所の条件を満たしているにもかかわらず入所ができない状態にある子どものこと。

【地域型保育事業】

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。（子ども・子育て支援法第7条）

な行

【認可保育園】

保護者や同居の親族が仕事・病気などで、昼間にお子さんを保育できない場合に、保護者に代わって保育する児童福祉施設。国が定める基準を満たし、行政によって認可されて運営される。（基準とは、保育室などの広さ・数・充実度、保育士の人数など）

【認可外保育施設】

「認可保育園」以外の認可を受けていない保育施設（保育者の自宅で行うもの、少人数のものを含む）の総称。

【認定こども園】

保護者が働いているかどうかに関わらず、小学校就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供する機能と、地域における子育て支援として相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能を合わせ持つ施設。

ら行

【療育】

発達に支援の必要な子どもが社会的に自立することを目的として、子どもの持っている能力を十分に発揮できるよう援助すること。

わ行

【ワーク・ライフ・バランス】

仕事と生活の調和のことで、性別や年齢に関係なく、仕事と生活全般（家庭生活だけでなく、地域活動やボランティア、趣味、学習などのさまざまな活動を含む）のバランスをとろうとする考え方、またはバランスがとれた状態のこと。

第2期松阪市子ども・子育て支援事業計画

発行年月 令和2年3月

企画・編集 松阪市健康福祉部こども局こども支援課

〒515-8515 松阪市殿町 1340 番地 1

TEL 0598-53-4081

FAX 0598-26-9113